

第2次澁川市環境基本計画 (2024—2028)

はじめに

本市では、恵まれた豊かな自然環境を維持、保全し将来に継承していくために、平成18（2006）年に「渋川市環境基本条例」を制定するとともに、その具体的な取組として、平成21（2009）年に「渋川市環境基本計画」を策定し、環境保全に向け様々な施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。



その後、環境に対する世界的な動向や、国内の社会・経済動向が変化する中で、これまでの取組を検証しつつ、環境政策を更に推進するために、平成31（2019）年に「第2次渋川市環境基本計画」を策定したところです。

このたび、第2次計画の中間見直し年度を迎えたことから、市民意識調査や国の動向などを踏まえ、「第2次渋川市環境基本計画」の改訂を行いました。

この改訂では、本市が目指す環境像である『豊かな自然と多様な風土をみんなで守り育て未来へ継承するまち・しぶかわ』を継承しつつ、各施策を総合的に推進するために、新たな個別目標や指標の追加などを行っております。

環境政策は経済のグローバル化等により、国際的な課題として位置付けられており、各国が協調して取り組まなければならない課題です。しかしながら、こうした課題は、一人ひとりがそれぞれの日常生活の取組の積み重ねにより、改善していくことが必要であります。そのため、本計画を推進する中で市、市民、事業者等との協力連携が不可欠となります。

誰もが地域社会の一員として、それぞれの役割を担い、互いに支え合いながら、この豊かな自然を将来に向けて残し、継承していくためにも、今後も環境政策の推進を継続してまいりますので、皆様方の一層のご理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の改訂に当たり、ご尽力いただきました渋川市環境審議会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました市民の皆様、関係団体の皆様に、心より御礼を申し上げます。

令和6（2024）年3月

渋川市長

高木 勉

目次

第1章	第2次計画見直しの基本的な考え方	
1	第2次計画見直しの目的	2
2	第2次計画見直しの考え方	2
3	見直しの範囲	3
4	計画の位置づけ	4
5	計画の期間	4
6	計画の目的と対象分野	5
7	推進主体	6
第2章	計画の基本的事項	
1	市域の概況	8
2	本市の特色	13
3	地域類型別の特性	14
4	市民、中学生、事業者の意識	16
第3章	計画の方向	
1	環境像	22
2	基本理念	23
3	施策の体系	24
第4章	施策の展開	
	基本方針1【生活環境】安全で安心して生活し続けられるまち	29
	基本方針2【自然環境】緑と水がおりなす多様な自然・生物と共生するまち	37
	基本方針3【快適環境】地域の歴史や文化を再発見し、身近な自然環境を生かした景観をつくるまち	43
	基本方針4【循環型社会】廃棄物を減らし、資源を循環利用するまち	49
	基本方針5【地球環境】持続可能な低炭素化を進めるまち	55
	基本方針6【学習・参加】地域協働による環境づくりをするまち	65
第5章	重点施策	
1	重点施策の位置付け	72
2	重点施策	72
第6章	計画の推進	
1	市民・事業者・市の行動	78
2	進行管理	84
3	推進体制	86
	資料編	87

第 1 章

第 2 次計画見直しの基本的 な考え方

1 第2次計画見直しの目的

本市では、平成30（2018）年度に策定した「第2次渋川市環境基本計画（令和元（2019）年度～令和10（2028）年度）」（以下、「第2次計画」という。）に基づき、本市の豊かな自然や歴史・文化などを守り育て、将来世代へこれらを引き継ぐため、市民・事業者・市がそれぞれの立場でお互いが協力連携しながら活動してきたところです。

しかしながら、近年の私たちを取り巻く環境は、人間活動によって日々変化し、経済のグローバル化等により、地球温暖化や海洋プラスチック問題など私たち自身の生活に直結する課題も増加しております。こうした課題は短期間では解決できない状態にまで複雑化しており、私たち自身が一人一人のライフスタイルから変えていかなければなりません。環境保全と経済活動が調和する循環型社会を構築するためには、私たち自身の環境に対するこれまで以上に高い関心と、あらゆる対策への積極的な取組が求められています。

第2次計画策定以降、令和2（2020）年には本市の雄大で美しい自然環境、魅力ある景観と太陽光発電設備を設置する事業との調和を図るため、「渋川市自然環境、景観等太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」を施行し、また、非化石燃料使用を推進するために、令和4（2022）年度に「第4期地球温暖化対策実行計画（事務事業）」を策定したところです。この他、食品や生産者及び自然の恩恵に感謝する心を育むことを目的に令和3（2021）年に「渋川市もったいないの心を持って食品ロスの削減を推進する条例」を制定いたしました。令和4（2022）年度には、この条例の目的を具現化するために「渋川市食品ロス削減推進計画」を策定しております。

このような取組を行う中において、この第2次計画については、計画期間の中間年次である令和5（2023）年度に、市政の動向、社会情勢、政府の動向や制度変更に対応するため、中間見直しを実施することとしております。第2次計画策定後も地球の温暖化や自然破壊は進み、二酸化炭素の削減や新たなエネルギーへの転換等が地球規模で求められており、これらの課題に取り組むためにも新たな指針が必要とされています。

こうした状況を踏まえ、本市の環境政策の基本となる第2次計画を次のとおり見直したものです。

2 第2次計画見直しの考え方

（1）第2次計画の検証及び実施計画の点検

ア 第2次計画に基づくこれまでの施策や指標の推進の成果及び課題を反映しました。

イ 第2次計画の施策の継続性を考慮しつつ、第2次計画策定後の本市を取り巻く社会情勢、政府の動向や制度の変更を的確に捉え、第2次計画改訂版で取組が必要となる施策や事業を適切に反映しました。

（2）基礎資料分析内容の反映

ア 最新の既存資料の活用や環境保全等に使用される施設等、環境実態の現地調査等を行い、本市の環境特性の現状と第2次計画を具現化するための課題を総合的に整理することで、第2次計画の進行管理に活用します。

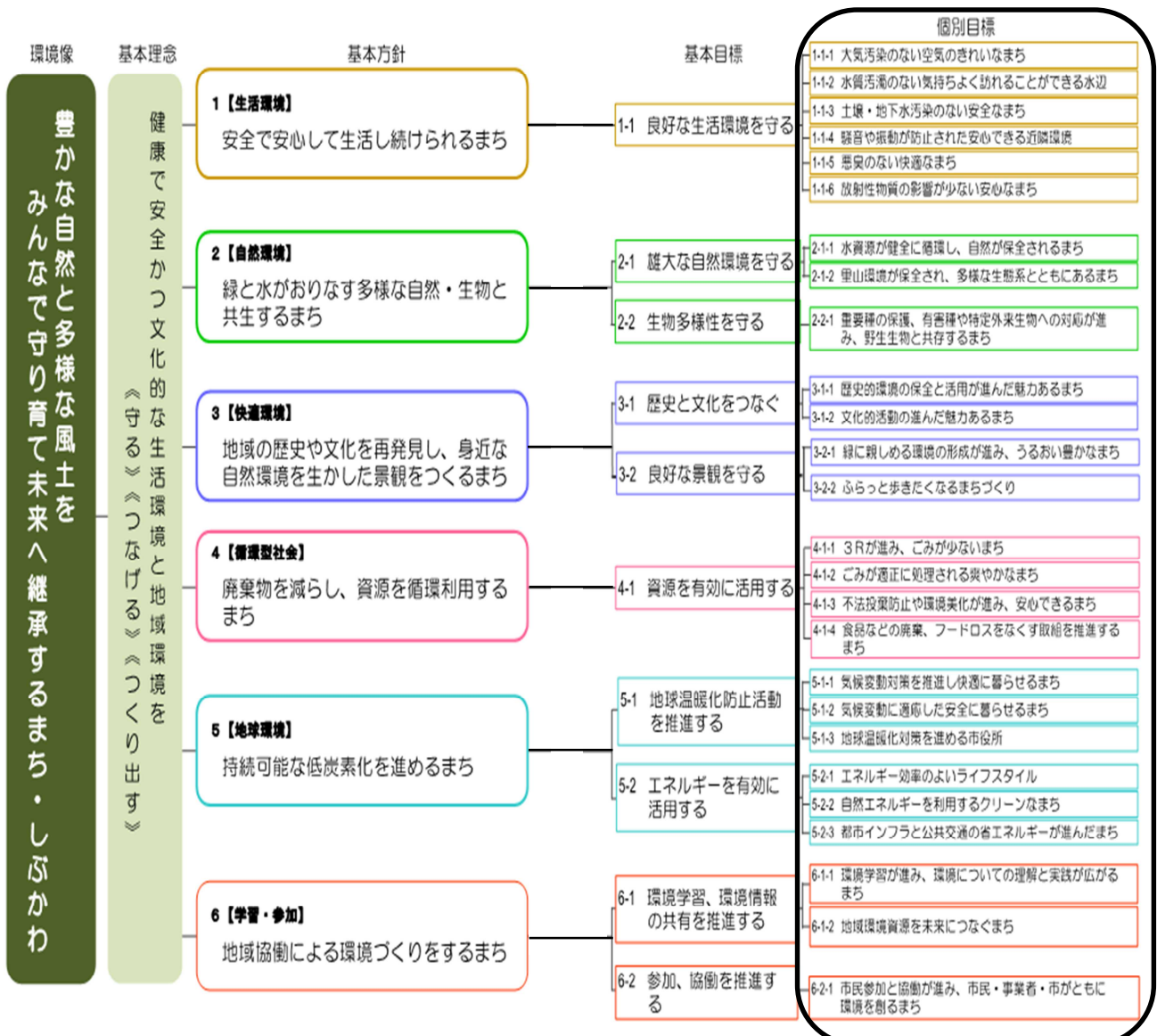
イ 第2次計画策定時の平成29（2017）年度に実施した基礎調査結果から把握した環境特性と現在の状況を比較し、環境特性の変化を把握しました。

ウ 第2次計画策定時の平成29（2017）年度に実施した市民アンケート調査を基本とした意識調査を行いました。その結果から、環境に対する意識や取組状況、将来望んでいる環境状況等、地域住民の環境意識の変化を反映させました。

3 見直しの範囲

第2次計画の見直しについては、第2次計画の環境像、基本理念、基本方針、基本目標を現在の社会情勢に合わせ、具現化するために実施しております。そのため、第2次計画に掲載された個別目標の検証、整理を行いました。第2次計画策定から現在までには、様々な社会情勢の変化が生じております。このため第2次計画策定時に設定した指標についてほとんどが良好に推移していますが、一部においては順調に推移していない状態です。このため第2次計画の環境像が具現化できるよう、指標の目標年度と目標値を令和10（2028）年度に設定し直すとともに、必要に応じて環境指標の変更を行いました。また、体系中の個別目標に「4-1-4 食品などの廃棄、フードロスをなくす取組を推進するまち」を追加しました。

見直しの範囲

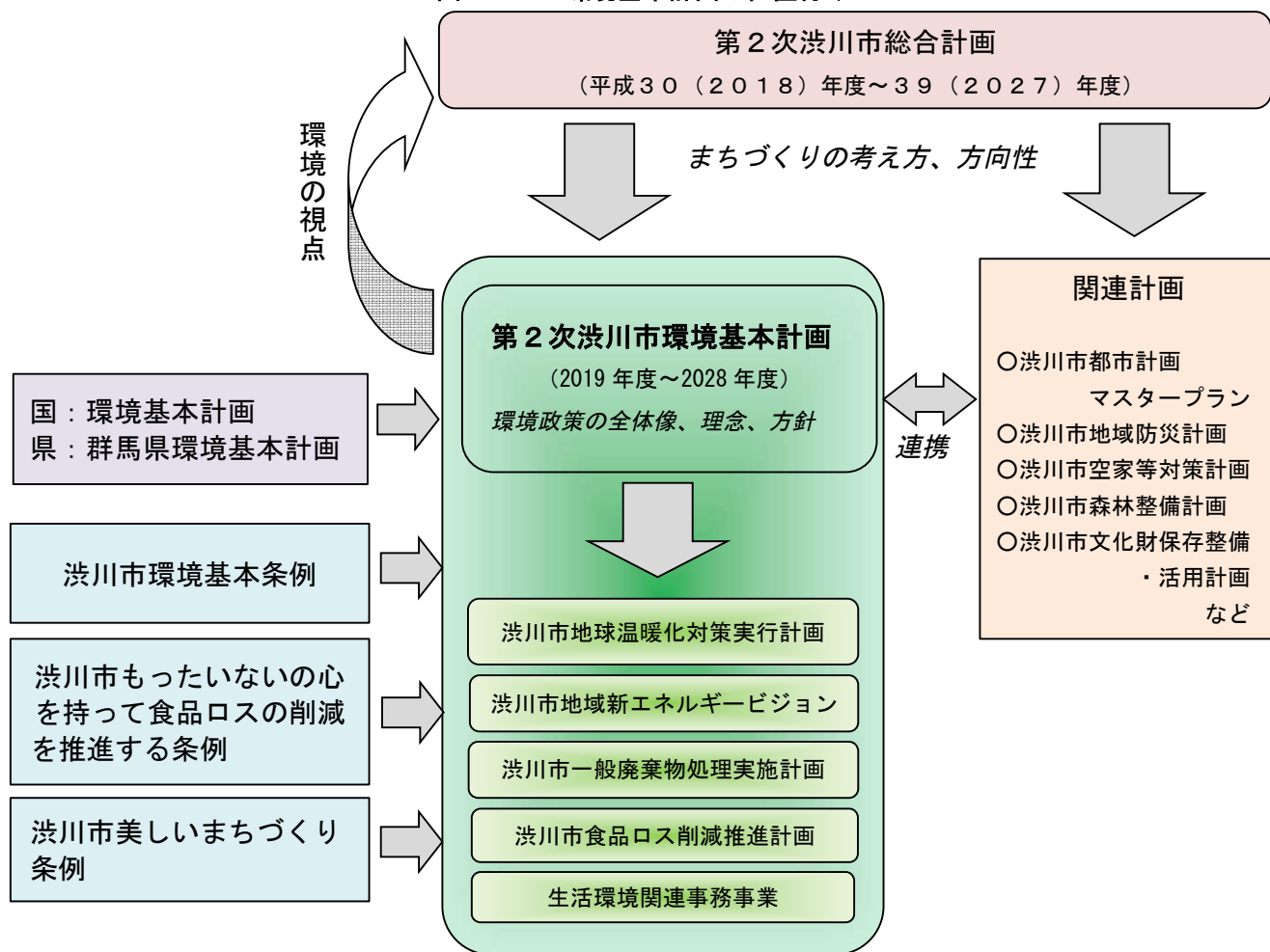


4 計画の位置付け

本計画は、第2次渋川市総合計画を上位計画として、まちづくりの考え方、方向性を共有し、環境面からまちづくりを推進します。

また、環境分野のマスタープランとして個別計画に方向性を示すとともに、各種関連計画と連携して、環境の保全及び創造に関する取組を推進します（図1-1）。

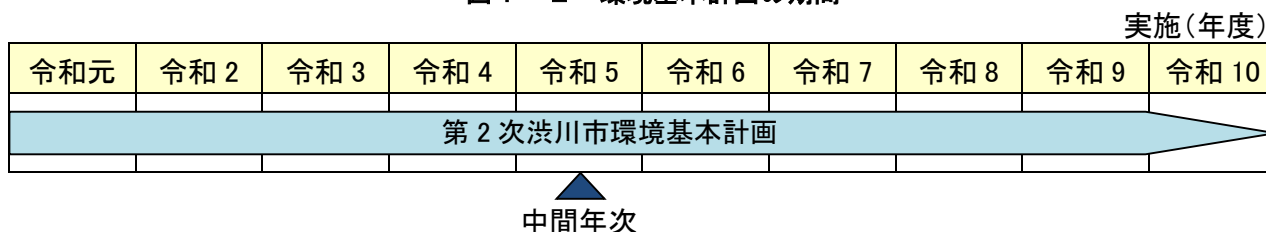
図1-1 環境基本計画の位置付け



5 計画の期間

本計画は、長期的な目標として望ましい環境像を掲げ、中期的な施策の方向性を示すものであることから、計画期間を2019年度から2028年度までの10年間とし、中間年次の2023年度に、市政の動向、社会情勢、政府の動向や制度整備などを踏まえ見直したものです。（図1-2）。

図1-2 環境基本計画の期間



6 計画の目的と対象分野

(1) 目的

本計画は、「渋川市環境基本条例第3条（基本理念）」に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。そのため、以下の点について明らかにし、推進主体間で共有します。

- ア 環境の保全及び創造に関する本市の将来像（望ましい環境像）
- イ 将来像の実現に向けた総合的かつ長期的な取組の方向性
- ウ 市民・事業者・市のそれぞれの役割と責務
- エ 計画の進行を管理するための推進方策

(2) 対象分野

「渋川市環境基本条例第8条（基本方針）」を基本としながら、国の環境基本法や関連法令など、近年の環境問題の動向を踏まえて、本計画が対象とする環境の範囲を次のとおりとします（表1-1）。

表1-1 計画の対象分野と内容

分野	内容
生活環境	生活の安全に関わる、典型7公害*1などの環境汚染や阻害要因への対応
自然環境	自然生態系と生物多様性を支える重要な自然環境の保全、自然共生に向けた有害生物対応
快適環境	地域の歴史や文化、身近な自然環境
循環型社会	循環型社会に身近に関わる一般廃棄物処理、3R*2
地球環境	地球温暖化・気候変動への適応、低炭素社会に必要な省エネルギー、自然エネルギー、社会資本の効率化
学習・参加	各分野に横断的に関わる、環境学習、環境情報、参加・協働、地域環境資源*3

*1 典型7公害 環境基本法(旧来は公害対策基本法)に定められた7種(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭)の公害のこと。

*2 3R(スリーアール) リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の3つのR(アール)の総称。リデュースは、ごみを減らすこと、リユースは、使える物は、繰り返し使うこと、リサイクルは、ごみを資源として再び利用すること。

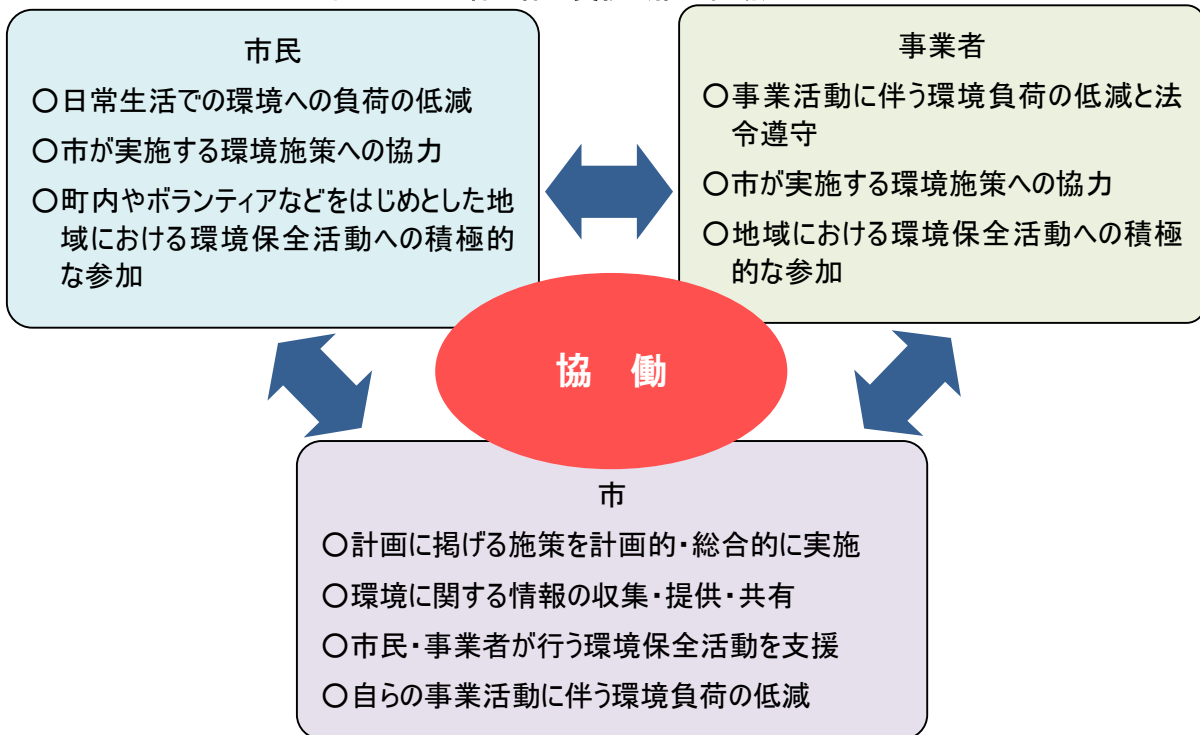
*3 地域環境資源 自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称のこと。

7 推進主体

様々な環境の課題を克服し、基本理念や環境像を実現していくためには、市の取組（施策）だけではなく、市民・事業者・市の各主体が、それぞれに自主的に行動するとともに、互いに連携・協働していくことが不可欠です。そのため、計画推進の主体は市民・事業者・市とします。

また、「渋川市環境基本条例第4条（市の責務）、第5条（市民の責務）、第6条（事業者の責務）」では、本計画を推進する各主体の責務を定めています（図1-3）。

図1-3 各主体の責務（推進行動）のイメージ



メモ **持続可能な開発目標 (SDGs) とは**

「持続可能な開発のための2030 アジェンダ（2015年9月 国連サミット）」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

出典：外務省ウェブサイト

第 2 章

計画の基本的事項

1 市域の概況

(1) 地勢

ア 位置・地質

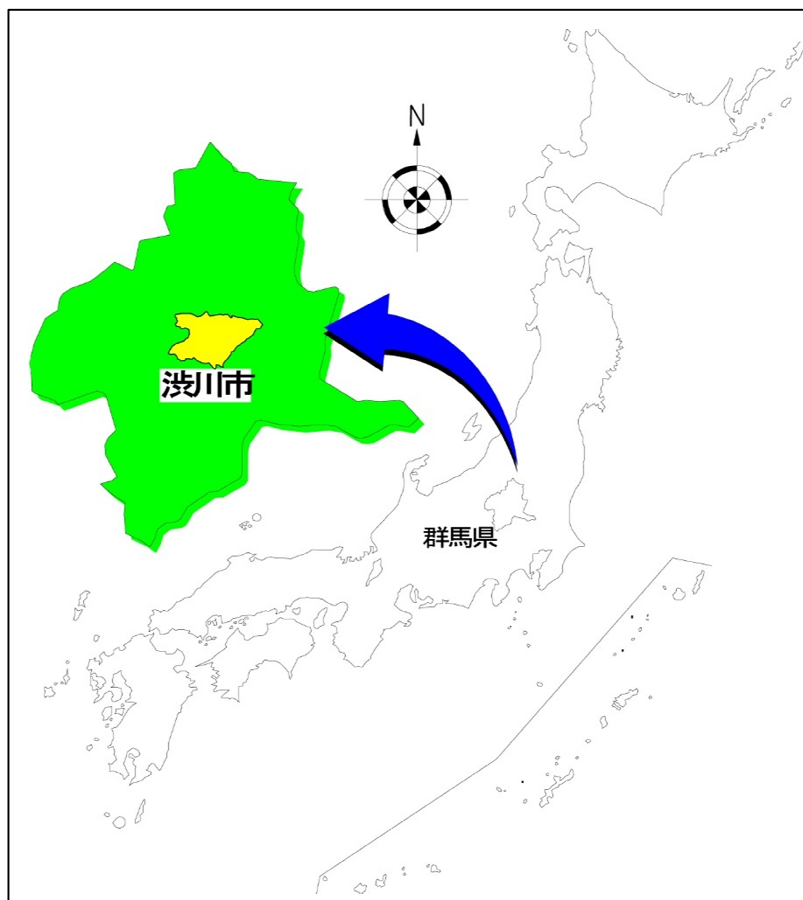
本市は、日本そして群馬県のほぼ中央部にあり、関東平野の北西部に位置します（図2-1）。東に赤城山、西に榛名山、北に子持山及び小野子山があり、最高地点は赤城山（鈴ヶ岳）の標高1,565m、最低地点は渋川市半田の標高139mであります。

利根川と吾妻川沿いには低地がありますが、火山活動と河川の土砂堆積・浸食作用によって形成された扇状地と段丘が発達しています。

赤城山、榛名山は、どちらも第四紀・洪積世の初め頃から活動が始まったと考えられている火山で、市域にはこれらの火山と浅間山などの周辺の火山からの噴出物が堆積しています。地質は、火山からの噴出物と、利根川・吾妻川に運ばれた堆積物に由来するものがほとんどです。

また、本市の南側は県都前橋市に隣接し、東京都心まで120km（高速道路（関越自動車道渋川伊香保IC）利用で約2時間、JR上越線及び新幹線利用で約1時間10分）の距離にあります。

図2-1 位置



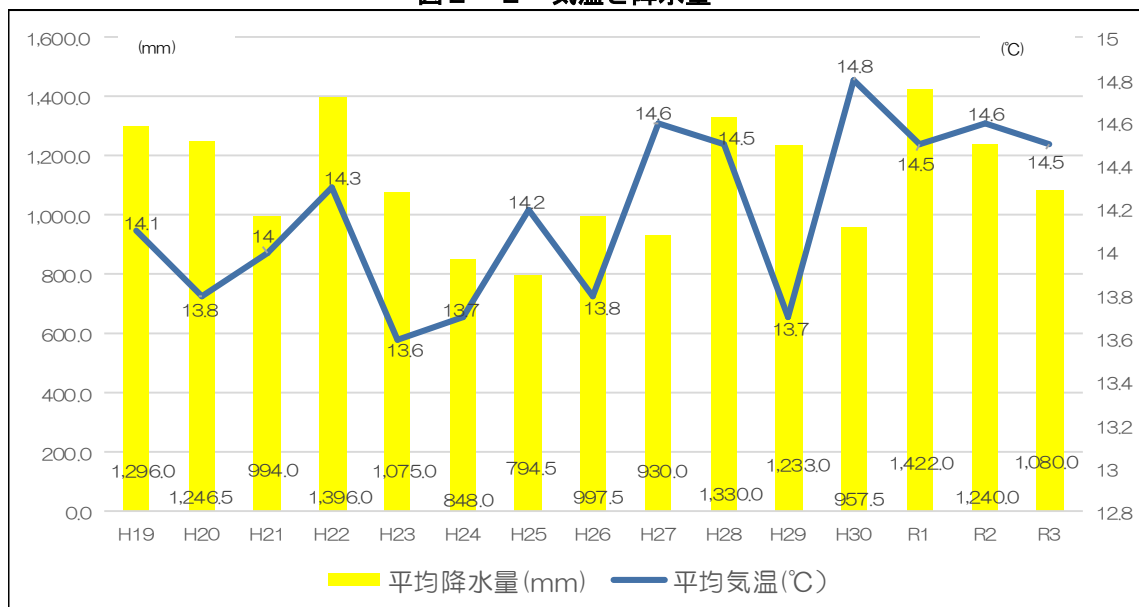
出典：渋川市の統計令和4年版

イ 気象

本市の気候は、夏は蒸し暑く冬に晴天が多い太平洋気候と、気温の変化が大きい内陸気候の両面を持っています。夏期は高温となり雷雨が多く、梅雨期や台風期は多雨となりますが、降雨や降雪は全国的にみて比較的少ない傾向にあります（図2-2）。

また、冬から早春にかけての乾燥した冷たい季節風「からっ風」が強く吹くことが特徴となっています。

図2-2 気温と降水量

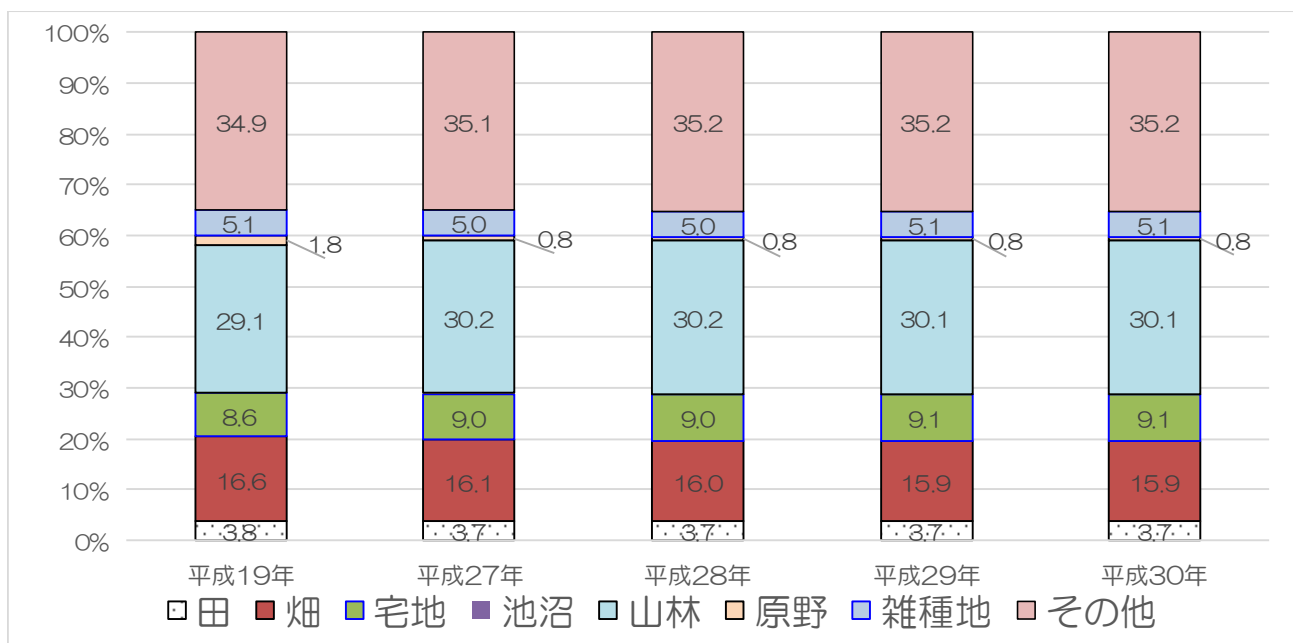


出典：渋川市の統計令和4年度版

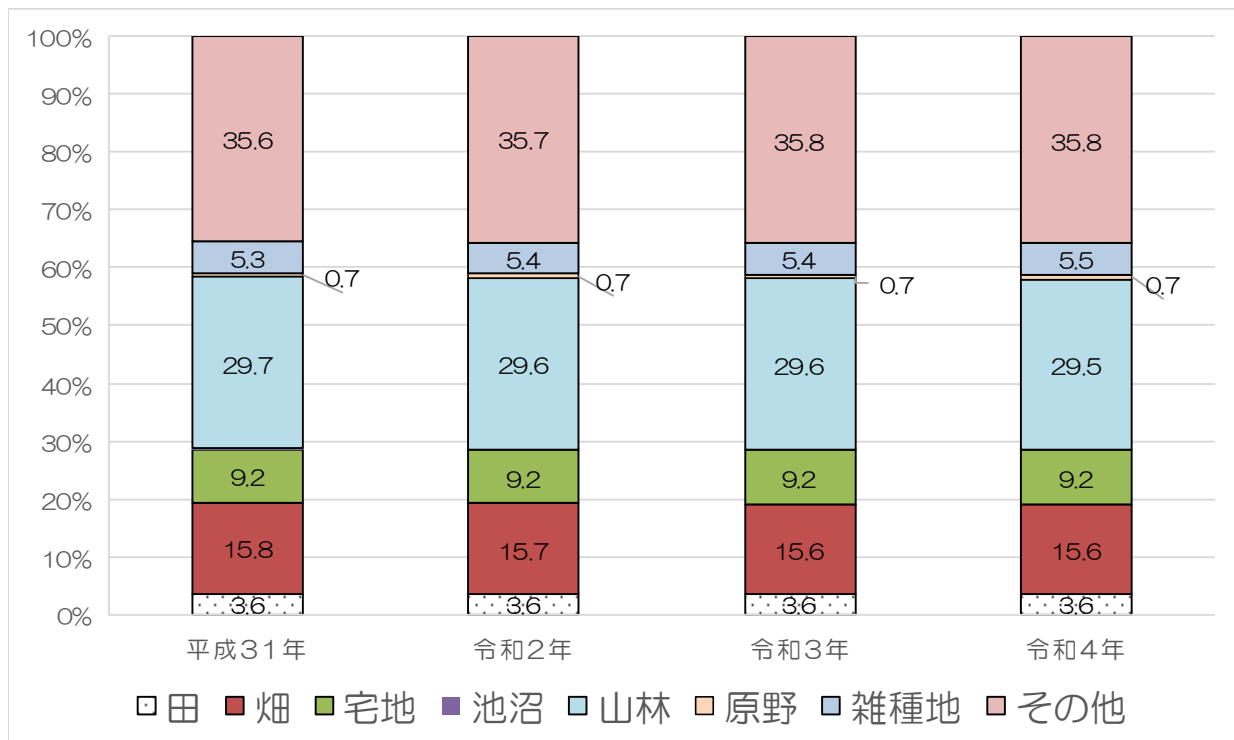
ウ 土地利用

本市の面積は、24,027haで、土地利用をみると、平成19（2007）年から平成29（2017）年までの10年間で田、畑が減少し、宅地やその他に転用されているなど、自然的な土地利用*1の減少傾向が顕著になっています（図2-3）。

図2-3 地目別面積の推移



*1 自然的土地利用 土地を山林や農地として利用すること。



出典：渋川市の統計令和4年度版

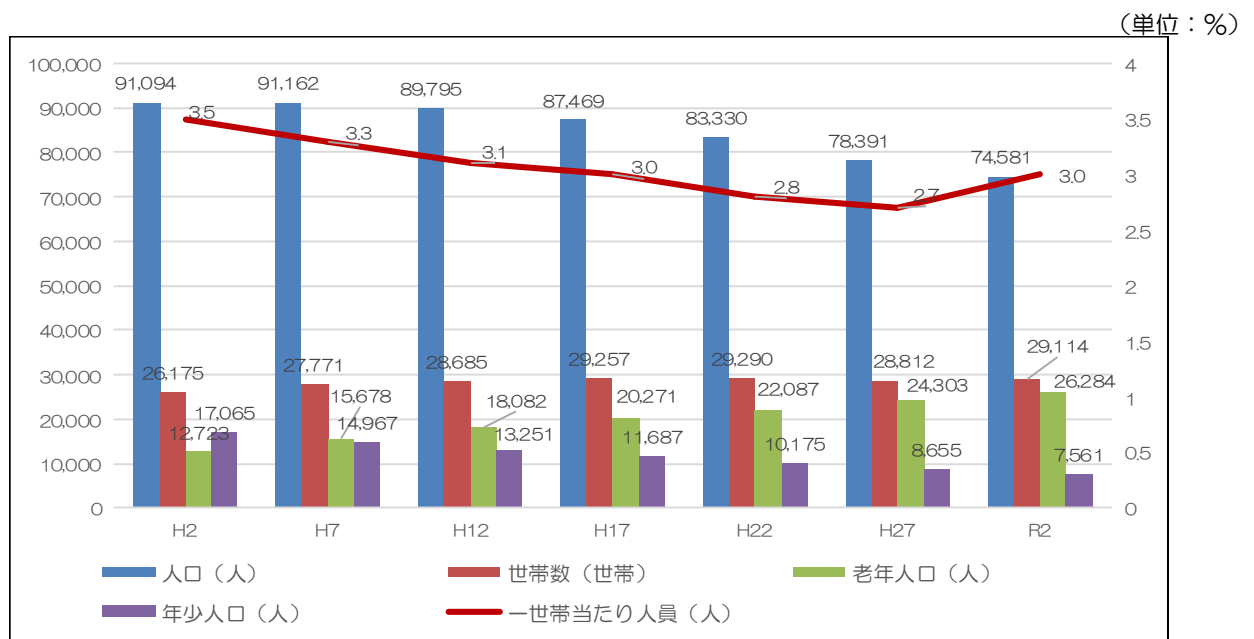
- ※ その他には、国有林、道路など公共施設用地が含まれる。
- ※ 表示単位未満を四捨五入しているため、区分ごとの積み上げと合計が一致しない場合がある。

(2) 人口

本市でも、少子高齢化・人口減少が進んでおります。現在の渋川市が誕生する前に実施された平成17（2005）年の国勢調査では人口87,469人、世帯数29,257世帯でしたが、令和2（2020）年の国勢調査では、人口が12,888人減の74,581人、世帯が143世帯減の29,114世帯となっております。年少人口（0～14歳）は平成27（2015年）には10,000人を割り込む反面、老年人口（65歳以上）は令和2（2020）年にはおよそ6,000人が増加しております（図2-4）。

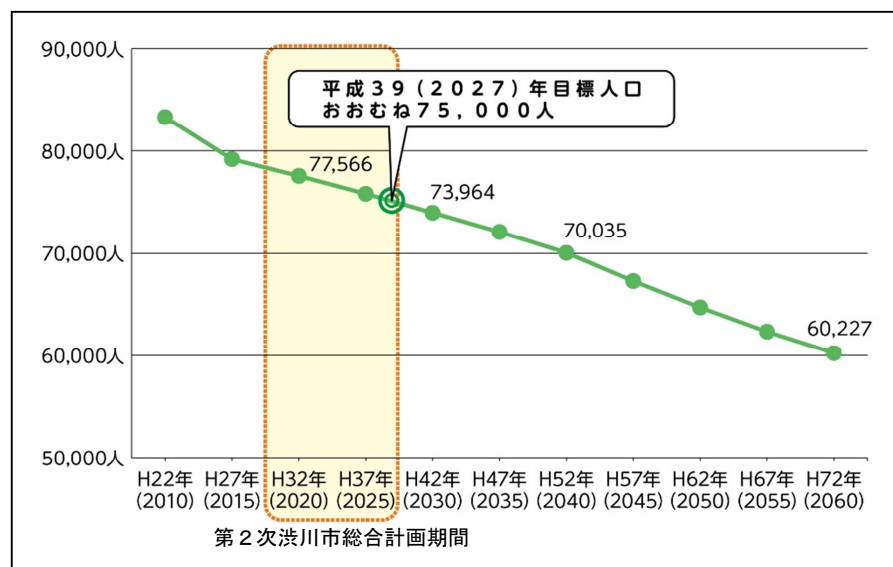
なお、平成30（2018）年度を始期とする第2次渋川市総合計画において、平成39（2027）年の本市の目標人口を、おおむね75,000人としており、平成27（2015）年からの12年間で約5%の人口減少と推測しています（図2-5）。

図2-4 人口・世帯数の推移



出典：渋川市の統計令和4年度版

図2-5 将来人口推計

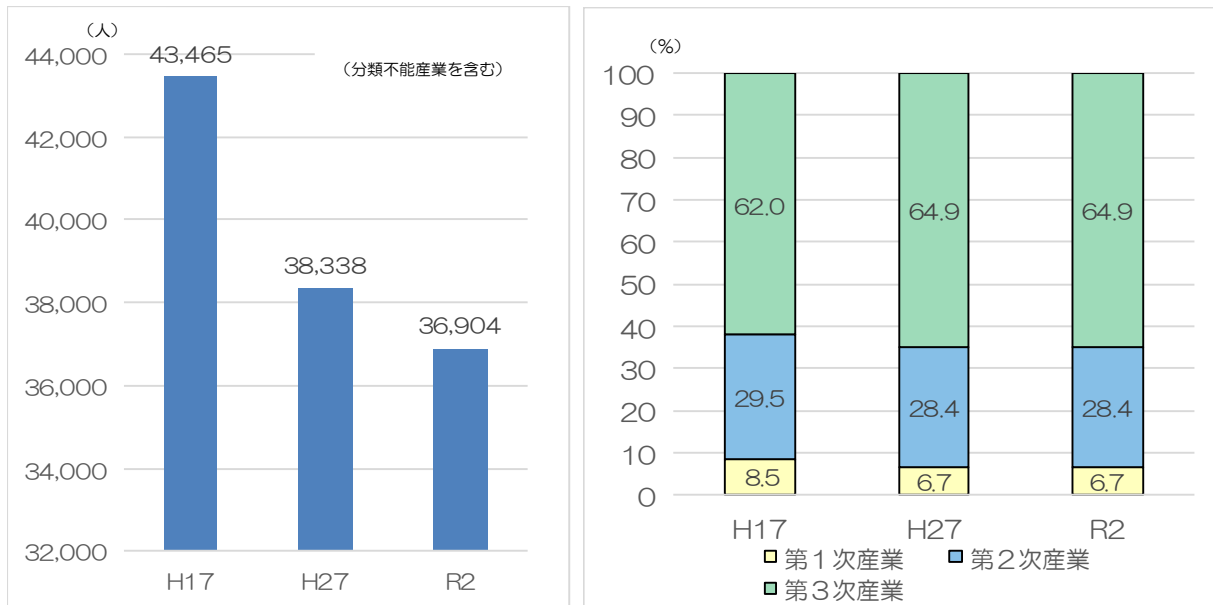


出典：第2次渋川市総合計画

(3) 産業分類別就業者

本市の産業分類別就業者人口は、平成27（2015）年までの10年間で約12%減少し、令和2（2020）年までに更に減っています。構成上は、第一次産業及び第二次産業が減少傾向にある一方、第三次産業は増加傾向にあり、大半を占めています（図2-6）。

図2-6 産業分類別就業者人口



出典：渋川市の統計令和4年度版

(4) まち

ア 交通

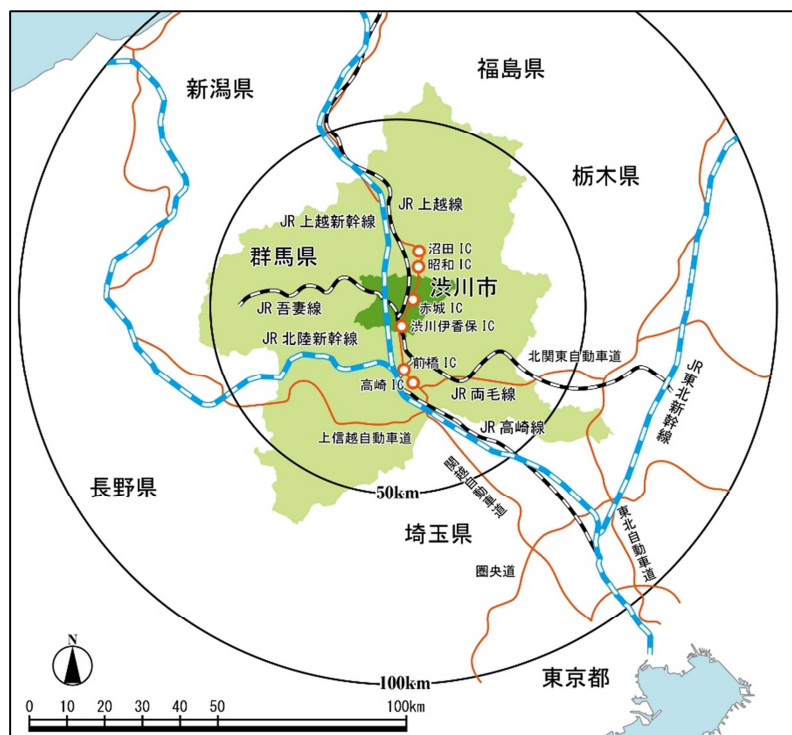
本市は、古くから交通の要衝として発展してきました。

現在では、東京都心と新潟県を結ぶ関越自動車道と国道17号が南北に通り、関越自動車道には渋川伊香保ICと赤城ICがあります。吾妻方面の主要道路である国道353号が東西に通り、高崎方面へ向かうための主要地方道高崎渋川バイパスも開通しました。

また、現在は、本市と長野県東御市を結ぶ上信自動車道の整備も進んでいます。

鉄道は、JR上越線、JR吾妻線の2路線が通り、8駅があります。路線バスは、渋川駅を中心におおむね放射状に、民間バス会社の5路線と本市の委託による19路線の計24路線が運行しています。

図2-7 広域の幹線道路



出典：第2次渋川市総合計画

イ 都市計画

本市の土地利用規制及び都市計画道路などの都市計画は、ほとんどが高度経済成長期の急速に進む都市化や交通量の増大に対応するために定められたものです。しかし、昨今の人口減少及び少子高齢化、交通需要の変化などにより都市計画に求められる役割が変化してきました。

今後は、これらの社会経済情勢の変化に対応した、まとまりのあるまちづくりを進める必要があります。

2 本市の特色

(1) 雄大な自然がもたらす多彩な景観

市境の東に赤城山、西に榛名山、北に子持山及び小野子山のいずれも標高1,000mを超える火山がそびえ立っています。その間を北から利根川、西から吾妻川が流れ、市内で合流後は次第に川幅を広げていきます。その河川の流れによって形成された谷地とともに標高差は1,400m以上となり起伏に富んだ地形を有しています。

このような雄大な自然の地形の下に、自然の森、人の生活が作った里山、段丘面に広がる都市の空間、温泉などの観光名所というように、多彩な景観に恵まれていることが、本市の最大の特色となっています。

さらに細かくみると、緑に囲まれた農業集落、白井宿に代表される歴史的な空間、温泉街の賑わいなどの各所の景観が、豊かさをもたらす大切な資源となっています。

(2) 歴史の中で育まれてきた多様な風土

本市には、全国で初めての甲を着た古墳人が発見された金井東裏遺跡や首飾りを付けた古墳人が発見された金井下新田遺跡、吾妻川の左岸には国指定史跡の黒井峯遺跡といった遺跡が存在し、火山による災害の履歴も知ることができます。赤城西麓には瀧沢石器時代遺跡など、自然の中で暮らした様子をよく伝える諸遺跡が点在しております。

伝統文化の歴史を代表するものとしては、国指定重要有形民俗文化財の上三原田歌舞伎舞台が受け継がれてきたほか、農村歌舞伎、神楽、獅子舞などの伝統芸能が地域共有の資源となってきました。

また、本市は榛名山の火山活動により温泉が湧いた伊香保温泉、吾妻川河畔に湧く小野上温泉など多くの温泉資源に恵まれた環境です。

このように本市は、文化、温泉など多様な風土が育まれてきており、各所に残るその足跡は、今日の暮らしや経済の資源となり、また市の未来へと継承しなければならないかけがえのない資源でもあります。

3 地域類型別の特性

本市の変化に富んだ特徴のある地形は、豊かな自然環境を形成しており、多様な環境特性を創出しています。

ここでは、生態特性から地域を類型化し、ゾーン別の特性を示します（図2-8）（表2-1）。

図2-8 地域類型図

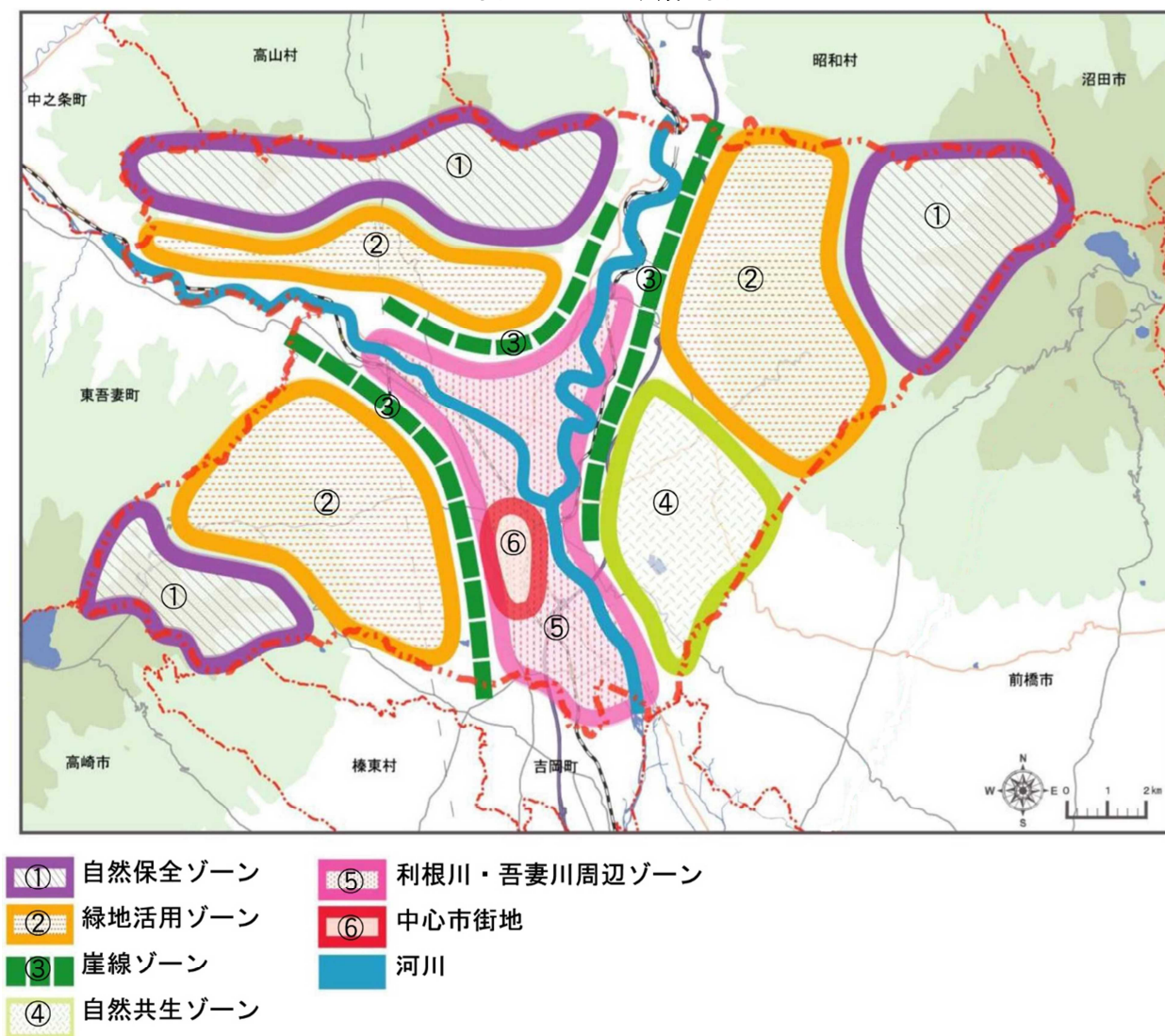


表 2-1 地域類型別の特性

区分		特性
①自然保全ゾーン	自然	<ul style="list-style-type: none"> ●赤城山、榛名山、子持山及び小野子山の麓から山頂にかけ、落葉広葉樹や落葉、常緑針葉樹が分布 ●森林性鳥類、大型哺乳類が生息するほか、赤城山麓付近の地域は、山地性昆虫類の生息空間 ●ヒメギフチョウや森林種の鳥類など多様な生物生息環境
	まち	<ul style="list-style-type: none"> ●基本的に市街地や集落の形成はない ●景観や水循環などの面で、生活環境との深い関わりがある
②緑地活用ゾーン	自然	<ul style="list-style-type: none"> ●樹林を主体としながらも、比較的平坦な居住条件に恵まれた場所では農地や集落が立地 ●主に丘陵地が広がり、田畑や草地といった開けた空間と人口・自然林の樹林地とが混在する地域 ●山麓部は、スギやヒノキなどの植林地が占めており、火山噴出物が地質の大部分を構成 ●雨水が浸透しやすく涵養の条件が整っているため、地下水の供給地域
	まち	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地での立地が困難な住宅団地や福祉施設などが立地 ●伊香保温泉や博物館、ゴルフ場、大規模公園が立地し、渋川市の観光集客交流を担っている地域
③崖線ゾーン	自然	<ul style="list-style-type: none"> ●湧水や斜面緑地が利根川や吾妻川の沿岸における景観や農業などに大きな役割を果たす ●平坦地と丘陵地の境界に位置する崖線で、丘陵地で涵養された豊富な湧水に恵まれ、ホテルなどが生息する水辺環境 ●市街地に近い地理的条件の中で、開発を免れた緑地が残された生態的に貴重な地域 ●多様な生物の生息場所、池沼などの水辺空間として貴重な地域
	まち	<ul style="list-style-type: none"> ●急傾斜地のため、市街地や集落の形成はない
④自然共生ゾーン	自然	<ul style="list-style-type: none"> ●豊かな自然環境に囲まれながらも、緩やかな地形となっているため、規模の大きな集落や農地が共存する地域 ●赤城西麓の緩やかな傾斜地は主に農地として利用 ●赤城山で涵養された雨水や伏流水、地下水などが地上に湧き出した貴重な湧水が点在 ●自然的要素と人為的要素の混在が最も顕著な地域
	まち	<ul style="list-style-type: none"> ●景観や水循環などの面で、生活環境との深い関わりがある
⑤利根川・吾妻川周辺ゾーン	自然	<ul style="list-style-type: none"> ●利根川、吾妻川によって形成された平坦地で、市街地と農地が混在 ●利根川は水鳥の生息環境として貴重な空間 ●川沿いの樹林や草地は中型から小型の哺乳類や小動物の生息空間 ●田畑や樹林地がモザイク状(混在した状態)に存在する地区は、両生類、鳥類や小動物の生息環境
	まち	<ul style="list-style-type: none"> ●幹線道路網が整備され、住宅地や豊富な水資源を活用した大規模工場や郊外型店舗などが立地
⑥中心市街地	自然	<ul style="list-style-type: none"> ●利根川西岸地域の市街地はまとまった緑が特に少なく最も自然度が低い地域
	まち	<ul style="list-style-type: none"> ●商業、事業所、行政、教育、医療などの施設が集積 ●住宅地や商業用地で構成されており、市域で最も市街化が進んでいる ●渋川駅が公共交通網の拠点

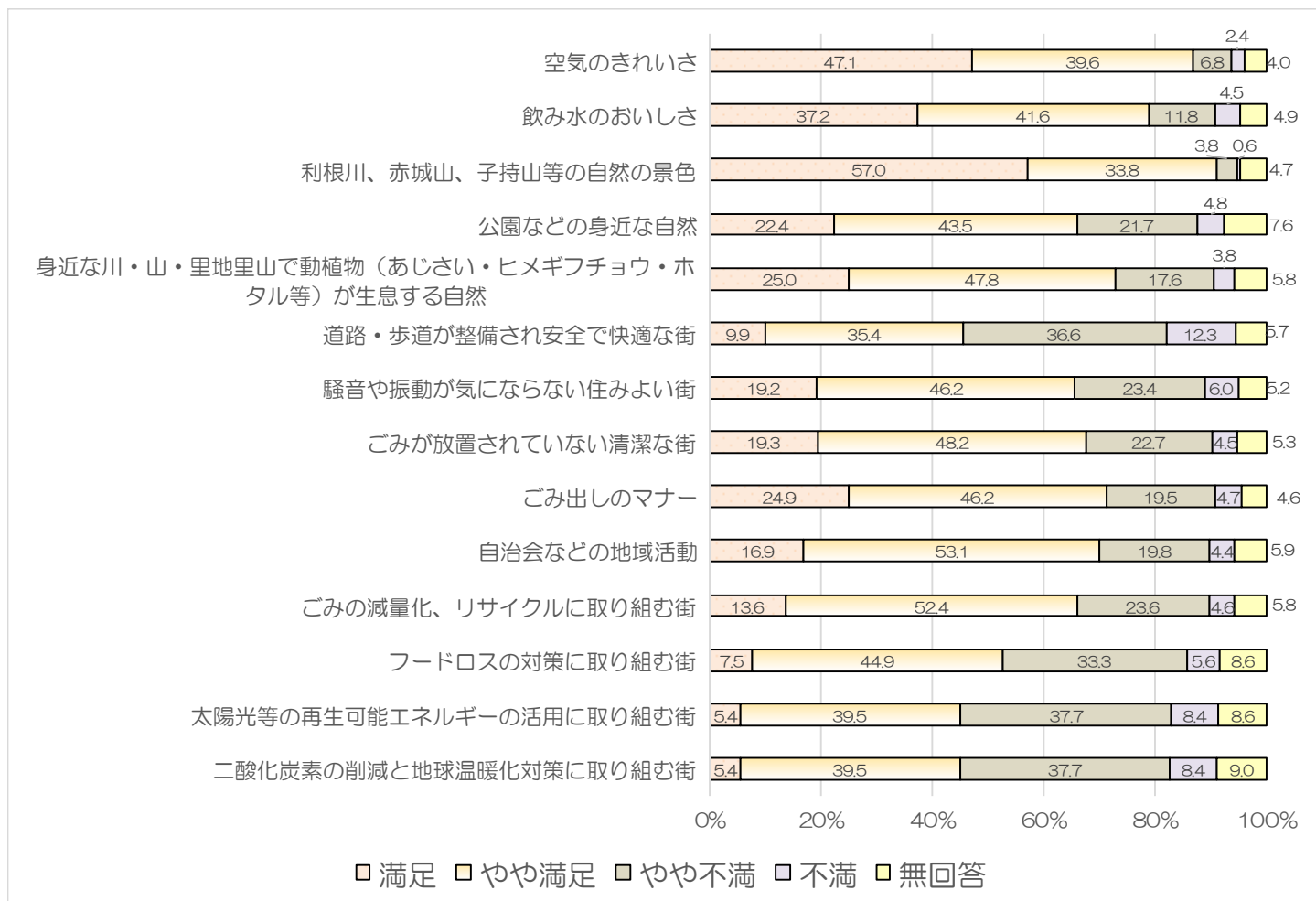
4 市民、中学生、事業者の意識

第2次計画を見直すにあたり、令和5（2023）年度に実施した市民意識調査（アンケート）から、一般市民及び中学生対象の市域の環境への満足度に関する調査結果と事業者の環境対策や環境分野での取組成果をそれぞれ前回平成29（2017）年度調査結果との比較を含め掲載しております。

市民を対象とした住まいの環境の満足度の質問では、自然がもたらす様々な恩恵を中心に、満足度の高さが年代を問わず見て取れました（図2-9）。

図2-9 一般市民対象の市域の環境への満足度調査結果

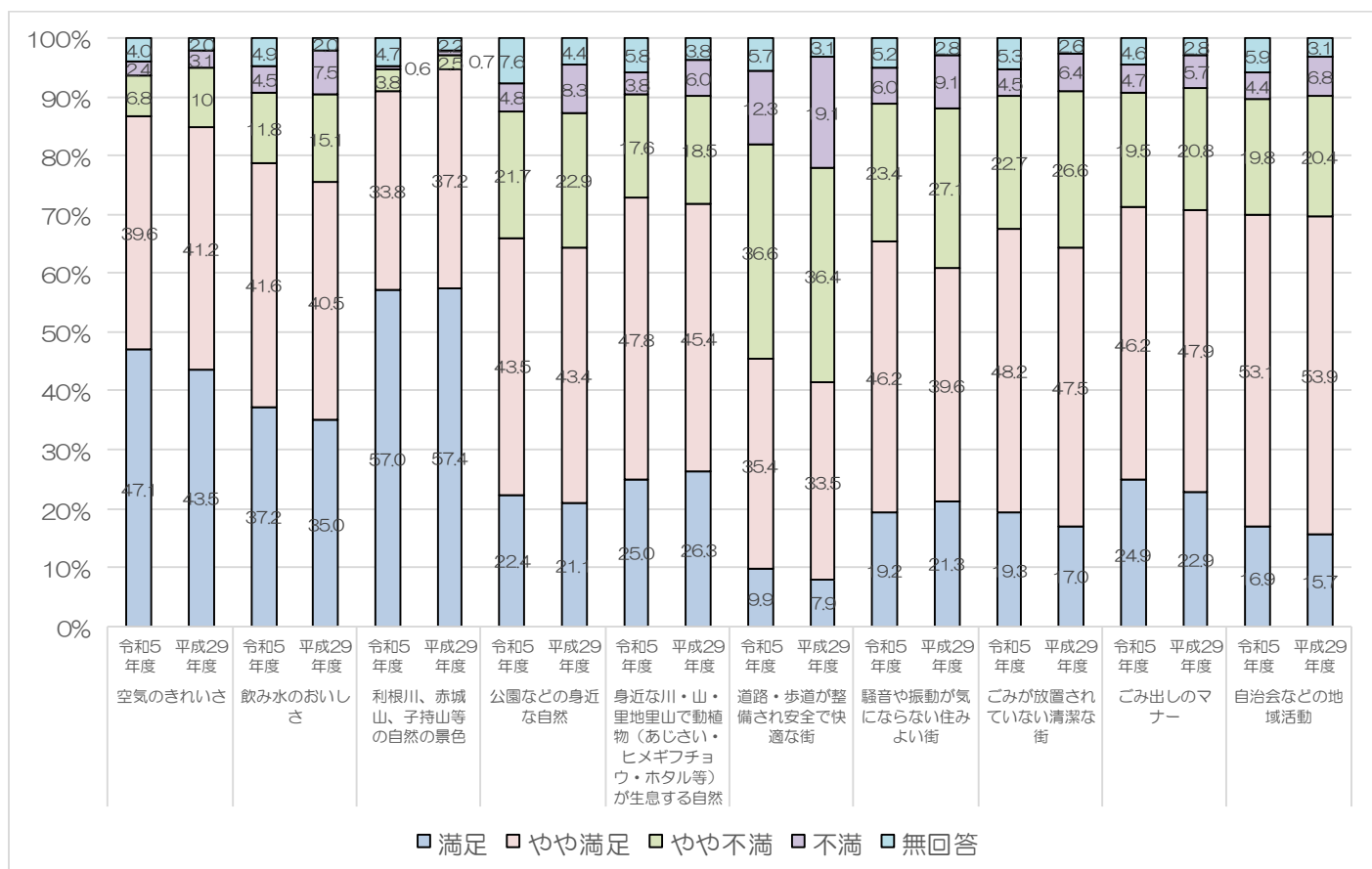
（有効回答数：1,434人、単位：％）



また、前回平成29（2017）年度の調査と比較しても、自然や空気、飲み水に関して満足度が高い回答となっており経年的な変化はあまり見られませんでした（図2-10）。

図2-10 一般市民対象の市域の環境への満足度調査結果の前回調査結果との比較

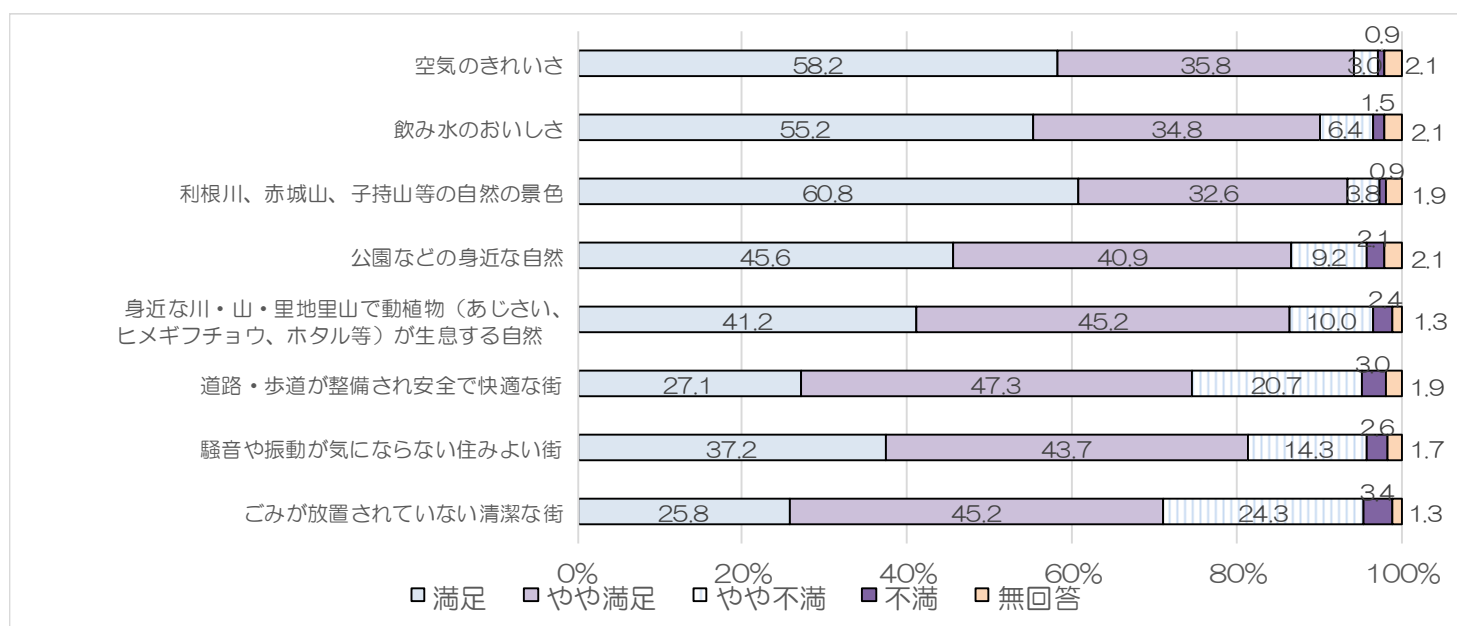
（単位：％）



中学生を対象とした住まいの環境の満足度の質問でも一般市民対象の回答と同様に自然の恩恵を中心に満足度が高い結果となりました（図2-11）。

図2-11 中学生対象の市域の環境への満足度調査結果

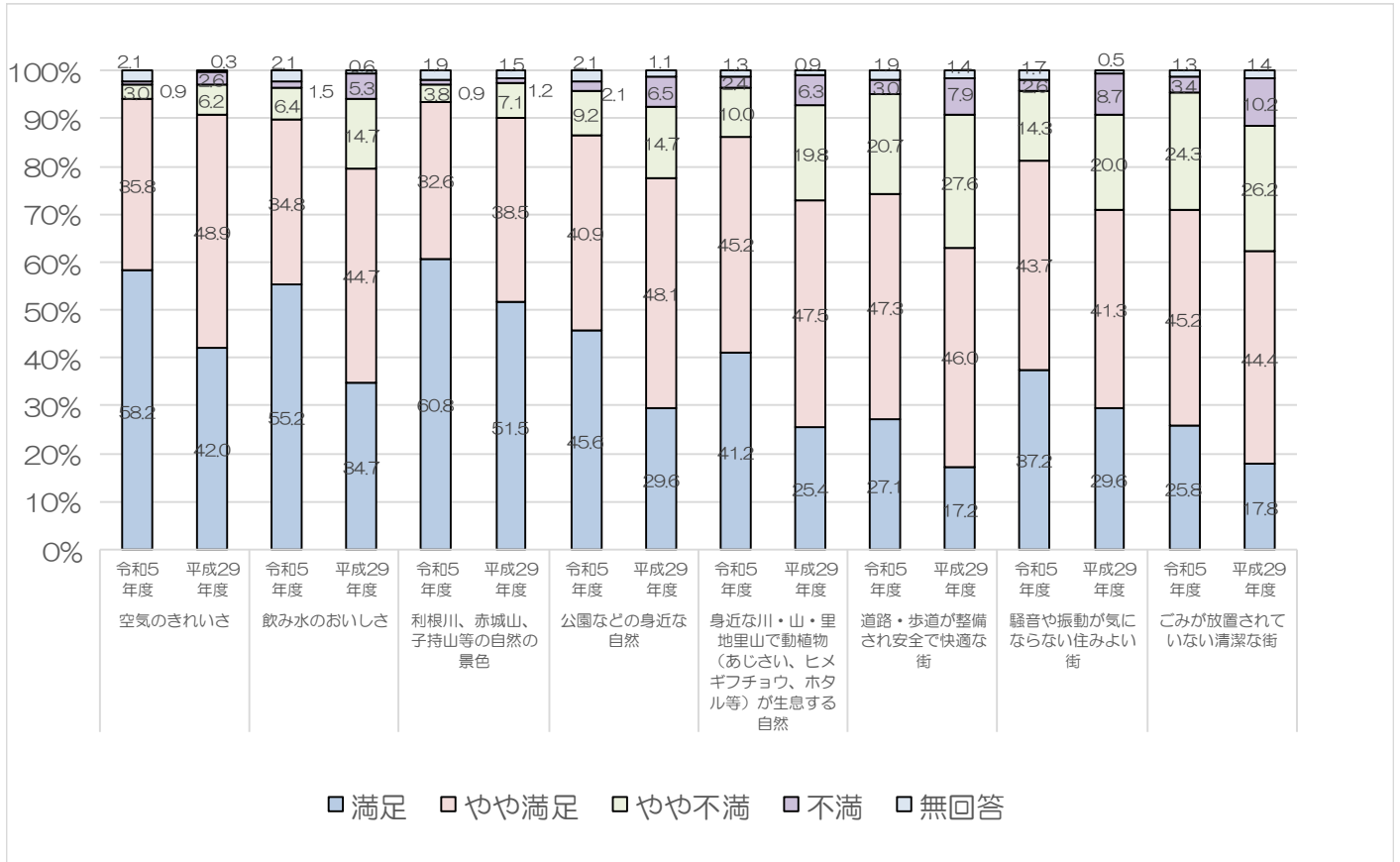
（有効回答数：409人,単位：％）



また、前回平成29（2017）年度の調査と比較しても、自然や空気、飲み水に関して満足度が高い回答となっております（図2-12）。

図2-12 中学生対象の市域の環境への満足度調査結果の前回調査結果との比較

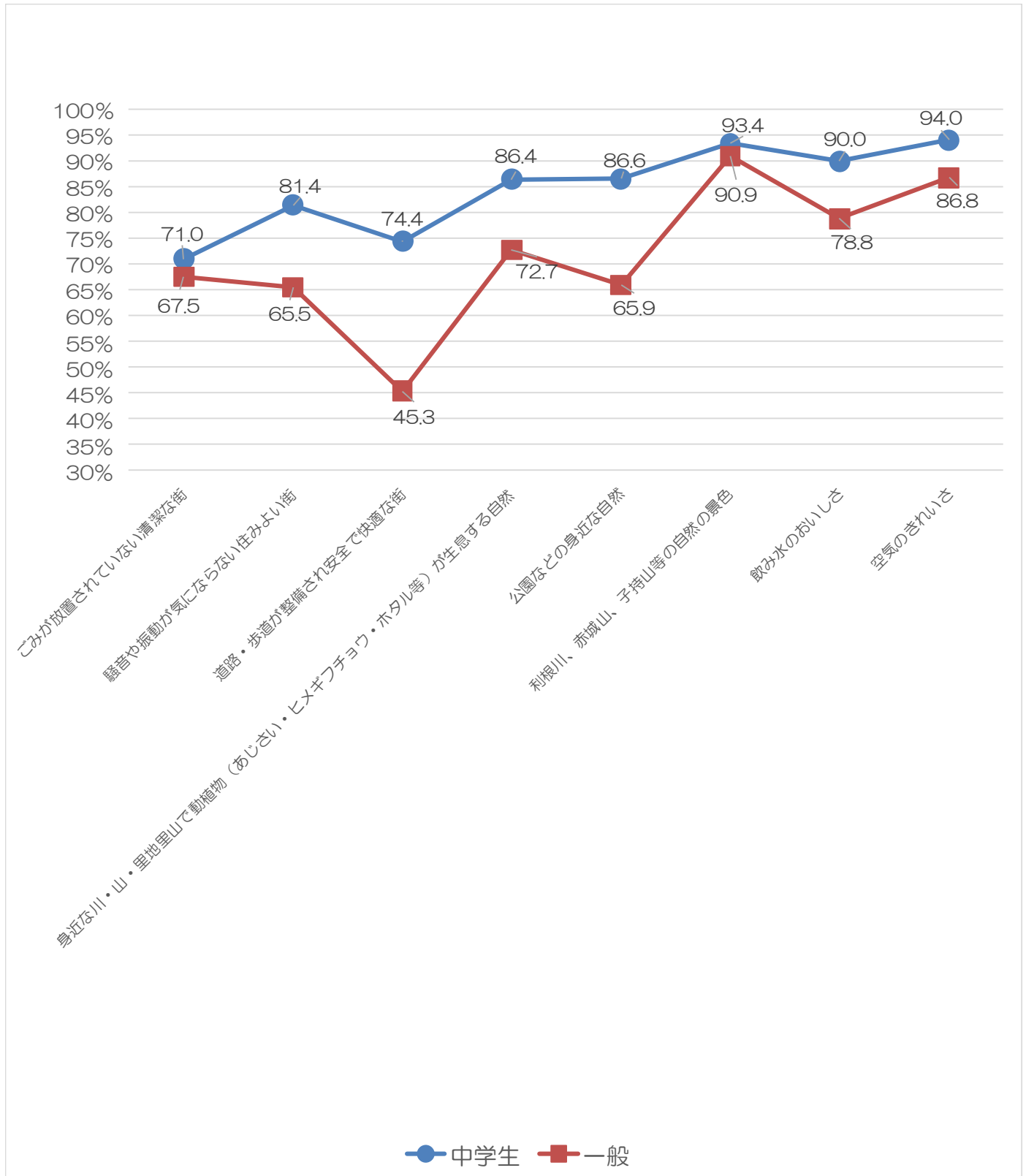
（単位：％）



一般市民と中学生対象の意識調査結果に基づき、「中学生」「一般」対象の調査のうち、渋川市の住環境の満足度（満足とやや満足の合計）の内容を比較した結果は次のとおりです（図2-13）。中学生と一般市民の満足度については同じような傾向となっています。

図2-13 中学生と一般市民の市域の環境に対する満足度に関する比較

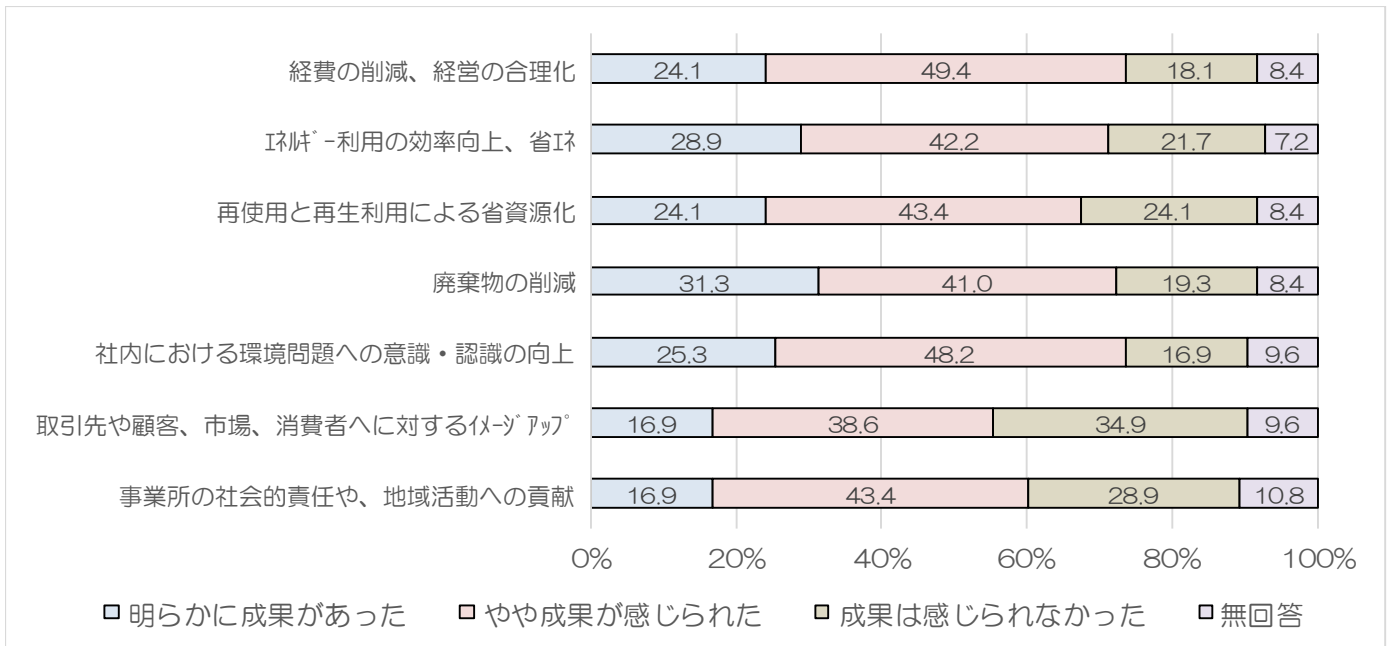
(単位：%)



事業者を対象とした環境対策や環境分野での取組成果の質問では各事業者とも取組成果に一定の成果が出ていることがわかる結果となりました（図2-14）。

図2-14 事業者における環境対策や環境分野での取組成果

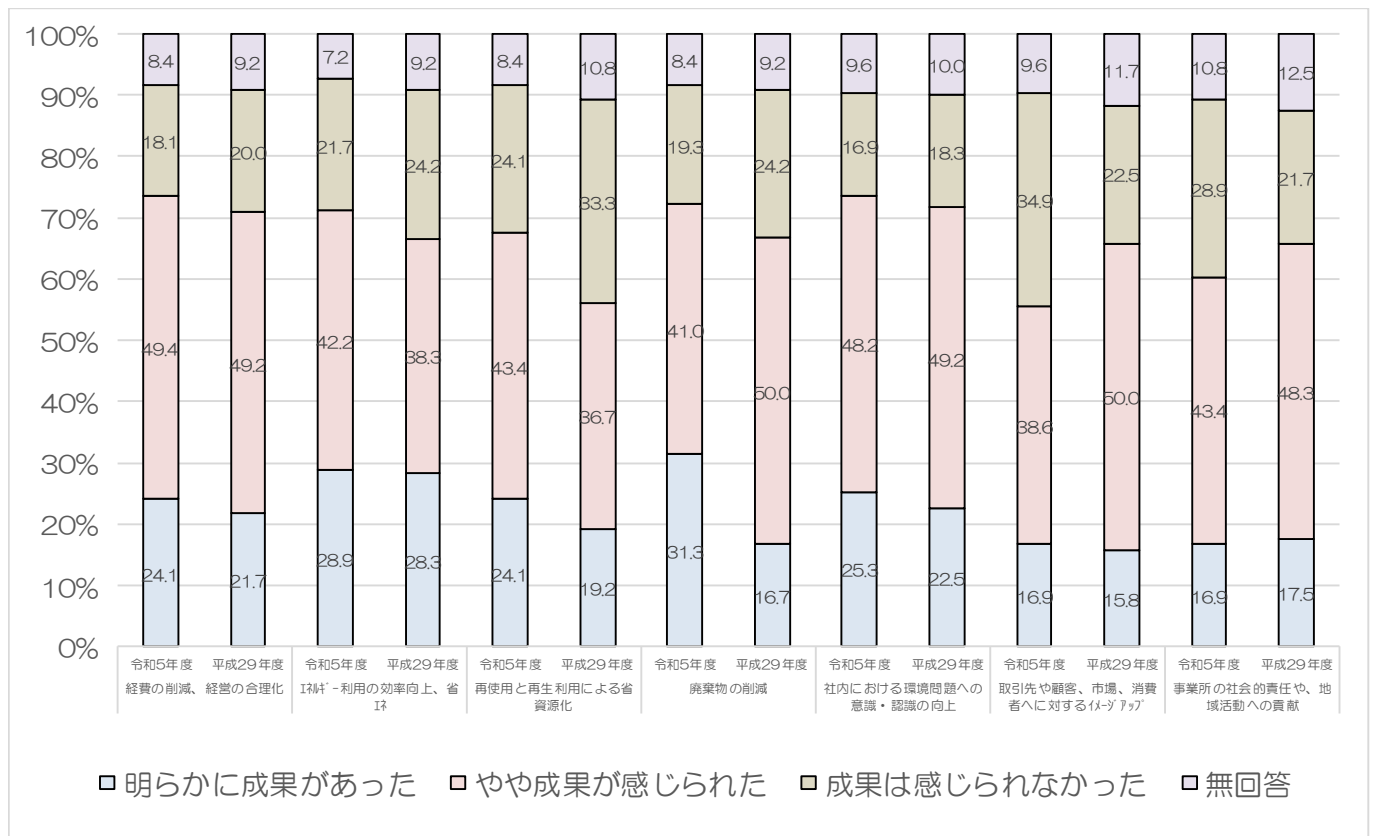
（単位：％）



また、前回平成29（2017）年度の調査と比較しても、「廃棄物の削減」について「明らかに効果があった」との回答が上昇しており、ごみ減量化への取組が進んでいると推測される回答となっております（図2-15）。

図2-15 事業者対象の環境対策や環境分野での取組成果の前回調査結果との比較

（単位：％）



第 3 章

計画の方向

1 環境像

本市の環境の保全及び創造において、将来を展望した総合的、長期的な望ましい環境像を次のように定めます。

豊かな自然と多様な風土を みんなで守り育て未来へ継承するまち・しぶかわ

三方を赤城山、榛名山、子持山及び小野子山に囲まれ、山地から丘陵地を経て平野にいたるまでの起伏に富んだ豊かな自然。温泉、文化、気候などの多様な風土。

これら恵まれた環境を保全し、さらには創造していくために、市民・事業者・市の協働、各地域における連携、子どもから高齢者にいたる多世代の連携が必要となっています。

また、良好で快適な環境を今の世代で消費し、損なってしまうのではなく、環境を守り育てながら持続可能な範囲で利活用していくこと、次の世代に引き継ぐことが重要です。このような考えに基づき、本計画の環境像とします。

2 基本理念

良好で快適な環境の保全及び創造について、渋川市環境基本条例第3条に定める基本理念は次のとおりです。

良好で快適な環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むうえで必要とする環境を確保するとともに、その環境が将来の世代へ継承されるよう適切に行われなければならない。

良好で快適な環境の保全及び創造は、すべての者が自主的かつ積極的に活動することにより良好で快適な環境を維持し、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展可能な社会の構築を目指して行われなければならない。

地球環境の保全は、市、市民及び事業者のすべてが地域の環境と地球全体の環境とが深くかかわっていることを認識し、日常生活、事業活動その他の人の活動において、相互に協力し、及び連携して推進されなければならない。

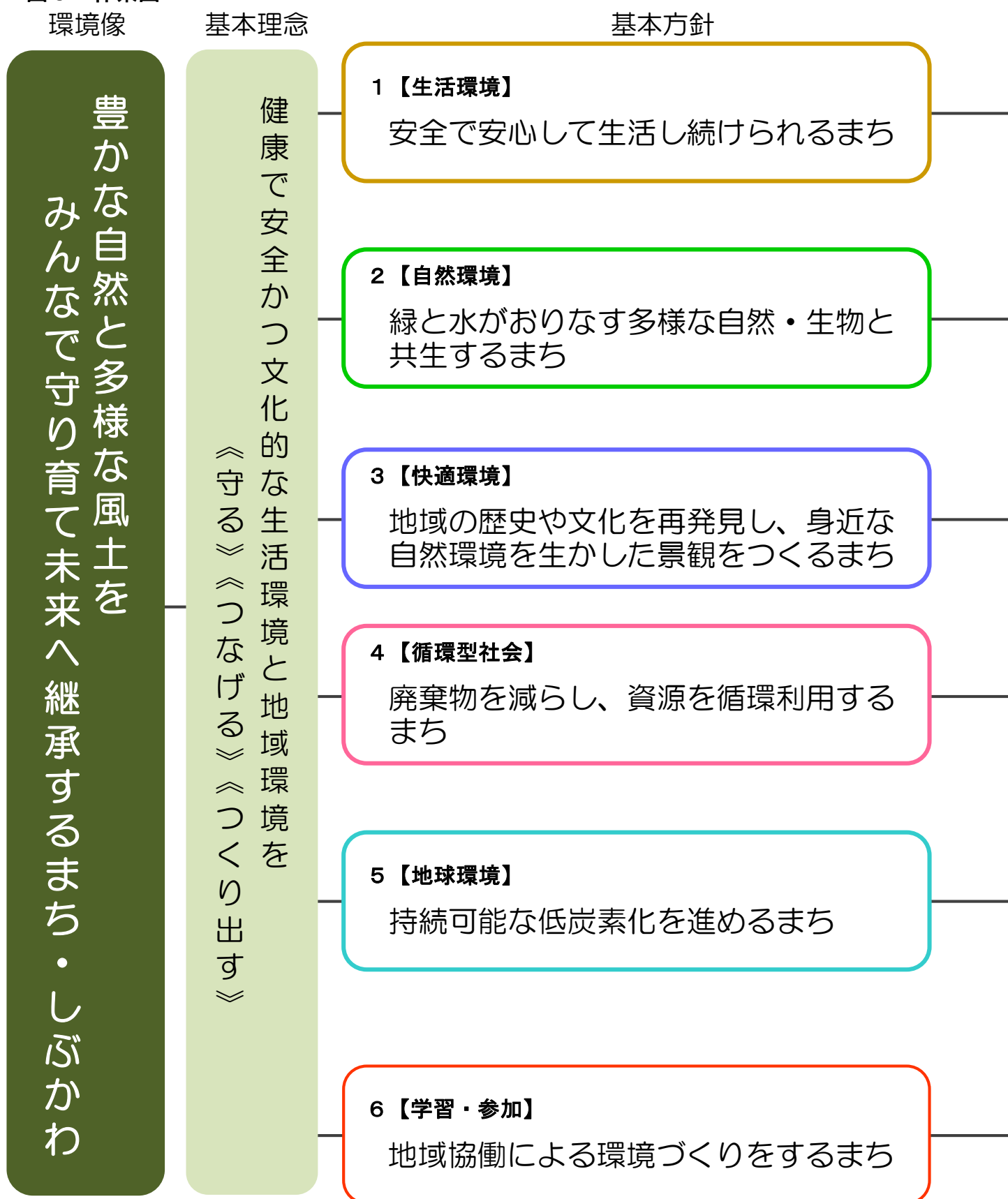
このことを踏まえ、本計画の基本理念を次のとおりとします。

健康で安全かつ文化的な生活環境と地域環境を
《守る》《つなげる》《つくり出す》

3 施策の体系

基本方針ごとに基本目標、個別目標を定め、環境に関する施策を体系的に整理し、総合的かつ計画的な施策の展開を図ります（図3）。

図3 体系図



個別目標

基本目標

1-1 良好な生活環境を守る

- 1-1-1 大気汚染のない空気のきれいなまち
- 1-1-2 水質汚濁のない気持ちよく訪れることができる水辺
- 1-1-3 土壌・地下水汚染のない安全なまち
- 1-1-4 騒音や振動が防止された安心できる近隣環境
- 1-1-5 悪臭のない快適なまち
- 1-1-6 放射性物質の影響が少ない安心なまち

2-1 雄大な自然環境を守る

- 2-1-1 水資源が健全に循環し、自然が保全されるまち
- 2-1-2 里山環境が保全され、多様な生態系とともにあるまち

2-2 生物多様性を守る

- 2-2-1 重要種の保護、有害種や特定外来生物への対応が進み、野生生物と共存するまち

3-1 歴史と文化をつなぐ

- 3-1-1 歴史的環境の保全と活用が進んだ魅力あるまち
- 3-1-2 文化的活動の進んだ魅力あるまち

3-2 良好な景観を守る

- 3-2-1 緑に親しめる環境の形成が進み、うるおい豊かなまち
- 3-2-2 ふらっと歩きたくなるまちづくり

4-1 資源を有効に活用する

- 4-1-1 3Rが進み、ごみが少ないまち
- 4-1-2 ごみが適正に処理される爽やかなまち
- 4-1-3 不法投棄防止や環境美化が進み、安心できるまち
- 4-1-4 食品などの廃棄、フードロスをなくす取組を推進するまち

5-1 地球温暖化防止活動を推進する

- 5-1-1 気候変動対策を推進し快適に暮らせるまち
- 5-1-2 気候変動に適応した安全に暮らせるまち
- 5-1-3 地球温暖化対策を進める市役所

5-2 エネルギーを有効に活用する

- 5-2-1 エネルギー効率のよいライフスタイル
- 5-2-2 自然エネルギーを利用するクリーンなまち
- 5-2-3 都市インフラと公共交通の省エネルギーが進んだまち

6-1 環境学習、環境情報の共有を推進する

- 6-1-1 環境学習が進み、環境についての理解と実践が広がるまち
- 6-1-2 地域環境資源を未来につなぐまち

6-2 参加、協働を推進する

- 6-2-1 市民参加と協働が進み、市民・事業者・市がともに環境を創るまち

第4章

施策の展開

「施策の展開」の見方

施策の展開の見方は、次のとおりです。

計画の対象範囲に基づいて、6分野の「基本方針」を定めております。

基本目標に基づいて、施策を展開するための「個別目標」を示しました。

基本方針に基づき実現を図る、具体的な「基本目標」を示しました。

「現状と課題」
施策の展開における、現状と課題をまとめました。

第4章 施策の展開

基本方針1 生活環境

安全で安心して生活し続けられるまち

公害、生活環境の安全などに関する分野です。公害は日本の環境行政の始まりとなった問題で、かつての産業型から、現在は暮らしや交通による都市生活型へと変わってきました。

本市では、豊富な水資源を利用した鉄鋼、化学などの重化学工業が発達し、関越自動車道の開通後は、飲料、食料や自動車関連企業も進出してきました。

また、広域の幹線である関越自動車道、国道17号、国道353号、上越新幹線が市内を通っており、また上信自動車道の供用開始を控え、取組が更に重要となります。

その他、東日本大震災時の福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質などへの対応も引き続き必要となります。

大気や水質の保全、騒音・振動の防止といった基本的な公害対策とともに、放射性物質の監視などに取り組むことで、安全で安心して生活し続けられるまちづくりを進めます。

図4-1 令和3年度公共用水域水質測定地点



出典：澁川の環境 令和4年度版

第4章 施策の展開

基本目標 1-1 良好な生活環境を守る

1-1-1 大気汚染のない空気のきれいなまち

1 現状と課題

広域的な工場のはい煙や自動車などの排出ガスによる光化学オキシダント^{*)}の問題、PM2.5及び酸性雨の生物への影響には注意が必要であり、適切な監視（モニタリング）と発生源対策を行う必要があります。

また本市では、化学工場、製鋼工場が一部の地域に集積しており、かつては、これらの工場からの排出ガスによる大気汚染が課題となっていました。現在は改善されています。今後も大気汚染の防止に向けて、発生源対策を継続する必要があります。

2 施策と取組内容

(1) 大気汚染の監視と迅速な情報提供

県が一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局を設置し常時監視する以外に、本市が20地点でアルカリ性紙法による大気中の酸性ガスを測定し監視するとともに、注意報・警報などが発令された場合には、迅速に周知します。

(2) 酸性雨の把握

市が定点観測している降雨のpH値の変化を継続して確認することで、酸性雨の状況把握に努め、その状況を公開します。

(3) 大気汚染の発生源対策

特定施設を設置する工場などに対し、県と連携して関係法令に基づく調査と適正な指導を行います。

指標

指標名	現状値(令和4年度)	目標値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
酸性雨pH測定	5.8pH	6.0pH	6.0pH

※()内は前回調査数値

【空気のきれいさに対する満足度】

満足、やや満足と回答した市民：90.4% (84.7%)

満足、やや満足と回答した中学生：94.3% (90.9%)

【市が実施する環境調査(大気・水質・騒音・振動・酸性雨等)への市民の参加、関心度】

参加、関心があると回答した市民：47.9% (54.3%)

【事業者による大気汚染等対策防止への実施状況】

実施していると回答した事業者：42.5% (48.3%)

【事業者による住民や行政との協働による公害対策への重要度】

重要、やや重要と回答した事業者：91.0% (89.1%)

*)光化学オキシダント

オゾンなどの強酸化性物質の総称で、光化学スモッグの原因物質、工場や自動車の排出ガスなどに含まれる窒素酸化物や揮発性有機化合物が紫外線の影響で化学反応をおこし、生成する。

「施策と取組内容」

個別目標に向けて展開を図る、主要な施策を示しました。

「専門的な用語」
などについて解説しました。

「意識調査」

計画策定にあたって実施したアンケートに見られる、市民・事業者などの意識を示しました。

※意識調査のないところもあります。

「指標」

計画期間において、施策の達成度を把握するため令和10年度の数値目標を定めました。なお、令和5年度の目標値は平成30年度に設定したものです。

※指標がないところもあります。

基本方針 1 生活環境

安全で安心して生活し続けられるまち

安全で安心して生活し続けられるまち

公害、生活環境の安全などに関する分野です。公害は日本の環境行政の始まりとなった問題で、かつての産業型から、現在は暮らしや交通による都市生活型へと変わってきました。

本市では、豊富な水資源を利用した鉄鋼、化学などの重化学工業が発達し、関越自動車道の開通後は、飲料、食料や自動車関連企業も進出してきました。

また、広域の幹線である関越自動車道、国道17号、国道353号、上越新幹線が市内を通過しており、また上信自動車道の供用開始を控え、取組が更に重要となります。

その他、東日本大震災時の福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質などへの対応も引き続き必要となります。

大気や水質の保全、騒音・振動の防止といった基本的な公害対策とともに、放射性物質の監視などに取り組むことで、安全で安心して生活し続けられるまちづくりを進めます。

図4-1 令和3年度公共用水域水質測定地点



出典：渋川の環境 令和4年度版

1-1-1 大気汚染のない空気のきれいなまち

1 現状と課題

広域的な工場のばい煙や自動車などの排出ガスによる光化学オキシダント*1の問題、PM2.5及び酸性雨の生物への影響には注意が必要であり、適切な監視（モニタリング）と発生源対策を行う必要があります。

また本市では、化学工場、製鋼工場が一部の地域に集積しており、かつては、これらの工場からの排出ガスによる大気汚染が問題となっていました。現在は改善されています。今後も大気汚染の防止に向けて、発生源対策を継続する必要があります。

2 施策と取組内容

(1) 大気汚染の監視と迅速な情報提供

県が一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局を設置し常時監視する以外にも市が18地点でアルカリろ紙法による大気中の酸性ガスを測定し監視するとともに、注意報・警報などが発令された場合には、迅速に周知します。

(2) 酸性雨の把握

市が定点観測している降雨のpH値の変化を継続して確認することで、酸性雨の状況把握に努め、その状況を公開します。

(3) 大気汚染の発生源対策

特定施設を設置する工場などに対し、県と連携して関係法令に基づく調査と適正な指導を行います。

指標

指標名	現状値（令和4年度）	目標値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
雨水pH値	5.8	6.0	6.0

意識調査 ※（ ）内は前回調査数値

【空気のきれいさに対する満足度】

満足、やや満足と回答した市民：90.4%（84.7%）

満足、やや満足と回答した中学生：94.3%（90.9%）

【市が実施する環境調査（大気・水質・騒音・振動・酸性雨等）への市民の参加、関心度】

参加、関心があると回答した市民：47.9%（54.3%）

【事業者による大気汚染等対策防止への実施状況】

実施していると回答した事業者：42.5%（48.3%）

【事業者による住民や行政との協働による公害対策への重要度】

重要、やや重要と回答した事業者：91.0%（89.1%）

*1 光化学オキシダント オゾンなどの強酸化性物質の総称で、光化学スモッグの原因物質。工場や自動車の排気ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素が紫外線の影響で光化学反応をおこし、生成する。

1-1-2 水質汚濁のない気持ちよく訪れることができる水辺

1 現状と課題

利根川、吾妻川は良好な状態を継続しています。中小河川では生物化学的酸素要求量（BOD）*1の値の低下がみられることから、下水道などの普及により水質は改善に向かっていていると考えられます。

今後も水質汚濁の防止と水質改善に向けて、適切な監視（モニタリング）と発生源対策を継続するとともに、生活排水処理をより推進する必要があります。

2 施策と取組内容

（1）水質汚濁の監視と情報提供

市が定期的実施している公共用水域（水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路）の水質調査により、水質汚濁を監視するとともに、その状況を公開します。

（2）水質汚濁の発生源対策

市が定期的実施している特定施設を設置する工場などの排水の水質調査により、水質汚濁を監視するとともに、その状況を公開します。

また、県と連携して関係法令に基づく調査と適正な指導を行います。

（3）生活排水処理の推進

地域の実情に応じて、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の拡充を図るとともに、早期水洗化（下水道への接続）を推進します。

指標

指標名	現状値（令和4年度）	目標値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
環境基準達成率 〈市街地河川(C 類型BOD値)〉	97.5%	90.0%	98.0%
ホテルの生息地	14 箇所	15 箇所	15 箇所
汚水処理率	77.4%	75.0%	84.6%

意識調査 ※（ ）内は前回調査数値

【市が実施する環境調査（大気・水質・騒音・振動・酸性雨）への市民の参加、関心度】

参加、関心があると回答した市民：47.9%（54.3%）

【事業者による水質汚濁、土壌汚染防止への実施状況】

実施している回答した事業者：46.9%（50.0%）

【事業者による住民や行政との協働による公害対策への重要度】

重要、やや重要と回答した事業者：91.0%（89.1%）

*1 生物化学的酸素要求量
(BOD)

微生物によって有機物を分解するときに消費される酸素の量を意味し、河川の有機汚濁を測る代表的な指標のこと。一般的に値が大きいと汚濁が進んでいることを示す。

1-1-3 土壌・地下水汚染のない安全なまち

1 現状と課題

土壌の汚染は、地下水の水質にも影響を及ぼします。

土壌や地下水の汚染は、未然に防止することが重要なため適切な監視（モニタリング）や埋立対策を継続するとともに、汚染が疑われる事象が確認された場合には適切な対応を図る必要があります。

2 施策と取組内容

（1）土壌・地下水汚染の監視

県の水質測定計画に基づく地下水の状況調査及び市が行う市内の産業廃棄物安定型最終処分場の監視井の定期的な調査により、地下水汚染の状況を監視します。

（2）土砂埋立ての規制

土砂条例に基づく土壌検査の実施により、搬入される土砂が汚染されていないことを確認するとともに、定期的なパトロールを実施することで土壌汚染の防止を図ります。

指標

指標名	現状値（令和4年度）	目標値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
土砂条例に係るパトロール回数	29回	24回	24回

意識調査 ※（ ）内は前回調査数値

【事業者による水質汚濁、土壌汚染防止への実施状況】

実施していると回答した事業者：46.9%（50.0%）

【事業者による住民や行政との協働による公害対策への重要度】

重要、やや重要と回答した事業者：91.0%（89.1%）

1-1-4 騒音や振動が防止された安心できる近隣環境

1 現状と課題

環境騒音（人間活動により発生する騒音）、事業活動に起因する騒音、振動や自動車、鉄道などによる交通騒音、振動が規制基準を達成する必要があります。

また、騒音・振動の防止と改善に向けて、適切な監視（モニタリング）と発生源対策を継続する必要があります。

2 施策と取組内容

（1）騒音・振動の監視と情報提供

市が環境騒音（人間活動により発生する騒音）、自動車騒音、新幹線鉄道騒音を測定することにより、環境基準の遵守状況を確認するとともに、その状況を公開します。

また、市が道路交通振動、新幹線鉄道振動と特定工場等振動を測定することにより監視します。

（2）騒音・振動の発生源対策

騒音測定及び振動測定により、環境基準を超過している道路や新幹線鉄道については、関係機関へ市から要請を行うことで、改善を図ります。

また、騒音測定及び振動測定により、規制基準を超過している特定工場等については、市から適正な指導を行います。

指標

指標名	現状値（令和4年度）	目標値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
規制基準達成率〈特定事業場騒音〉	58.8%	70.0%	70.0%
環境基準達成率〈自動車騒音（市内全域）〉	97.6%	95.0%	98.0%

意識調査 ※（ ）内は前回調査数値

【騒音や振動が気にならない住みよい街としての市民の満足度】

満足、やや満足と回答した市民：69.0%（60.9%）

【市が実施する環境調査（大気・水質・騒音・振動・酸性雨）への参加、関心度】

参加、関心があると回答した市民：47.9%（54.3%）

【事業者による騒音等防止への実施状況】

実施していると回答した事業者：47.6%（51.7%）

【事業者による住民や行政との協働による公害対策への重要度】

重要、やや重要と回答した事業者：91.0%（89.1%）

1-1-5 悪臭のない快適なまち

1 現状と課題

家庭生活や事業活動に起因する悪臭について、快適な生活環境の確保に努め、悪臭の発生源の把握、監視及び防止する必要があります。

2 施策と取組内容

悪臭の発生源対策

市民などからの情報提供に基づき、悪臭の発生源を調査し、発生源が特定できた場合は適正な指導を行います。

意識調査 ※（ ）内は前回調査数値

【空気のきれいさに対する満足度】

満足、やや満足と回答した市民：90.4%（84.7%）

満足、やや満足と回答した中学生：94.3%（90.9%）

【市が実施する環境調査（大気・水質・騒音・振動・酸性雨等）への市民の参加、関心度】

参加、関心があると回答した市民：47.9%（54.3%）

【事業者による大気汚染等対策防止への実施状況】

実施していると回答した事業者：42.5%（48.3%）

【事業者による住民や行政との協働による公害対策への重要度】

重要、やや重要と回答した事業者：91.0%（89.1%）

1-1-6 放射性物質の影響が少ない安心なまち

1 現状と課題

平成23（2011）年3月11日の東日本大震災以降、福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質の影響について、監視を行っています。空間放射線量*1については、徐々に低下していますが、継続して状況を把握する必要があります。

また、汚染状況重点調査地域の指定解除に向けて取り組む必要があります。

2 施策と取組内容

（1）空間放射線量の測定と情報提供

東日本大震災時の福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質の影響を把握するため、県がモニタリングポストを設置し常時監視するほか、市は庁舎をはじめとする公共施設において定期的に空間放射線量を測定するとともに、その状況を公開します。

（2）食品などの検査

市民が安心して農林産物などを食することができるよう、食品放射能の検査を継続します。

（3）指定地域の解除

国・県と連携を図り、汚染状況重点調査地域の指定解除に向けて線量データの測定などの必要な調査を行い、指定地域の解除手続きを進めます。

また、除去土壌の処理についても国・県と連携を図り、適切な対応を図ります。

意識調査 ※（ ）内は前回調査数値

【市が実施する市内の空間放射線測定への市民の参加、関心度】

参加、関心があると回答した市民：45.5%（60.2%）

【市が実施する市民対象の食品等放射能検査への市民の参加、関心度】

参加、関心があると回答した市民：44.2%（54.1%）

*1 空間放射線量 空間を飛び交う放射線の量。一般的には1時間あたりに換算した空間放射線量率を測定する。

基本方針2 自然環境

緑と水がおりなす多様な自然・生物と
共生するまち

緑と水がおりなす多様な自然・生物と共生するまち

地域の自然、生物多様性などに関する分野です。生物多様性の損失は、地球環境のレベルでも地球温暖化に次ぐ重要な問題とされ、国は生物多様性国家戦略を平成7（1995）年に策定し、これまでに4度の見直しを行い、令和5（2023）年には「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定しております。また、平成20（2008）年には生物多様性基本法を制定して、この問題に取り組んでいます。

本市の自然は、起伏に富む地形が最大の特徴です。市域の中央を利根川、吾妻川が流下し、地下には火山からの噴出物により複雑な地質と豊富な地下水が形成されています。河川や地下水は、海へ流れ雨として戻ってくる水循環の大きな部分を担っています。

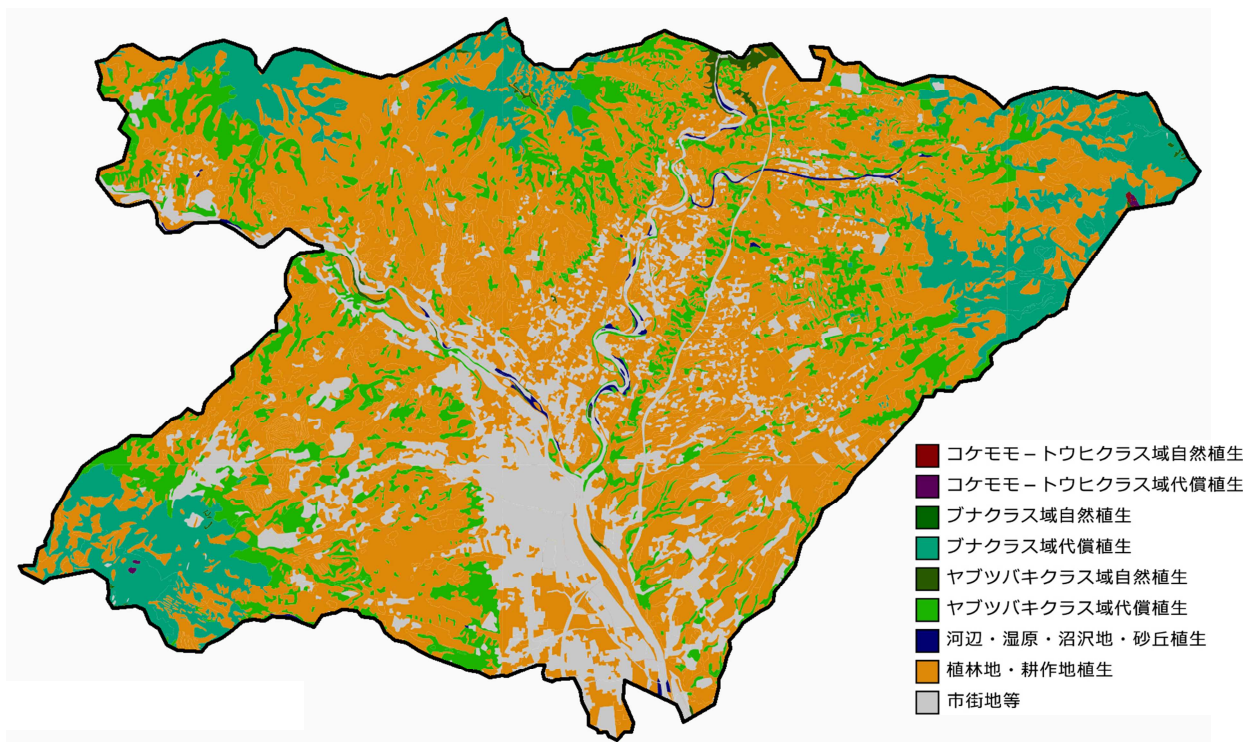
河川の上流部、山頂や尾根付近、人里から離れた水辺、段丘斜面*1などは、人為的な影響が比較的少ない環境となっていることが多く、自然度の高い植生が生育しています。それらと市街地との広大な地域が、人工林、雑木林、農地、集落などからなる里山環境となっており、市域全体として多様な生態系が広がっています。

これらの環境には、農林業の生産、観光、景観形成、自然保護など多くの面で人が関わってきた歴史があります。特に、里山環境は長期的な人の行為の下で形成されてきたことから、その保全には人による維持管理が必要です。一方で、自然度の高い植生の環境はなるべく自然のままに置かれることが望ましいと考えられます。

また、個々の生物の観点では、貴重種や外来種、有害生物への対応が求められています。

森林や里山などの自然環境、水資源、生物多様性の保全とともに、人と野生動物との共存に取り組むことで、緑と水がおりなす多様な自然・生物と共生するまちづくりを進めます。

図4-2 渋川市の植生帯



資料：自然環境調査 Web-GIS 生物多様性センター

*1 段丘斜面 河岸に沿って平坦面と急崖(きゅうがい)が階段状に配列している地形で、その斜面。

2-1-1 水資源が健全に循環し、自然が保全されるまち

1 現状と課題

利根川や吾妻川には、市内を流れる中小河川が流れ込んで、水循環の大きな部分を形成し、地域に豊かな水資源をもたらすとともに、生態系の基盤となっています。

また、本市を取り囲むようにそびえる赤城山、榛名山、子持山及び小野子山には、水源涵養*1機能、生物多様性保全機能、土砂災害防止機能や土壌保全機能などの多面的な機能を果たしている広大な森林環境があります。

これらの環境は、生態系や土地の保全、水循環といった自然の機能だけでなく、景観資源としても重要なものであり、良好な状態で将来に継承することが求められています。本市は、山に囲まれた地形で森林面積が広いことや、雨水が浸透しやすい火山の噴出物が広く堆積していることから、地下水や河川の伏流水が豊富であり、扇状地や段丘の斜面には多くの湧水が見られます。それらを水道水源や温泉資源としていることから、水資源の持続的な保全が必要となっています。

2 施策と取組内容

(1) 利根川、吾妻川などの河川の保全

市内を流れる河川について、水循環や生態系の保全と、地域の水資源や景観資源として持続させるため、河川の管理を行う国・県と連携して保全を図ります。

(2) 赤城山、子持山、小野子山などの自然環境の保全

本市を取り囲む山々の広大な森林環境について、生態系や水循環などに関わる多面的な機能を保全するため、管理を行う国・県と連携して植生の保全を図ります。

(3) 水道水源の保全

本市の上水道の水源（表流水、湧水、伏流水、井戸水）を保全するため、水源涵養林の育成を図るとともに、水源地保護の大切さを啓発します。

(4) 温泉資源の保全

伊香保温泉をはじめとする市内各所にある温泉の源泉は、自然の産物であるとの認識の下、温泉涵養林の位置付けの検討や、保全に向けた関係団体との協力を図るとともに、温泉資源の保全意識を啓発します。

意識調査 ※（ ）内は前回調査数値

【飲み水のおいしさに対する満足度】

満足、やや満足と回答した市民：82.8%（75.5%）

満足、やや満足と回答した中学生：90.0%（79.4%）

【利根川、赤城山、子持山、小野子山等の自然の景色に対する満足度】

満足、やや満足と回答した市民：95.4%（94.6%）

満足、やや満足と回答した中学生：93.4%（90.0%）

【事業者による住民や行政との協働による自然保護育成への重要度】

重要、やや重要と回答した事業者：97.4%（85.8%）

*1 水源涵養 森林の土壌から地下に徐々に水が浸透し、水を蓄え、水源を形成し、地下水や河川を育む働き。

2-1-2 里山環境が保全され、多様な生態系とともにあるまち

1 現状と課題

市街地を囲むように、農林業など人為の影響の下で形成されてきた里山環境が広がっています。里山環境は、植林、雑木林、農地、水路、農業集落などが混在している多様な環境で、人間の生活活動の場であると同時に、様々な生物が生息・生育しやすい空間でもあります。人口減少、少子高齢化が進む中、農地や林地の維持管理を通じて土地の荒廃を防ぐとともに、身近な自然として里山環境を活用していくことが必要となっています。

また、農業での環境負荷の低減、土地開発の適正化も重要となります。

2 施策と取組内容

(1) 農地・林地の保全

農業従事者が農地の集約化をしやすい環境の整備や、担い手対策を推進することで、農地の荒廃防止に取り組みます。

人工林や里山林については、森林環境譲与税及び緑の県民税を活用した森林整備、木材利用、担い手対策を推進することで、荒廃防止に取り組みます。

(2) 環境保全型農業の普及

減農薬や減化学肥料などに取り組む環境保全型農業は、農業と農産物の安全・安心とともに、生態系の保全につながることから、関係機関と連携して普及を図ります。

(3) 無秩序な開発の防止

無秩序な開発は、生態系や景観の喪失、生活環境の悪化、災害などを引き起こす恐れがあることから、土地利用計画などにより防止を図ります。森林の伐採により設置される太陽光発電システムについては、令和元（2019）年度に制定した「渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」より自然や景観との調和を図りつつ、審議会において適正な判断を行います。

指標

指標名	現状値（令和4年度）	目標値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
森林整備実施面積	4.83ha	20.0ha	40.0ha
間伐面積	129ha	95ha	110.0ha
竹林整備面積	1.86ha	0.5ha	7.5ha
農地保全に係る活動団体数	11 団体	14団体	15団体
遊休農地面積	224.5ha	93ha	4.0ha (令和9年度目標値)

意識調査 ※（ ）内は前回調査数値

【生物が生息する自然に対する市民の満足度】

満足、やや満足と回答した市民：77.7%（71.7%）

【身近な川、山、里地里山での生物とのふれあいに対する中学生の満足度】

満足、やや満足と回答した中学生：86.4%（72.9%）

【事業者による地域との関わりにおいて、緑地や水辺等の創出・保全に対する取組状況】

取り組んでいると回答した事業者：14.5%（20.0%）

【事業者による住民や行政との協働による自然保護育成への重要度】

重要、やや重要と回答した事業者：97.4%（85.8%）

2-2-1 重要種の保護、有害種や特定外来生物への対応が進み、野生生物と共存するまち

1 現状と課題

市域では、地形の起伏、森林や河川、里山環境などの多様な自然環境の中で、生きものをつながりである生物多様性が育まれており、希少種などの生息・生育もみられます。生物種の観点での生物多様性に向けて、重要とされる生物種の保護と、生態系を攪乱する種への対応が求められています。特に、赤城地区に生息する群馬県指定天然記念物である、ヒメギフチョウについては、群馬県や関係団体と連携した保護活動の充実が求められています。その一方、人の暮らしと野生生物との関係においては、全国的に野生動物の害が増加しており、本市でもシカ、イノシシ、クマなどが問題とされています。自然との共生の観点から、有害種に対して適切に対応する必要があります。

2 施策と取組内容

(1) 重要種の保護と特定外来生物などへの対応

希少種、貴重種など重要とされる生物種の適切な保護を図るため、市として生態系調査の実施を検討します。

また、在来の生態系を攪乱する外来種^{*1}や野生化したペットなどへの対応は、県と連携して適切な対応を図ります。

(2) 有害種への対応

農作物や家屋、人に害をもたらす有害種は、里地・里山の荒廃を防止することで人が住む場所への出現を防止できることから、里地・里山の適正な管理を行い、生息環境に配慮しつつ必要に応じて駆除をするなど、適切な対応を図ります。

(3) 生物多様性戦略の検討

国・県の生物多様性戦略^{*2}と連携した市の生物多様性戦略の策定について検討します。

指標

指標名	現状値（令和4年度）	目標値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
ヒメギフチョウ産卵数	2,196個	2,500個	2,500個

意識調査 ※（ ）内は前回調査数値

【生物が生息する自然に対する市民の満足度】

満足、やや満足と回答した市民：77.7%（71.7%）

【身近な川、山、里地里山での生物とのふれあいに対する中学生の満足度】

満足、やや満足と回答した中学生：86.4%（72.9%）

【事業者による地域との関わりにおいて、緑地や水辺等の創出・保全に対する取組状況】

取り組んでいると回答した事業者：14.5%（20.0%）

【事業者による住民や行政との協働による自然保護育成への重要度】

重要、やや重要と回答した事業者：97.4%（85.8%）

*1 外来種 国外又は国内の他地域から、野生生物の本来の移動能力を越えて、人為によって意図的・非意図的に導入された生物。地域固有の生物相や生態系に影響を与え、生物多様性を脅かすものがある。

*2 生物多様性戦略 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)のこと。

基本方針 3 快適環境

地域の歴史や文化を再発見し、身近な自然環境を生かした景観をつくるまち

地域の歴史や文化を再発見し、身近な自然環境を生かした景観をつくるまち

地域の歴史や文化、身近な緑、景観に関する分野です。これらは、文化的で心豊かな暮らしを支え、地域の特徴、魅力を高める共有の資源であり、環境を構成する重要な要素となっています。

市内各地には、有形無形の様々な伝統文化と、それらを継承する活動があり、地域の個性と魅力をもたらす貴重な資源となっています。

歴史的環境を形成する遺跡や建造物も、先史時代から近代に至るまで、数多く残っており、その中には周囲の自然と一体となり、その環境がつくられてきた歴史を伝えているところも少なくありません。昔から語り継がれてきた地名には、多くの場合その土地や自然の性質が表現されています。このような歴史の痕跡は、環境の特性や、人と自然との関係を現している情報、環境の教材ともなります。

今後は、観光資源としての景観の魅力と、快適な暮らしのための景観づくりが必要で、これらの歴史的資源、伝統文化を受け継ぎ、活用していくことが望まれます。さらに、新たなまちなみに秩序を持たせたり、今ある公園や緑を活用するなどの取組により新たな景観を創造し、市民の文化的活動を発展させていくことも重要となります。

歴史的環境の継承や文化的な活動、暮らしに身近な緑やまちなみの創造に取り組むことで、地域の歴史や文化を再発見し、身近な自然環境を生かした景観をつくるまちづくりを進めます。

3-1-1 歴史的環境の保全と活用が進んだ魅力あるまち

1 現状と課題

訪れる人に歴史を感じさせる環境は、地域の特徴となり、魅力をもたらすとともに、地域の成り立ちを伝える情報ともなります。歴史的な建造物や樹木、遺跡などに加えて、それらが周囲の自然環境や土地、まちなみとともに歴史的な環境を形成しているところも多く見られます。

本市の歴史的環境としては、国指定史跡の黒井峯遺跡や瀧沢石器時代遺跡、全国的に注目される金井遺跡群、国指定重要有形民俗文化財の上三原田の歌舞伎舞台をはじめとした数多くの文化財があります。それらの歴史的環境の保全と活用を進めて、地域共有の資源として次の世代に継承する必要があります。

2 施策と取組内容

(1) 文化財の保護と活用

文化財は長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられ、郷土の歴史、伝統、文化などを理解するために欠くことのできないものであるとの認識の下、貴重な資源であることを周知するため、文化財や史跡の計画的な保護、活用を推進します。

また、各地域に残る文化財を教材として、地域の良さを再認識できるような取組を行うなど、積極的な活用を図ります。

(2) 歴史的環境の保全と活用

市内各所にある歴史的な建造物や樹木、遺跡、歴史的環境の一部となっている自然や土地、まちなみなどについて、保全と活用を推進します。

指標

指標名	現状値（令和4年度）	目標値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
国指定文化財件数	13件	13件	15件
県指定文化財件数	40件	41件	42件
市指定文化財件数	128件	133件	133件

3-1-2 文化的活動の進んだ魅力あるまち

1 現状と課題

伝統文化は、地域の歴史を伝え、地域に独自の魅力をもたらす地域の個性であり、共有の資源です。本市には指定文化財のほかにも、有形無形の様々な伝統文化が受け継がれております。

市内各地では、農村歌舞伎、神楽、獅子舞などの伝統芸能があり、それぞれに伝統文化を継承する活動があります。この活動は、地域の活力となり、また貴重な活動であるため、価値あるものとして認識し、次世代につなげていく必要があります。

また、市民による比較的新しい文化的な活動についても、人々の交流や社会の活力、地域の魅力につながることから、活性化が望まれます。

2 施策と取組内容

(1) 伝統文化の保存と継承

国の記録等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（国選択無形文化財）の上三原田の歌舞伎舞台装置・操作や、地域での獅子舞、神楽と祭り囃子に代表される伝統文化を継承する活動について、活性化を図ります。

(2) 市民の文化的活動の活性化

地域で活動する芸術・文化などの自主活動団体の育成や活動を支援するとともに、市民の芸術・文化的な活動の機会の提供と担い手の育成を推進します。

また、多様な文化との交流に向けて、令和6（2024）年中に移設、開設予定の美術館などとのタイアップにより企画の充実を図ります。

指標

指標名	現状値（令和4年度）	目標値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
市民総合文化祭参加者数割合	8.0%	12.0%	12.0%
公民館学習参加者数	21,735人	57,300人	57,300人

3-2-1 緑に親しめる環境の形成が進み、うるおい豊かなまち

1 現状と課題

公園緑地や遊歩道などの緑は、暮らしに潤いや楽しみをもたらすものとして、また都市景観形成や防暑などの快適性の面でも欠かせないものです。

住宅、街路、公共施設、事業所などに備わった緑も、同様に有用なものです。そのため、市街地内の公園などの整備と適切な配置とともに、まちなみの緑の充実、住宅や事業所の緑化を進める必要があります。

2 施策と取組内容

(1) 公園緑地の充実

公園の緑は、市民が日常生活の中で気軽に親しむことができるものであるとともに、快適な空間や美しい景観を形成するために必要不可欠なものであることから、公園緑地の適切な維持管理を行います。

また、河川緑地を活用した中村緑地公園の整備を推進します。

(2) まちなみの緑の充実

市街地における快適な空間や緑の美しい景観を形成するため、街路樹や花壇などの適切な維持管理を行います。

また、市有施設の緑化と適切な維持管理を行います。

(3) 住宅や事業所の緑化

住宅の緑は、市民の日常生活に潤いをもたらす、美しい景観を形成するものであるとともに、防暑などの効果もあることから、緑化の働きかけを推進します。

また、事業所の緑は、景観形成や生活環境保全にも有用で、周辺環境に配慮した緑化の働きかけを推進します。

指標

指標名	現状値（令和4年度）	目標値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
緑化苗木配布数	26,651本	36,000本	41,000本

意識調査 ※（ ）内は前回調査数値

【公園等の身近な自然に対する満足度】

満足、やや満足と回答した市民：71.3%（64.5%）

満足、やや満足と回答した中学生：86.6%（77.7%）

3-2-2 ふらっと歩きたくなるまちづくり

1 現状と課題

まちなみの景観は、暮らしの質、地域の特徴や魅力に影響するとともに、本市の主要産業である観光の資源としても欠かせないものです。

本市のまちなみとしては、江戸時代の面影を残す白井宿や、伊香保温泉の石段街が有名ですが、今後も観光地として発展するためには、鉄道駅やバスターミナルの周辺、商業地、主要道路沿いなど、人が多く集まり目に触れやすい場所の景観が整い、市域全体として印象が向上していくことが重要です。そのために、景観形成を計画的に推進し、景観資源の保全と活用、秩序あるまちなみの形成などに取り組む必要があります。

2 施策と取組内容

(1) 計画的な景観形成

誰もが気軽に散歩したくなるような市街地形成のため、緑化などに配慮した都市景観の形成を推進するとともに、住宅地や商業施設などの開発による計画的な土地利用の誘導を図ります。

(2) 観光資源としての景観の創造

多くの人を訪れる伊香保温泉街や白井宿などの良好な景観を継承するとともに、山や水辺、地形など本市の特徴を生かした魅力的な景観の創造を検討します。

(3) 屋外広告物の適正化

無秩序な屋外広告物などは、良好な景観の阻害要因となることから、県と連携して屋外広告物の適正化を図ります。

意識調査 ※ () 内は前回調査数値

【道路、歩道の整備がされた安全な街に対する満足度】

満足、やや満足と回答した市民：48.1% (41.4%)

満足、やや満足と回答中学生：74.4% (63.2%)

基本方針4 循環型社会

廃棄物を減らし、資源を循環利用
するまち

廃棄物を減らし、資源を循環利用するまち

廃棄物などに関する分野です。日本では、第二次世界大戦後の経済成長にともない、衛生環境の悪化や不法投棄、廃棄物処理の負担増、環境汚染などの問題への対応に追われるようになりました。国は、問題の根本にある大量消費・大量廃棄に対処するため、平成12（2000）年の循環型社会形成基本法をはじめとした制度づくりを進め、平成15（2003）年には循環型社会形成基本計画を策定し、これまでに2度の見直しを行い、平成30（2018）年には第四次循環型社会形成促進計画を閣議決定しております。今回の計画において、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、「①地域循環共生圏形成による地域活性化」「②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「③適正処理の更なる推進と環境再生」などを掲げ、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策を示しています。

この中で、使用したものの再資源化（リサイクル）、廃棄物の発生抑制（リデュース）を優先した取組が更に必要な状況となっています。

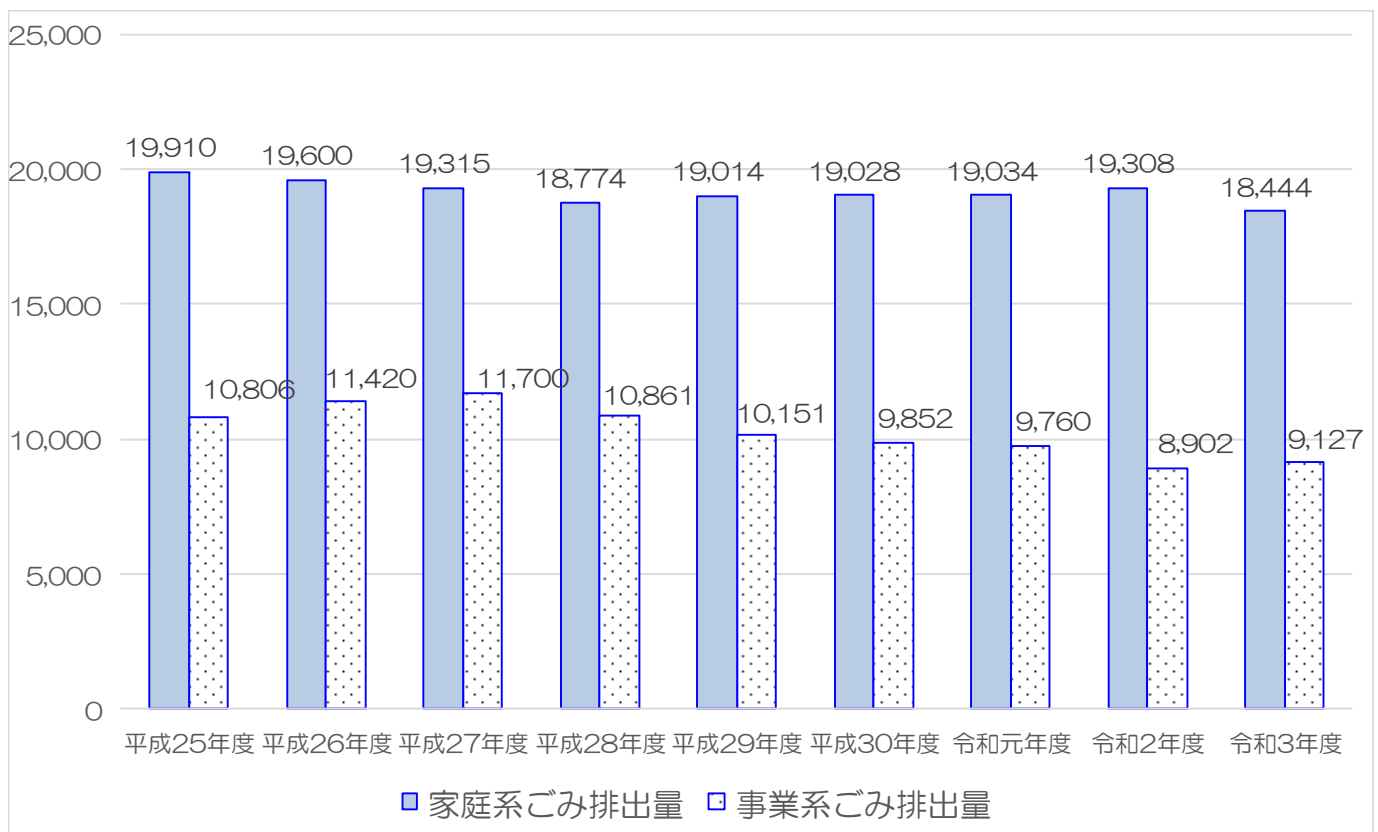
本市のごみ（一般廃棄物）は減少傾向にありますが、引き続きごみの減量化と資源化に取り組んでいく必要があります。適正なごみ処理を進める上で、人口動態など地域社会の変化に対応を図る必要もあります。

また、不法投棄をはじめとした不適正な行為にも対応する必要があります。

3Rの推進、ごみ（一般廃棄物）の適正処理とともに、不法投棄などの不適正行為の防止に取り組むことで、ごみを減らし、資源を循環利用するまちづくりを進めます。

図4-3 一般廃棄物（ごみ）の排出状況

(単位: t)



※リサイクルごみを除く

4-1-1 3Rが進み、ごみが少ないまち

1 現状と課題

市が収集する家庭系ごみ（リサイクルごみを除く）は、総排出量、1人1日当たり排出量とも減ってきています。その一方で、リサイクルごみ（ガラスビン、ペットボトル）や資源ごみの回収量はそれ以上に減っており、資源回収の強化が重要となります。

今後も、循環型社会形成の考え方にに基づき、より一層のごみの減量化、資源の循環利用の推進に向けて、3Rの取組や周知の継続、強化を図る必要があります。

2 施策と取組内容

(1) ごみの発生抑制（リデュース）

3Rのうち、最も優先すべき廃棄物の発生抑制（リデュース）を推進するため、マイバッグの普及促進、県が推進する「ぐんまちゃんの3キリ運動（使い切り、食べきり、水切り）」の啓発に取り組むとともに、「必要以上な物は買わない」、「物を大切に使う」などの働きかけを行います。

(2) 再利用（リユース）・資源化（リサイクル）の推進

「ごみにしないで何度も使う」ことへの意識啓発、市が行っている廃食用油回収及び小型家電回収を推進します。

また、自治会や育成会などの地域における資源ごみ回収活動への支援を行います。

指標

指標名	現状値（令和4年度）	目標値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
家庭系ごみの1人1日当たりの排出量	654 g	600 g	617 g
ペットボトルの収集量	150 t	170 t	131 t
資源ごみ回収量	1,898 t	2,700 t	1,593 t
小型家電回収量 ※回収する小型家電の規格を令和3年度から変更している。	3,645kg	35,000kg	6,700kg

意識調査 ※（ ）内は前回調査数値

【市民がごみを減らすために行う主な行動】

リサイクルごみの分別：95.4%（87.8%）

ごみの再資源化：94.2%（83.3%）

【市が実施する小型家電、家庭用廃油等の拠点回収に対する市民の参加、関心度】

参加、関心があると回答した市民：67.2%（56.0%）

【中学生がごみを減らすために行う主な行動】

物は長く使用する：93.0%（86.9%）

マイバッグを使用する：95.7%（89.9%）

【事業者が廃棄物について実行している対策】

ごみの分別の徹底：97.2%（87.5%）

資源ごみの分別：91.4%（91.7%）

4-1-2 ごみが適正に処理される爽やかなまち

1 現状と課題

一般廃棄物のごみ出し、収集、処理は、それぞれの場面において、適正に行われなくてはなりません。本市の一般廃棄物処理は、市が収集したものについて、渋川地区広域市町村圏振興整備組合（渋川市、吉岡町、榛東村で構成）が処理を行う仕組みであることから、市は適切なごみ収集を行うとともに、ごみ出しのルールやマナーの周知徹底、ごみ出しが難しい高齢者世帯への対応などに取り組む必要があります。

2 施策と取組内容

（1）適切なごみ収集

本市のごみ収集は、地域ごとに決まっているごみ集積所に出された家庭からのごみを収集しており、ごみ出しには、市の指定ごみ袋を使用することとしています。

ごみの収集は身近な住民サービスであり、効率的、円滑に行われる必要があるため、市民ニーズに対応した改善を図ります。

（2）ごみ出しのルールやマナーの徹底

ごみ集積所の管理は、市から各地区の環境美化推進協議会に委託しています。近年は地域コミュニティが弱まり、自治会に加入しない人が増えていることもあって、ごみ出しのルールやマナーが守られないことが多くなっています。

現在のごみ出しの方法は、収集を行う市とごみを出す市民との間で、時間をかけて作ってきたものであることを踏まえ、各自治会や各地区の環境美化推進協議会と連携してごみ出しのルールやマナーの周知徹底を図ります。

（3）ごみ出しが困難な世帯への対応

高齢化社会の進展に伴い、ごみを集積所に出すことが困難な世帯が増えています。そのような世帯では、福祉サービスの利用、地域の助け合いや収集業者のサービスに頼らざるを得ない状況となっていることから、ごみ収集の対応を検討します。

意識調査 ※（ ）内は前回調査数値

【ごみ出しのマナーに対する市民の満足度】

満足、やや満足と回答した市民：74.6%（70.8%）

4-1-3 不法投棄防止や環境美化が進み、安心できるまち

1 現状と課題

市民の身近な生活環境について、ごみのポイ捨てやペットの糞の放置をはじめとして、主に衛生面での様々な問題があります。特に、不法投棄などの不適正行為は、通行が多い、管理が行き届かないなどの条件から、観光地、幹線道路、山林、遊休地などで行われやすくなっています。また、全国的に問題となっている放置された空き家・空き地については、本市においても増えています。

それらの問題の解決に向けて、市と地域との協働で監視や周知、啓発などに取り組む必要があります。

2 施策と取組内容

(1) 環境美化などの推進

河川、道路や公園などの公共用地のポイ捨てごみ、空き家や空き地での雑草繁茂、家庭生活に起因する悪臭など、市民の身近な生活環境の問題について、地域と連携した環境美化に関する取組について検討します。また、こうした課題に取り組む市民などが行う環境美化のボランティア活動に対する市としての支援や、市民の意識醸成を図るため、2020（令和2）年に「渋川市美しいまちづくり条例」を制定しました。

(2) 不法投棄の防止

山林や人目につかない道路では、粗大ごみや産業廃棄物などが捨てられやすい状況にあることから、地域や包括連携協定（不法投棄が疑われる破棄物を発見した際の通報）を締結した郵便局などとの連携、IT機器などの活用により、不法投棄の防止と監視の強化に取り組めます。

(3) 空き家・空き地の適正管理

近年、人口減少に伴い空き家と空き地が増えてきており、治安や景観の悪化など市民の生活環境に影響を及ぼし始めていることから、助言や指導などを行うことで、所有者や管理者に適正な管理を促します。

指標

指標名	現状値（令和4年度）	目標値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
特定空家等*1 解決件数率	57.8%	40.0%	55.0%
空家活用件数	8件	21件	25件

意識調査 ※（ ）内は前回調査数値

【清潔な街に対する市民の満足度】

満足、やや満足と回答した市民：71.3%（64.5%）

【道路や公園等の地域の清掃活動への市民の参加状況】

市民：67.2%（57.3%）

【事業者による産業廃棄物処分の管理状況】

徹底管理の実施：75.0%（64.2%）

資源ごみの分別：91.4%（91.7%）

【住民や行政との協働による一般、産業廃棄物処理対策の強化への重要度】

重要、やや重要と回答した事業者：97.4%（85.8%）

*1 特定空家等 渋川市空家等及び空地の適正管理に関する条例第2条第1項において、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態であると認められる空家等をいう。

4-1-4 食品などの廃棄、フードロスをなくす取組を推進するまち

1 現状と課題

食品ロスとは、まだ食べることができるのに捨てられてしまう食品のことであり、生産・製造・流通・販売・消費等の各段階において日常的に発生しています。本市では、市民1人1日あたりの食品ロス量が約140gと推計され、全国平均における1人1日あたりの食品ロス量（約124g）より多いという現状があります。（令和元年度実績に基づく推計）

食品ロスは、消費者及び事業者の双方から発生しており、食品に関わる全ての人々が「我が事」として認識し取り組むべき課題です。食品ロスの削減に向けて、市民・事業者・行政が互いに連携して具体的な行動を実践することが必要です。

2 施策と取組内容

(1) 消費者・店舗取組型の食品ロスの推進

消費者及び事業者が食品ロスの削減に対する意識を持ち、双方連携した取組を実践できるように推進します。

「てまえどり^{*1}」や「mottECO^{*2}」等の市民が意識的に取り組むことのできる環境整備を行い、協力の輪を広げていきます。

(2) 食品の3Rの推進と啓発

食品の食べきりや使い切りによって食品ロスの発生を抑制し、まだ食べることのできる食品は、「フードバンク」活動^{*3}等に協力しながら有効的に活用します。

また、全ての人々が「もったいないの心」を育み、食品を無駄にしない行動が定着できるように継続した普及啓発及び教育を推進します。

(3) 推進体制及び協力体制の強化・整備

食品ロス削減推進協議会を活用し、取組の情報を共有します。

また、市及び食品ロス削減推進協議会並びに地域の関係団体と食品ロスの削減に関する情報共有及び調整を行い、各施策の連携を深めます。

指標

指標名	現状値（令和4年度）	目標値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
フードドライブ実施回数（累計）	3回	7回	12回
しぶかわフードラブ協力店登録店舗数	51店舗	54店舗	68店舗

意識調査 ※（ ）内は前回調査数値

【フードロスの対策に取り組む街に対する市民の満足度】

満足、やや満足と回答した市民：52.4%

【フードロスをなくする取組に対する中学生の重要度】

重要、やや重要と回答した中学生：97.2%

【食物残渣の堆肥化に取り組んでいる事業者】

実施していると回答した事業者：15.2%（14.2%）

*1 てまえどり	購入してすぐ食べる場合に、商品棚の手前にある商品や販売期限の迫った商品を積極的に選択する購買行動のこと。
*2 mottECO	2022年度から環境省が中心となり、飲食店での食べ残しの持ち帰り行為を「mottECO（モッテコ）」という名称で推進している。「mottECO」は「もっとエコ」、「持って帰ろう」というメッセージが込められている。
*3 フードバンク活動	製造工程で発生する規格外品や賞味期限間近など、品質には問題ないが通常の販売が困難な食品・食材や、個人・団体等からの食品の寄贈を受け入れ、支援を必要とする人等へ提供する団体・活動のこと。

基本方針5 地球環境

持続可能な低炭素化を進めるまち

持続可能な低炭素化を進めるまち

地球温暖化とエネルギーに関する分野です。地球温暖化対策は世界の最重要課題の一つとなっており、その克服に向けて経済大国、先進国である日本も重要な役割を担っています。

国は、平成10（1998）年に地球温暖化対策推進法を制定して国内の対策を推進してきました。平成28（2016）年には地球温暖化対策計画を策定して、2020年以降の世界の新たな枠組みであるパリ協定への対応を推進してきました。この地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画で、令和3（2021）年に前回の計画から5年ぶりに改定しております。

この計画において日本は、令和3年（2021）年4月に、令和12（2030）年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。

改定された地球温暖化対策計画は、この新たな削減目標も踏まえて策定したもので、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、新たな令和12（2030）年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いています。

地球温暖化の最大の要因は、石油・石炭など化石燃料の燃焼から生じる二酸化炭素です。そのため、全世界でよりクリーンなエネルギーへの転換が必要不可欠となっており、炭素の燃焼を減らす低炭素化、さらには炭素を燃やさない脱炭素への流れが加速しています。

本市においても、一人ひとりの日常から、ビジネス、交通や都市のあり方まで、あらゆる場面で低炭素化を目指して、省エネルギー（効率、生産性の向上）やエネルギーの転換（再生可能エネルギー導入）を軸にした取組を進める必要があります。

自然現象の面では、地球温暖化が進行するにつれ、気候変動の影響が様々に現れる恐れがあり、国は平成27（2015）年に気候変動の影響への適応計画を策定し、平成30（2018）年には気候変動適応法を公布しました。地域の環境に関して具体的な予測は難しいですが、過去の経験を超えるような自然災害や健康被害についても考えておくことが重要となっています。こうした中、国において今後起こり得る極端な高温も見据え、熱中症の発生の予防を強化するための仕組みを創設する等の措置を講じることで、熱中症対策を一層推進するため、気候変動適応法の改正を目指しているところです。

省エネルギー、エネルギーの転換、低炭素型の都市への転換、地球温暖化・気候変動の影響への適応、地球温暖化対策の計画的推進や市役所における地球温暖化対策に取り組むことで、地球温暖化防止のため持続可能な低炭素化を進めるまちづくりを進めます。

5-1-1 気候変動対策を推進し快適に暮らせるまち

1 現状と課題

地球温暖化は、気象、海流や海面高、生態系などに多大な変化をもたらすと予想され、世界共通の極めて深刻かつ喫緊の問題となっています。この問題を克服していくためには、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出削減に向けて、国における取組や国際的な取組に加え、地域に住む市民一人ひとりが、日常生活や事業活動の各場面において地球温暖化防止に配慮した行動を実践することが不可欠です。

市は、国の地球温暖化防止の方針を実現するために、国が推進する国民運動「クールチョイス（COOL CHOICE）^{*1}」の普及をはじめとして、情報発信と行動促進を図り、地域における地球温暖化対策を計画的に推進する必要があります。

2 施策と取組内容

（1）クールチョイス（COOL CHOICE）の推進

市として率先して「クールチョイス」に賛同し、市民・事業者に対しても広く賛同者を募ります。併せて、数多くあるクールチョイスの中から、本市に有効なクールチョイスを募集し普及を図るなど、啓発活動を推進します。

（2）地球温暖化対策計画（区域施策編）策定の検討

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく本市の地方公共団体実行計画（区域施策編）^{*2}の策定を検討します。

（3）事業者の環境マネジメントの普及

事業所の運営や経営において、環境保全に関する項目や目標を自ら設定し、成果を検証し、自主的、計画的に取組を進める環境マネジメントの普及に向けて、情報提供を行います。

また、市役所も一事業者であることから、環境マネジメントの導入を検討します。

指標

指標名	現状値（令和4年度）	目標値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
電気自動車用急速充電器利用回数	2,553回	3,100回	3,100回

意識調査 ※（ ）内は前回調査数値

【地球温暖化に対する市民の関心度】

関心があると回答した市民：91.5%（83.7%）

【ハイブリッド車、電気自動車を導入している市民の状況】

取り組んでいると回答した市民：75.6%（33.3%）

【環境マネジメント（ISO、環境GS、エコアクション21等）に取り組んでいる事業者】

実施していると回答した事業者：35.4%（26.7%）

^{*1} クールチョイス 国がパリ協定の目標達成に向けて推進する、地球温暖化対策の国民運動のことで、低炭素型の製品、サービス、行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す内容。

^{*2} 地方公共団体実行計画 地域住民や事業者が主となる取組を定めたもの。地域の自然的社会的特性を踏まえた取組によって、新たな事業や産業の創出などの地域づくりの推進にもつながる、低炭素なまちづくりの核となる計画のこと。

5-1-2 気候変動に適応した安全に暮らせるまち

1 現状と課題

地球温暖化・気候変動が進んでいることから、気温や降雨の変化が進むと予想されており、国は気候変動の影響に対する適応計画を推進しています。

本市でも、情報を収集して市民・事業者と共有するとともに、実際の自然災害や植物の生育環境などに注意し、中長期的に環境の変化に適応していく必要があります。

2 施策と取組内容

(1) 気候変動の影響の情報収集と提供

これまでに経験したことのない豪雨や猛暑など、気候変動の影響が現れ始めていることから、国などの調査などの情報を収集し、市が策定している防災計画やハザードマップへの反映について検討します。

(2) 地域気候変動適応計画策定の検討

市として、気候変動に伴う市民生活や地域経済への影響を最小限に軽減するため、市の気候に関する特性を反映させた地域気候変動適応計画の策定を検討します。

指標

指標名	現状値（令和4年度）	目標値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
防災資機材整備補助団体数	15団体	16団体	14団体
自主防災組織の防災訓練、防災講話等への職員派遣済団体数	50団体	108団体	105団体
クールシェア*1スポット数	0か所	30か所	30か所

意識調査 ※（ ）内は前回調査数値

【地球温暖化に対する市民の関心度】

関心があると回答した市民：91.5%（83.7%）

【地域防災活動、地域での災害対応協力に取り組んでいる事業者の状況】

取り組んでいると回答した事業者：28.4%（36.7%）

*1 クールシェア (COOL SHARE) 集まって涼を分かちあう(シェア)すること。なるべく1部屋に集まる工夫をしたり、公園や図書館などの公共施設を利用することで、熱中症の防止や、空調の効率的利用・省エネルギーにつながる。

5-1-3 地球温暖化対策を進める市役所

1 現状と課題

市役所は一事業者であり、また公共施策の推進という観点からも率先的に行動すべき立場にあります。市役所における節電などの取組は、これまでに一定の実績を積み上げてきましたが、今後さらなる成果を上げていくことは難しくなっています。そのため今後は、次の新たな段階の地球温暖化対策に向け、事務事業のあり方や市有施設のエネルギー性能を検討する必要があります。

2 施策と取組内容

(1) 事務・事業の効率化

国は「令和3年(2021)年4月に、令和12(2030)年度において、温室効果ガス46%削減(2013年度比)を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けること」を表明しました。この目標を踏まえ、市が所有する施設における事務・事業の効率化を図ることにより、温室効果ガス排出量の計画的な削減を図ります。

(2) 市有施設のエネルギー性能の向上

市が所有する施設について、設備の入れ換えなどにより高効率化を図るなど、エネルギー性能の向上を検討します。

指標

指標名	現状値(令和4年度)	目標値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
温室効果ガス排出量削減数値(市役所)	12,006,190kg-CO ₂ (令和4年度基準)	16,549,427kg-CO ₂ (令和4年度基準)	10,168,000kg-CO ₂ (令和9年度基準)

意識調査 ※ () 内は前回調査数値

【市有施設への太陽光発電設備の設置に対する市民の参加、関心度】

関心があると回答した市民：35.4%(33.0%)

5-2-1 エネルギー効率のよいライフスタイル

1 現状と課題

地球温暖化の防止に向けて、日常の暮らしや事業活動のエネルギー効率向上が重視されています。そのための効果的な対策として、省エネルギー型のライフスタイルやビジネススタイル、建物や設備・機器の省エネルギー化などが求められています。

2 施策と取組内容

(1) 省エネルギー型ライフスタイルの普及

市民の日常生活はたくさんのエネルギー消費に支えられており、そのエネルギーには限りがあるとの認識の共有を図るとともに、節電やエコドライブ*1、公共交通の利用など、省エネルギーへの配慮が行き届いたライフスタイルの普及・定着を図ります。

(2) 事業活動の省エネルギー行動の促進

事業者に対して、建物や事務機器、照明などの高効率化、省エネルギーへの配慮が行き届いた事業活動を求め、それらの普及・定着を図ります。

(3) 住宅の省エネルギー化

市内の住宅のエネルギー性能向上を目指し、新築住宅に関しては省エネルギー基準適合やZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）*2の建設、既存住宅に関しては断熱化などのエコリフォームの実施、住宅設備に関しては高効率型などエネルギー性能の高い機器の導入を求めています。

指標 ※令和5年度から事業開始

指標名	現状値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
エコリフォーム件数	-件	937件

意識調査 ※（ ）内は前回調査数値

【省エネルギーの実施に対する市民の取組状況】

実行していると回答した市民：75.6%（64.5%）

【市が実施している住宅用太陽光発電システム設置補助制度に対する市民の関心度】

関心があると回答した市民：42.8%（39.3%）

【省エネルギー型の機器（照明、エアコン等）に対する事業者の取組状況】

実施していると回答した事業者：46.2%（56.7%）

*1 エコドライブ 環境にやさしい自動車の運転方法のこと。「駐停車時のアイドリングストップ」「高速道路などにおける適正速度での走行」「タイヤの空気圧の適正化」など10の項目が示されている。

*2 ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス） 通称ゼッチ。外皮の断熱性能などを大幅に向上させるとともに、高効率な設備システム、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロとなる住宅のこと。

5-2-2 自然エネルギーを利用するクリーンなまち

1 現状と課題

世界では、環境保全や資源確保などの理由により、脱化石燃料の動きが加速しています。従来の化石燃料*1への依存から、太陽光などの自然エネルギー、木質などのバイオマス*2、水素などのクリーンな次世代エネルギーへの転換を目指して、技術開発と導入の試みが進んでいます。

本市の自然エネルギー利用としては、佐久発電所、渋川発電所、金井発電所の3か所の水力発電所が大きなもので、佐久発電所のサージタンクは観光資源にもなっています。

また、市有地2か所を利用した大規模太陽光発電所が約1,900世帯の年間消費量に相当する電力を生み出しているほか、事業者や個人が設置する太陽光発電施設も数多くあります。

豊かな森林資源に恵まれているという本市の特性を生かし、経済性や有用性などを考慮しつつ、次世代エネルギーへの転換やエネルギーの地産地消を目指して、自然エネルギーや本市産の木材の利活用が可能なバイオマス発電設備の整備、誘致について積極的に検討していきます。

2 施策と取組内容

(1) 自然エネルギーの活用

自然エネルギーによる年間の発電量は、市内の年間電力使用量の約6割から7割程度に達していると推計されます。本市の豊かな自然を活用することで、その割合をさらに高められるよう周辺環境との調和や経済性を踏まえて検討します。

(2) バイオマスの活用

本市は広大な山林を抱えていますが、林地残材などは活用方法が限られてしまうことから、山林の荒廃の一因になっています。こうした林地残材を活用した木質バイオマス発電所や食品残渣などを原料とするメタンガス発電所の誘致・建設について、周辺環境との調和や経済性を踏まえて検討します。

指標

指標名	現状値（令和4年度）	目標値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
住宅用スマートエネルギー機器設置件数	98件	17件	800件

意識調査 ※（ ）内は前回調査数値

【自然エネルギー（太陽光、リチウム蓄電池等に対する市民の利用状況）

利用していると回答した市民：27.9%（23.4%）

*1 化石燃料 過去の植物や動物の遺骸が地中で変化して生成した燃料。石炭、石油、天然ガスなど。

*2 バイオマス 生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、一般には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」。廃棄物系バイオマス、未利用バイオマス、資源作物の3つからなる。

5-2-3 都市インフラと公共交通の省エネルギーが進んだまち

1 現状と課題

社会全体で省エネルギーやエネルギー転換を進めるには、都市の構造や施設の性能、交通の仕組みを、エネルギー利用の面で効率のよいものに変えていく必要があります。

東京都心部などを除き日本は車社会となっていますが、市内には鉄道やバスの公共交通があり、自転車の利用者も少なくないことから、それらの活用により車への依存を減らすことが望ましいといえます。さらには、自動運転などを行う新たな交通手段への期待も高まっています。

本市では、人口減少と少子高齢化が進む中で、持続的な発展のために非効率な土地利用を抑え、集約型の都市構造にしていく必要が生じており、それらはエネルギー利用の効率向上にもつながるものです。

2 施策と取組内容

(1) 公共交通の活用

本市の路線バスは、人口減少や少子化の影響などから、利用者が減少傾向にあります。路線のほとんどが渋川駅から市内各地へ放射線状に伸びていますが、より利用しやすい運行経路や時刻のほか、高齢者などが利用しやすいデマンド交通*1を令和3(2021)年度から北橋地区において本格導入し、令和4(2023)年度から小野上地区及び子持地区においても導入しております。

また、JR渋川駅及びJR八木原駅周辺整備事業を推進するとともに、他の駅においてもパークアンドライド*2駐車場を整備するなど、鉄道利用者の利便性向上に努め、鉄道の乗車人員の増加を図ります。

(2) 自転車の活用

渋川駅前の中心市街地では、市内の高校へ通学する生徒が自転車を活用しています。

また、本市には、吾妻川公園を起点とする利根川自転車道が埼玉県久喜市まで伸びており、多くの人が自転車で訪れています。

こうした自転車を利用する人が安心して通行できるよう、通行帯などの環境を整備することで、自転車の活用を促します。

(3) 次世代モビリティ*3の活用

自動運転技術を活用した次世代モビリティによる新たな交通手段の提供は、自家用車に頼らない暮らしを支え、省エネ・低炭素化に寄与するものと考えられます。

こうしたことから、本市では地元交通事業者との連携を進め、市内での次世代モビリティ導入に向けた実装研究を継続して実施していきます。

*1 デマンド交通 利用者が交通業者に電話などで乗車を要請(デマンド)することで利用する交通手段。複数人の乗り合いで目的地まで送迎を行う。

*2 パークアンドライド 自宅から自家用車で最寄り駅またはバス停まで行き、自家用車を駐車させた後、公共交通機関を利用して目的地に向かうこと。

*3 次世代モビリティ 自動運転技術や通信技術、人工知能などを活用した新たな移動手段のこと。

（４）環境負荷の小さい都市構造と社会資本の形成の検討

都市の構造と社会資本（都市基盤施設、インフラ）を、省エネ型で環境負荷の小さいものに変えていく中長期的な対策として、公共サービスや商業など暮らしを支える各種機能の拠点への集約、エネルギーの面的利用*4、電力利用のスマート化*5などを検討します。

指標

指標名	現状値（令和4年度）	目標値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
乗合バス利用者数	149,455人	213,000人	150,000人
JR乗車人員（渋川駅、八木原駅）	1,315,095人	1,698,900人	1,624,250人

意識調査 ※（ ）内は前回調査数値

【環境負荷の少ない移動方法に対する市民の取組状況】

実行していると回答した市民：48.2%（42.7%）

*4 エネルギーの面的利用 エネルギーの効率的利用を、個々の施設ごとではなく、複数の施設が協力して行うこと。

*5 電力利用のスマート化 家庭や事業所など電力を使う側と、発電・送電などの供給する側を、インターネットなどの情報通信技術でつなぐことにより、全体的なきめ細かいコントロールを行うもの。

基本方針6 学習・参加

地域協働による環境づくりをするまち

地域協働による環境づくりをするまち

環境学習、参加・協働、地域環境資源に関する内容で、分野横断的な性質が強く、全ての分野の基盤となるものです。

様々な環境の課題を克服し、基本理念や環境像を実現していくためには、市の取組（施策）だけではなく、市民・事業者・市の各主体が、それぞれに自主的に行動するとともに、互いに連携・協働していくことが不可欠です。そして、環境学習、環境情報はそれを支える基礎となります。

また、地域の環境づくりに取り組んでいく際には、地域の環境を構成する様々な要素を共有の資源として考える、地域環境資源の視点が有効です。自然の仕組み（地形、水循環、生態系など）を土台として、その上に長い時間をかけて環境が形成されてきた歴史を鑑みて、それらの特性や関係性を踏まえながら持続的な活用を図っていくことが必要です。

環境学習や環境情報共有、参加と協働とともに、地域環境資源の保全と活用に取り組むことで、分野間をつなぐ、地域協働による環境づくりを進めます。

また、環境学習については、将来を担う子ども達が幼少の頃から、意識的に環境に関心を持つことが重要であることから、学校との連携により、環境学習を推進していきます。

6-1-1 環境学習が進み、環境についての理解と実践が広がるまち

1 現状と課題

環境保全や地域環境についての課題は、日常の暮らしや経済から生じている部分が大きいため、規制や公共事業だけで解決することは難しく、市民・事業者が主体となって取り組むことが必要不可欠です。

市民・事業者が主体となって行動するために、環境について学び、意識と知識を高めるとともに、環境に関する情報を共有する必要があります。

2 施策と取組内容

(1) 環境学習の促進、環境啓発

市が市民向けに実施している「市民環境大学」「エコ・リーダーズセミナー*1」「親子の環境学習会」など、あらゆる年代や立場に向けた環境学習について、環境への理解が進み環境に配慮した行動が定着するよう、内容を見直すとともに、学校とその地域、NPO等が連携した環境学習の実施に取り組みます。

(2) 環境に関する情報の共有

環境に配慮した行動に必要な情報を発信し、情報の共有化を進めることで、市民、事業者の主体的な行動を促します。

指標

指標名	現状値（令和4年度）	目標値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
環境学習会参加者数	10人	20人	60人
エコ・リーダーズセミナー参加者数	31人	50人	50人
環境まつり来場者数	2,000人	4,600人	正確な来場者数の把握が困難であり廃止
環境まつりにおける牛乳パックの回収量	2,660kg	-kg 新規指標	5,000kg

意識調査 ※（ ）内は前回調査数値

【市が実施する環境に関する学習会への市民の参加状況】

市民環境大学・エコ・リーダーズセミナー：15.1%（12.2%）

環境まつり：34.3%（31.1%）

【事業者による従業員への環境教育の実施状況】

実施していると回答した事業者：55.7%（41.7%）

【事業者による住民や行政との協働による環境保全に関する教育、意識啓発、情報提供への重要度】

重要、やや重要と回答した事業者：97.4%（86.7%）

*1 エコ・リーダーズセミナー エコ・リーダーは、市民環境大学で学んだことを生かし、地域における環境保全の先導役となる市民。エコ・リーダーズセミナーは、エコ・リーダーとしての活動が更に充実したものとなることを期待して市が開催するステップアップ講座である。

6-1-2 地域環境資源を未来につなぐまち

1 現状と課題

地域の環境は、将来にわたって市民や地域社会が共有し、活用の可能性をもつ資源と考えられます。例えば、自然や歴史の名所は観光や学習に、ヒメギフチョウなどの貴重な生態系は学習や地域おこしに活用され、文化財など歴史的な経緯を伝える資源は地域の環境が形成されてきた過程を理解する教材、情報となります。

本市は、変化に富む地形の上に多様な自然環境が形成され、温泉資源や伝統文化などの名所を数多く有しており、豊かな地域環境資源に恵まれた地域です。

このような地域の環境と社会を未来に継承していくために、様々な地域環境資源について、情報を共有し、保全と活用に取り組む必要があります。

2 施策と取組内容

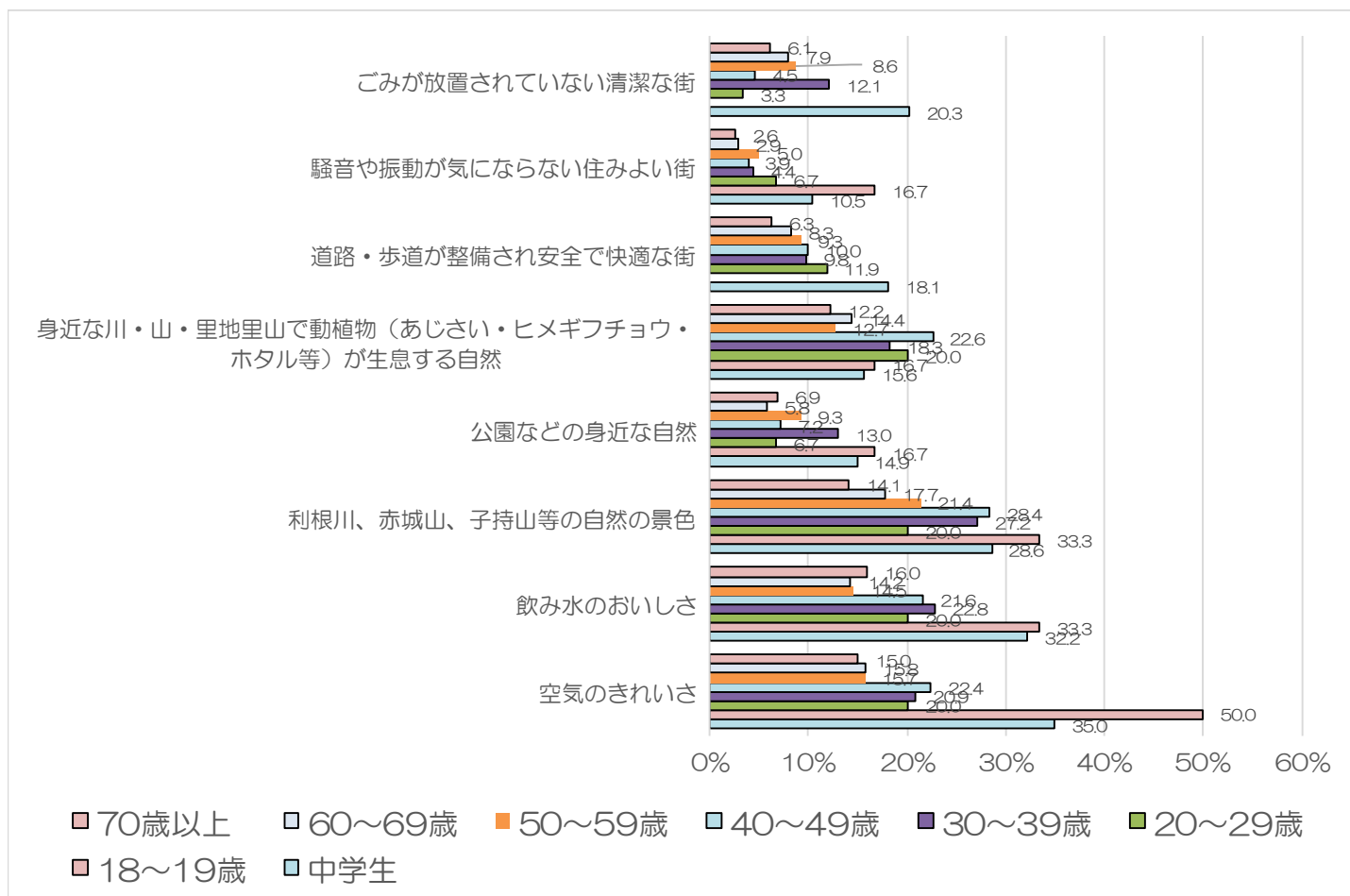
(1) 地域環境資源の情報提供

本市の豊かな地域環境資源を保全し活用するためには、市民・事業者・市のそれぞれが地域環境資源を知り、理解を高める必要があることから、市として情報収集し広く発信します。

(2) 地域環境資源に関する分野横断的な取組

市民・事業者・市が地域環境資源を保全し活用するため、政策分野、地域社会や業界などを横断するような、総合的な取組を検討します。

将来へ継承したい自然環境



6-2-1 市民参加と協働が進み、市民・事業者・市がともに環境を創るまち

1 現状と課題

現在の成熟した社会では、環境についての取組も含めて、まちづくりへの市民参加や協働が強く求められており、市と市民などの自主的な活動との情報交換や連携が重要となっています。

こうしたことから、環境に関する様々な問題の改善、解決や、地域の環境の創造に向けて、市民・事業者・市のネットワークを構築し、市民参加の拡充を図り、協働の取組を推進する必要があります。

2 施策と取組内容

(1) 市民参加の拡充

市として、市民、市民団体や事業者などの環境保全活動について情報を収集し、活動支援やネットワークづくりなどに取り組むことで、活性化を図ります。

(2) 協働の取組の推進

市民・事業者・市が交流する機会づくり、情報の共有、連携して取り組むプロジェクトなど、協働による取組の推進を図ります。

指標

指標名	現状値（令和4年度）	目標値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
環境NPO法人登録団体数	14団体	17団体	17団体

意識調査 ※（ ）内は前回調査数値

【住まいの地域での環境活動に関する市民の参加状況】

清掃活動：80.8%（71.0%）

自然保護活動：37.6%（30.3%）

資源ごみ回収：77.3%（64.7%）

環境保全組織に対する募金等：47.6%（38.7%）

環境学習会への参加：36.1%（29.7%）

【事業者による住民や行政との協働による環境保全のための地域づくりや団体との連携に対するへの重要度】

重要、やや重要と回答した事業者：91.0%（85.0%）

第 5 章

重点施策

1 重点施策の位置付け

本計画の推進においては、市民・事業者・市の各主体が互いに連携・協働していくことが不可欠です。そのため、連携・協働の面から有効性が高い取組を実施することで、本計画の実効性を高められると考えます。

そこで、そのような取組を重点施策として位置付け、優先的に事業化を図ります。

2 重点施策

重点施策1 地球温暖化対策の推進

1-1 考え方

地球温暖化の最大の要因は、私たちの社会が日々必要としているエネルギーを得るために、石油や石炭、天然ガスを大量に燃やしていることです。そのため、地球温暖化の防止に向けて、身近なところでまず行うべきことは、日常生活や事業活動の中での省エネルギーといえます。

市は、地域の一事業者であるため、率先的に庁内の省エネ行動の実践に取り組んできましたが、さらなる効果を積み上げるために、施設や設備の根本的な対策を進めることとします。

市民、事業者においては、国の啓発活動に沿って、その内容を地域に合った形で推進することで、最新の知見や方法に基づいた行動改善を効果的に促すこととします。

1-2 関連する個別目標

- 2-1-2 里山環境が保全され、多様な生態系とともにあるまち
- 5-1-1 気候変動対策を推進し快適に暮らせるまち
- 5-1-2 気候変動に適応した安全に暮らせるまち
- 5-1-3 地球温暖化対策を進める市役所
- 5-2-2 自然エネルギーを利用するクリーンなまち

1-3 取組内容

(1) 国民運動「クールチョイス (COOL CHOICE)」の推進

省エネ家電・エコカーへの買い換え・宅配便の再配達をなるべく減らすなど地球温暖化対策に資する取組を多くの市民が実行できるような環境整備を検討します。

(2) クールシェアの推進

気候変動によって夏の暑さがますます厳しくなると予想されることから、熱中症対策として、涼しい場所で皆で過ごすクールシェアを推進し、クールシェアスポットとして市有施設の活用を図ります。

(3) 森林環境の保全

森林は温室効果ガスの大きな吸収源であるとともに、気候変動による災害の防止など多面的な機能を有することから、林業の振興や担い手対策、森林の整備・管理、企業と連携した保全活動などにより、森林の保全を推進します。

(4) 市有施設のエネルギー対策の推進

市有施設の多くは建設から相当の年数を経過しており、老朽化への対応とともに、温室効果ガス排出量削減のための省エネルギー化や次世代エネルギーへの対応が必要な状況にあります。そのため、市有施設の計画的な改修と併せて、高効率型の設備機器の導入、建物全体のエネルギー性能の向上等を検討します。

(5) 住宅のスマートエネルギー化の推進

住宅用太陽光発電システムで発電したクリーンなエネルギーを住宅用リチウムイオン蓄電池や電気自動車等のバッテリーに蓄え自家消費を行うシステムや、住宅全体のエネルギー利用を管理し効率化するHEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）の普及を図ります。

重点施策 2

家庭系ごみの減量化

2-1 考え方

ごみの量は、処理費用、最終処分場の確保、温室効果ガス排出量などに影響するため、できる限り減らしていく必要があります。本市の家庭系ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ）は減ってきていますが、さらなる減量化のために3Rを軸とした取組が重要であり、その中で優先すべき排出削減をはじめとして、資源回収、再生利用を強化することとします。

また、世界レベルでも大きなテーマとなっているプラスチックごみや食品ロスへの対策について、重点的に取り組むこととします。

2-2 関連する個別目標

- 4-1-1 3Rが進み、ごみが少ないまち
- 4-1-2 ごみが適正に処理される爽やかなまち
- 4-1-4 食品などの廃棄、フードロスをなくす取組を推進するまち

2-3 取組内容

(1) ごみ出し方法の周知強化

ごみの捨て方や収集日を気軽に調べることができるよう、ごみカレンダーを市のホームページに掲載するとともに、SNSの活用によるごみ情報の発信を検討します。

(2) 家庭などにおける食品ロス*1の削減

家庭で食材を上手に使い切ることや外食の食べきりの啓発活動、宴会時の食べ残しを減らす「3010運動*2」を展開し、家庭などで食べられるのに捨てられてしまう食品ロスの削減を図ります。

(3) プラスチックごみ対策の推進

家庭から排出されるプラスチック製の容器・包装など（プラマークのあるもの）について、市が行うごみ収集で分別収集し、リサイクルを行うことを検討します。

(4) 資源ごみの回収品目の細分化

地域協働で実施している回収団体による資源ごみの回収において、より多くの資源をリサイクルするため、品目の細分化を検討します。

(5) 紙のリサイクルの強化

紙のリサイクルを強化するため、家庭から排出される包装紙など資源となりにくい雑紙について、市による拠点回収を試行的に実施し、効果的な回収方法を検討します。

*1 食品ロス 本来食べられるにもかかわらず、食べ残し、売れ残り、期限切れなどで捨てられてしまう食べ物のこと。

*2 「3010運動」 (さんまるいちまる運動)宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみましょう、お開き10分前になったら自分の席に戻って再度料理を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロスを削減するもの。

重点施策3

環境市民^{*1} や環境企業^{*2} の育成

3-1 考え方

環境についての自主的な行動と、市民・事業者・市の連携・協働を支えていくために、環境についての知識を広げ、理解を共有し、交流を進める、環境学習が必要です。

市民団体などが行ってきた環境活動においては、人口減少と高齢化が進む状況への対応が課題となっています。事業者においては、観光地であることもあって、それぞれの立場での環境対策と、地域の環境保全への参加が広がっていますが、事業を取り巻く情勢は年々変わっていくため、情報と交流が重要となっています。

環境学習の推進のために本市では、「市民環境大学」「エコ・リーダーズセミナー」などの環境学習事業や、「環境まつり」などの交流事業に取り組んできましたが、今後の継続と発展に向けては参加意識を高めていくことが重要となっています。

このような状況を踏まえ、環境について学ぶこと、環境をテーマに交流を広げる・深めることを特に重要な取組と捉えて、市民環境大学とエコ・リーダーの活動を軸に環境学習の発展を図ります。

3-2 関連する個別目標

6-1-1 環境学習が進み、環境についての理解と実践が広がるまち

3-3 取組内容

(1) 市民環境大学の継続

これまで市が継続して開講している「市民環境大学」を、より意義のあるものに充実します。社会情勢や環境問題の変化に合わせ講座を展開させ、多世代が興味を持てる講座内容とします。

また、次の世代を担う子ども達も受講できるよう学校を通じ周知するよう検討します。

(2) エコ・リーダーの育成と活動の場

エコ・リーダーが自ら積極的に、環境保全活動の先導役として取り組める支援づくりを検討します。

また、多世代のエコ・リーダーが交流することができる環境学習の場を提供するとともに、市民の要請に基づいて環境活動のリーダーとして活躍できる仕組みを検討します。

(3) 様々な環境保全活動のPR

環境保全の重要性や成果を広く伝え、意識の高揚を図るため、事業者やNPO、地域団体などが市内で行っている環境保全活動についてPRを行います。

*1 環境市民 環境に対する意識が高く、環境の保全向上の取組を実践する市民のこと。

*2 環境企業 環境に対する意識が高く、環境の保全向上の取組を実践する企業のこと。

第6章

計画の推進

1 市民・事業者・市の行動

現在の環境問題の多くは、日常生活や事業活動から生じています。将来の世代に良好な環境を引き継ぐためには、市民・事業者・市それぞれが自主的に行動することが重要です。

環境像の実現に向け、市民・事業者・市の環境に配慮した行動の例を以下に示します。これらの行動が普及、定着するよう、市民・事業者・市が協力、連携して取り組むこととします。

基本方針 1 【生活環境】

安全で安心して生活し続けられるまち

大気や水質、音などの生活環境を良好に保つことで、安全で安心して生活し続けられるまちにしていきます。

市民の行動

- ◆近距離の外出は徒歩か自転車を使用するなど、自動車の使用をできるだけ減らすように努めましょう。
- ◆焼却の煙による汚染や悪臭を防ぐため、家庭でごみなどを燃やすことは止めましょう。
- ◆下水道や合併処理浄化槽を使い生活排水を適正に処理しましょう。
- ◆油やごみを流さない、汚れを拭き取るなど、排水を汚さないようにしましょう。
- ◆騒音や振動などで近隣に迷惑を掛けないようにしましょう。
- ◆家や敷地をきれいにし、悪臭や害虫を防止しましょう。

事業者の行動

- ◆公害防止の対策を正しく行いましょう。
- ◆徒歩や自転車の使用を推奨し、自動車の使用をできるだけ減らすように努めましょう。
- ◆排水は適正に処理し、水質汚濁の防止に努めましょう。
- ◆敷地から油や化学物質が流れ出ることを防ぎましょう。
- ◆騒音や振動などの防止に努めましょう。
- ◆建物や敷地をきれいにし、悪臭や害虫を防止しましょう。

市の行動

- ◆公害対策を推進します。
- ◆生活排水対策を推進します。
- ◆水道水源の保全を推進します。
- ◆一事業者として公害や汚染を出さない行動に努めます。
- ◆大気汚染や悪臭を防ぐため、ごみの焼却処理を適正に行います。
- ◆市有施設をきれいに保ちます。

基本方針 2【自然環境】

緑と水がおりなす多様な自然・生物と共生するまち

自然環境や生物多様性の保全、人と野生動物との共存、自然との共生に努めます。

市民の行動

- ◆森林や水辺など自然環境の保全に関心を持ち、協力しましょう。
- ◆農地や山林の保全に関心を持ち、協力しましょう。
- ◆自然とのふれあいを楽しみましょう。
- ◆地元の農産物を積極的に使うよう心掛けましょう。
- ◆農薬や肥料は定められた方法で正しく使い、減農薬や減化学肥料などに努めましょう。
- ◆ペットや園芸植物を野に捨てる、放つことは止めましょう。
- ◆鳥獣害に関心を持ち、被害防止に協力しましょう。

事業者の行動

- ◆森林や水辺など自然環境の保全に関心を持ち、協力しましょう。
- ◆農地や山林の保全に関心を持ち、協力しましょう。
- ◆地元の農産物の使用や販売に取り組みましょう。
- ◆農薬や肥料は定められた方法で正しく使い、減農薬や減化学肥料などに努めましょう。
- ◆土地の開発では、周囲の環境に配慮しましょう。
- ◆生物多様性に関する取組に関心を持ち、協力しましょう。
- ◆鳥獣害に関心を持ち、被害防止に協力しましょう。

市の行動

- ◆森林や水辺など自然環境の保全を推進します。
- ◆農地や山林の保全と、農林業や地産地消の振興を推進します。
- ◆土地の開発に対して、法令遵守、環境への配慮を求めます。
- ◆生物多様性の保全を推進します。
- ◆鳥獣害対策を推進します。

基本方針3【快適環境】

地域の歴史や文化を再発見し、身近な自然環境を 生かした景観をつくるまち

歴史的環境の継承や文化的な活動、暮らしに身近な緑やまちなみの創造に取り組み、地域の歴史や文化、緑や水が生かされるまちにしていきます。

市民の行動

- ◆歴史的な建物や名刹名所など歴史的環境に関心を持ち、継承に協力しましょう。
- ◆歴史や文化とのふれあいを楽しみましょう。
- ◆地域の文化的活動に積極的に参加しましょう。
- ◆公園や街路などの身近な緑に親しみ、緑化に協力しましょう。
- ◆緑地清掃活動などに積極的に参加しましょう。
- ◆まちなみづくりに協力しましょう。
- ◆自宅で緑に親しみましょう。

事業者の行動

- ◆歴史的な建物や名刹名所など歴史的環境に関心を持ち、継承に協力しましょう。
- ◆地域の文化的活動に積極的に参加しましょう。
- ◆土地の開発では、景観に配慮しましょう。
- ◆公園や街路などの緑化に協力しましょう。
- ◆屋外広告を設置する場合は法令を遵守し、景観に配慮しましょう。
- ◆まちなみづくりに協力しましょう。
- ◆事務所の緑化に努めましょう。

市の行動

- ◆歴史的環境や文化財の保全と活用を推進します。
- ◆地域の文化的活動を推進します。
- ◆景観の保全と創造を推進します。
- ◆緑化、既存の緑の有効活用を推進します。
- ◆開発や屋外広告に対して、法令遵守、景観への配慮を求めます。
- ◆市有施設における緑化、既存の緑の有効活用、良好な景観形成を図ります。

基本方針4【循環型社会】

廃棄物を減らし、資源を循環利用するまち

3R、ごみの正しい処理に取り組み、ごみを減らし、資源を大切に使っていきます。

市民の行動

- ◆ごみの発生を抑制しましょう。
- ◆ごみの分別や資源の回収に協力しましょう。
- ◆買い物袋（マイバッグ）を持参し、レジ袋や過剰包装を断るようしましょう。
- ◆ごみ出しが難しい人への助役に努めましょう。
- ◆外出時のごみは持ち帰りましょう。
- ◆所有する空き家、空き地を適正に管理しましょう。
- ◆フードロスの削減に努め、食品などの廃棄を減らしましょう。

事業者の行動

- ◆廃棄物の発生を抑制しましょう。
- ◆ごみの分別や資源の回収に協力しましょう。
- ◆簡素な包装や梱包に努めましょう。
- ◆産業廃棄物を適正に処理しましょう。
- ◆ポイ捨てや不法投棄の防止に協力しましょう。
- ◆所有する空き店舗、空き地を適正に管理しましょう。

市の行動

- ◆3Rを推進します。
- ◆ごみの分別や正しいごみ出しを促進します。
- ◆ごみの収集や処理を推進します。
- ◆ポイ捨てや不法投棄への対策、環境美化を推進します。
- ◆空き家、空き地への対策を推進します。

基本方針5【地球環境】

持続可能な低炭素化を進めるまち

様々な省エネルギーをはじめとして、エネルギーの転換などに取り組み、地球温暖化・気候変動の防止に努めるとともに、災害をはじめとする地球温暖化・気候変動の影響に備えます。

市民の行動

- ◆節電、節水など、日常生活での省エネルギー行動に取り組みましょう。
- ◆住宅や住宅機器、家電の高効率化、省エネルギー化に取り組みましょう。
- ◆太陽光や太陽熱など、自然エネルギーの利用に取り組みましょう。
- ◆バスや鉄道などの公共交通を活用しましょう。
- ◆エコドライブを心掛け、車を買うときには燃費を重視しましょう。
- ◆環境に配慮した製品やサービスに関心を持ち、普及や利用に取り組みましょう。
- ◆災害時の避難場所や避難方法を確認しましょう。
- ◆気候変動による災害や害虫、疫病に関心を持ちましょう。
- ◆市の業務や市有施設における地球温暖化対策に協力しましょう。

事業者の行動

- ◆資源やエネルギーの利用効率、生産性の向上に努めましょう。
- ◆節電、節水など、省エネルギー行動に取り組みましょう。
- ◆建物や事務機器、照明などの高効率化、省エネルギー化に取り組みましょう。
- ◆太陽光や太陽熱など、自然エネルギーの利用に取り組みましょう。
- ◆バスや鉄道などの公共交通を活用しましょう。
- ◆エコドライブを心掛け、車両の導入時には燃費を重視しましょう。
- ◆環境に配慮した製品やサービスに関心を持ち、普及や利用に取り組みましょう。
- ◆災害時の避難場所や避難方法を確認しましょう。
- ◆気候変動による災害や害虫、疫病に関心を持つようにしましょう。
- ◆市の業務や市有施設における地球温暖化対策に協力しましょう。

市の行動

- ◆市域の地球温暖化対策の計画的な推進を図ります。
- ◆一事業者として、事務事業や市有施設における地球温暖化対策を推進します。
- ◆国民運動「クールチョイス（COOL CHOICE）」を推進します。
- ◆省エネルギー行動を促します。
- ◆建物や事務機器、照明などの高効率化、省エネルギー化を促します。
- ◆自然エネルギー、バイオマスなどの利用を促します。
- ◆地球温暖化・気候変動への適応について検討します。

基本方針6【学習・参加】
地域協働による環境づくりをするまち

環境学習や環境情報共有、参加と協働、地域環境資源の保全と活用に取り組み、地域協働による環境づくりを進めます。

市民の行動

- ◆環境保全や地域づくりに関心を持ち、積極的に関わるように努めましょう。
- ◆環境に関するイベントや学習会などに協力、参加しましょう。
- ◆家族で環境のことに取り組むように努めましょう。
- ◆地域の環境保全活動や地域活動に積極的に参加しましょう。

事業者の行動

- ◆環境保全や地域づくりに関心を持ち、積極的に関わるように努めましょう。
- ◆環境に関するイベントや学習会などに協力、参加しましょう。
- ◆従業員の環境への意識向上に努め、自主的な活動を支援しましょう。
- ◆環境に関する行動の指針を示しましょう。
- ◆地域の環境保全活動や地域活動に積極的に参加しましょう。

市の行動

- ◆環境保全や地域づくりの意識啓発、情報発信、環境学習を推進します。
- ◆地域環境資源の保全と活用を推進します。
- ◆環境保全活動や地域活動を促し、関係団体などとの協働を推進します。

2 進行管理

(1) 評価の考え方

各施策の進み方を検証していくため、毎年度の行政評価（実施事業評価）と連動する形で、関連事業の実施状況の把握、評価を図ります。

また、設定した指標に基づき、計画推進の状況をわかりやすく示します。

(2) PDCAサイクルの実施

本計画を着実かつ有効に推進していくために、取組の評価を行い、適切な見直しを継続的に行います。そのため、本計画の進行管理では、PDCAサイクル（PLAN：計画、DO：実施・推進、CHECK：点検・評価・報告、ACTION：修正・改善）を導入し、継続的な改善を図ります。

年度ごとの実施結果について、評価と管理をしながら、これに修正を加えていく「1年のサイクル」と、それらの繰り返しを経て計画の目標や行動指針を長期的な視点から見直すことにより、計画を効果的に運用しながら進行管理を行います（図6-1）（図6-2）。

ア 計画（PLAN）

本計画において、環境像を実現するための目標を定め、それらに関連する環境施策を設定します。

イ 実施・推進（DO）

本計画に基づき、市民、事業者や関係機関などの連携を図りながら事業の実施、施策の推進を図ります。

ウ 点検・評価・報告（CHECK）

環境の現状、行政評価（実施事業評価）及び指標の評価の把握を行い、実施状況の年次報告を公表します。

また、併せて環境審議会にも報告することにより助言、提言などを求めていきます。

エ 修正・改善（ACTION）

点検・評価・報告と、環境審議会等の意見を踏まえ、翌年度の事業実施の修正、改善を図ります。

また、必要に応じて、取組の短期的な改善や強化、縮小、廃止などを行います。

オ 見直し（PLAN）

点検・評価・報告、修正・改善と実施・推進の積み重ねを踏まえて、計画の中長期的な方向性を見直しを図ります。5年目の令和5（2023）年度に中間見直しを行いました。

図6-1 PDCAサイクルの方向

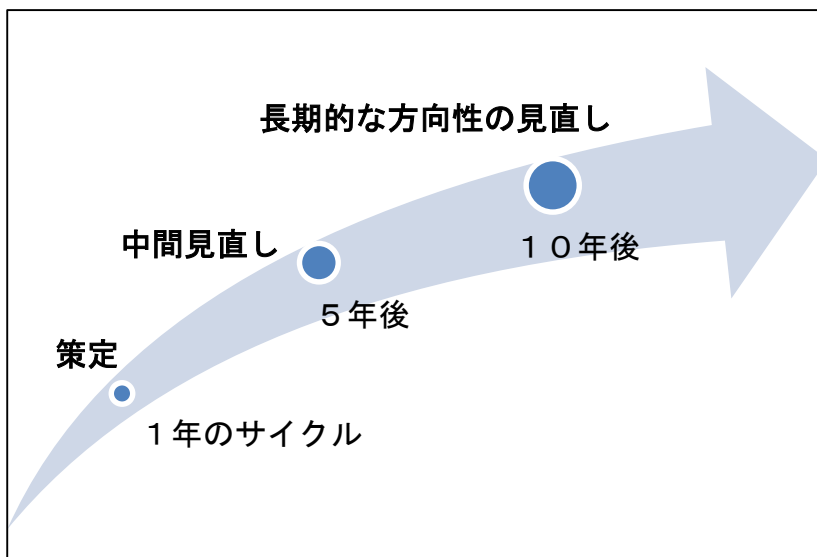
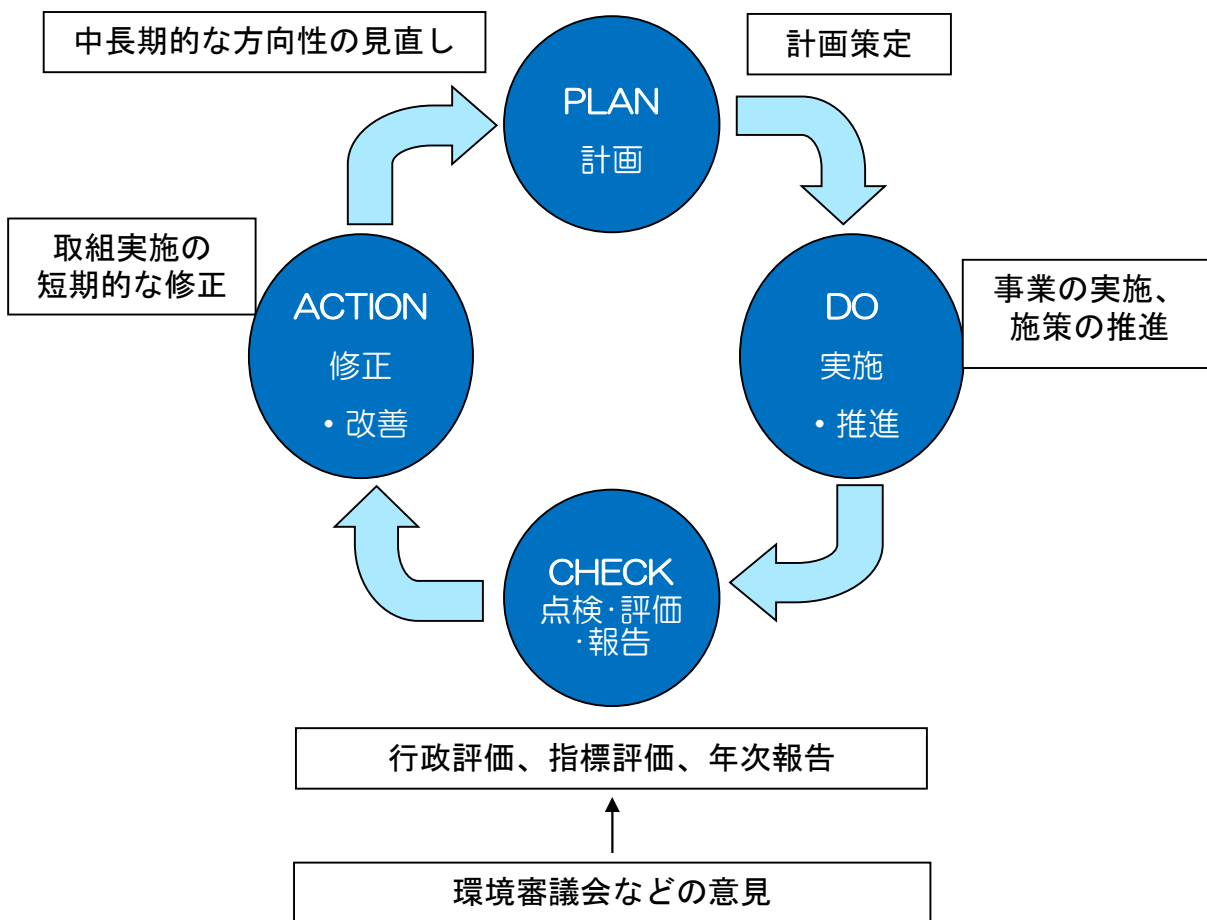


図6-2 PDCAサイクル

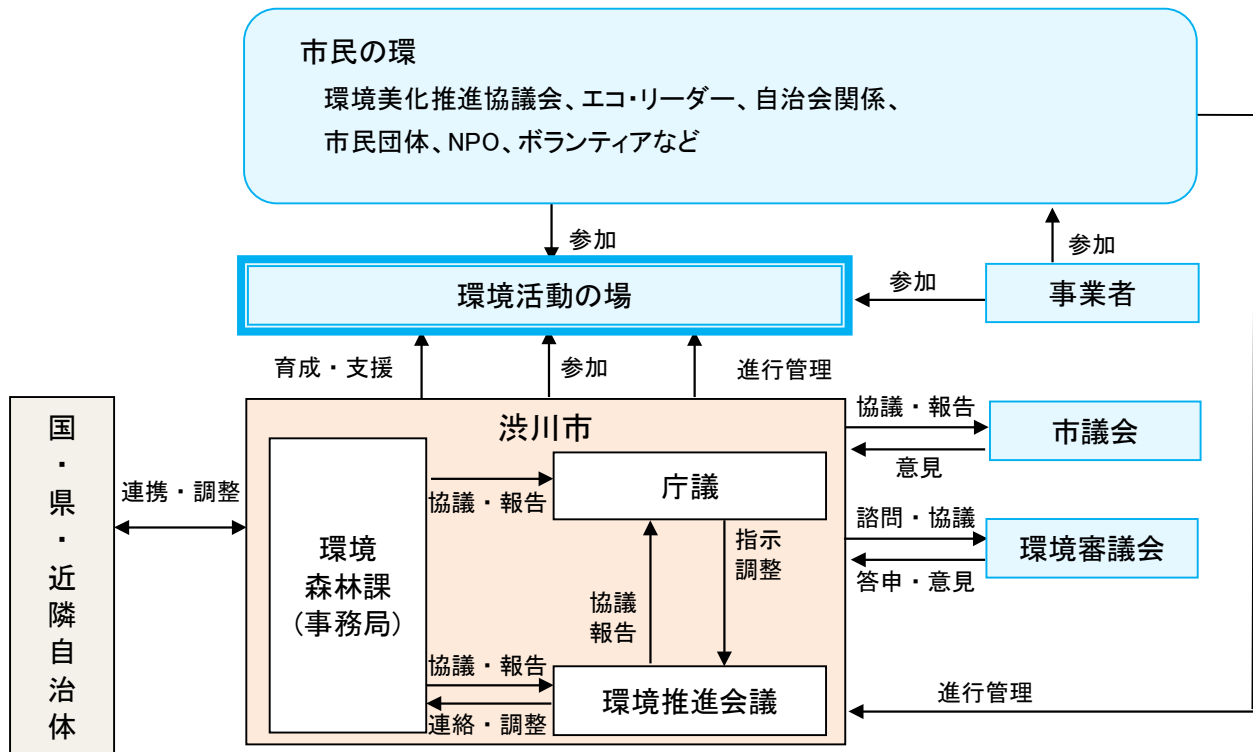


3 推進体制

「渋川市環境推進会議（庁内組織）」を中心に、庁内の各所属における施策の進行管理をそれぞれで点検・評価し、庁議で協議・調整を行い、これを「環境施策報告書」として取りまとめます。この報告書については、「環境審議会」で協議するほか、市民が評価できる仕組みとして計画の進行管理状況を公表しています。

また、「市民の環」や「環境活動の場」を活用し、すべての主体が協働して計画を推進することで、本計画の効果を高めることが可能となります（図6-3）。

図6-3 推進体制図



(1) 渋川市環境推進会議

本市の良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進及び調整するための庁内組織です。

(2) 渋川市環境審議会

環境基本法第44条の規定に基づき設置した、本市における良好で快適な環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議する、市長の諮問機関です。

(3) 市民の環

環境美化推進協議会、エコ・リーダー、自治会関係、市民団体、NPO、ボランティアなどのネットワークの協働の場です。

また、エコ・リーダーズが独自に活動できる場について検討を行います。

(4) 環境活動の場

環境まつり、市民環境大学、エコ・リーダーズセミナー、親と子の環境学習会などでの環境教育や人材育成及び市民・事業者・市が連携・協働して実践活動する場です。

資料編

1 市民意識調査の概要

(1) 調査の目的

計画策定に当たり、環境に対する意識や取組状況、将来望んでいる環境状況などにかかる地域住民や市内事業者の環境意識を把握し、将来の環境像や施策立案に活用するため、令和5（2023）年度に市民意識調査を実施しました。

(2) 調査の視点

本調査は、以下の基本視点をもって市民、事業者及び中学生の環境意識を把握するため実施しました。

なお、本調査に当たっては、平成29（2017）年度（第2次渋川市環境基本計画策定時）に実施した調査項目を踏まえ、比較分析を想定するとともに、近年の環境問題や社会情勢を踏まえ、新たに視点を設定しました。

- ア 本市全体及び住まい周辺の環境に対する満足度の把握
- イ 居住地域別の環境に対する満足度の差異の把握
- ウ 地域環境の特性の抽出
- エ 地球温暖化対策（低炭素社会の構築）に関する意識や取組状況の把握
- オ 循環型社会に関する意識や取組状況の把握
- カ 環境保全活動や環境学習に関する意識や取組の把握
- キ 事業者の環境対策の状況や障害、環境向上の実態と、今後の取組姿勢の把握
- ク 本市が実施している環境施策に対する認知度、関心度の把握

(3) アンケートについて

アンケートでは、幅広い層の意識を把握するため、年齢、地域などを考慮した一般市民対象、事業活動における環境配慮行動などを把握するために事業者対象、さらに次世代を担う子ども達の意識を把握するために中学生対象の意識調査を実施しました。

なお、回答欄の（ ）内は前回平成29（2017）年度の回答率です。

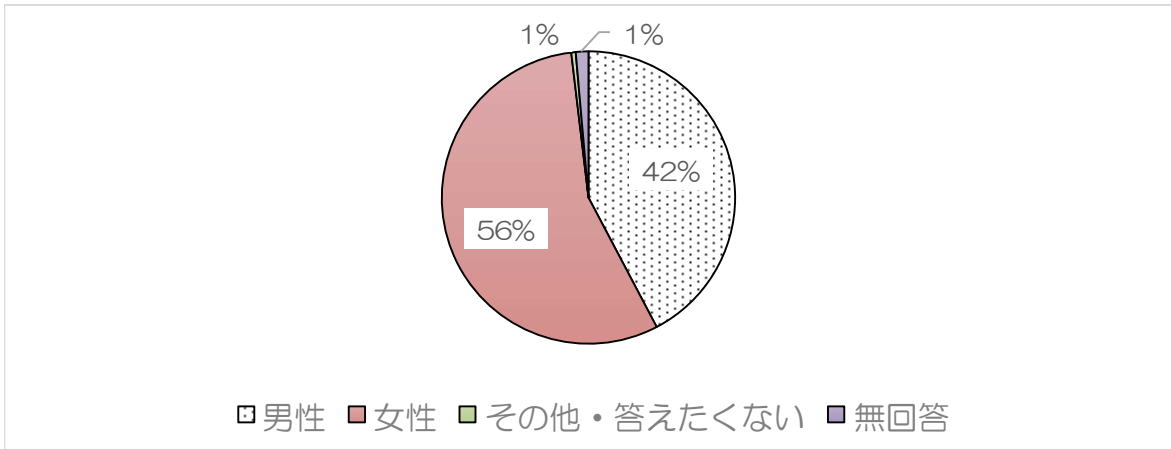
調査	対象	方法	調査期間 (令和5年)	回答
市民意識調査	18歳以上70歳未満の市民から各地区の人口比率および男女比率に応じて抽出した4,300人	郵送により 配布・回収	7月11日 ～8月31日	1,434人 33.3% (35.3%)
事業者意識調査	市内の事業所から抽出した200事業者	郵送により 配布・回収	7月11日 ～8月31日	83者 41.5% (60.0%)
中学生意識調査	市内の9中学校の第2学年生 525人	各学校を通じ 配布・回収	7月1日 ～7月20日	469人 89.3% (94.7%)

2 市民意識調査の結果（一般市民対象：有効回答数：1,434人）

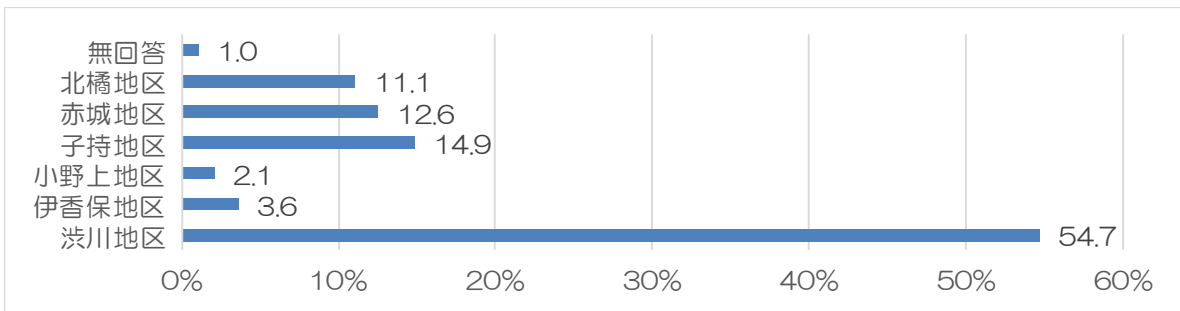
(1) 一般市民対象調査の属性

今回の意識調査における市民の属性は次のとおりとなっております。

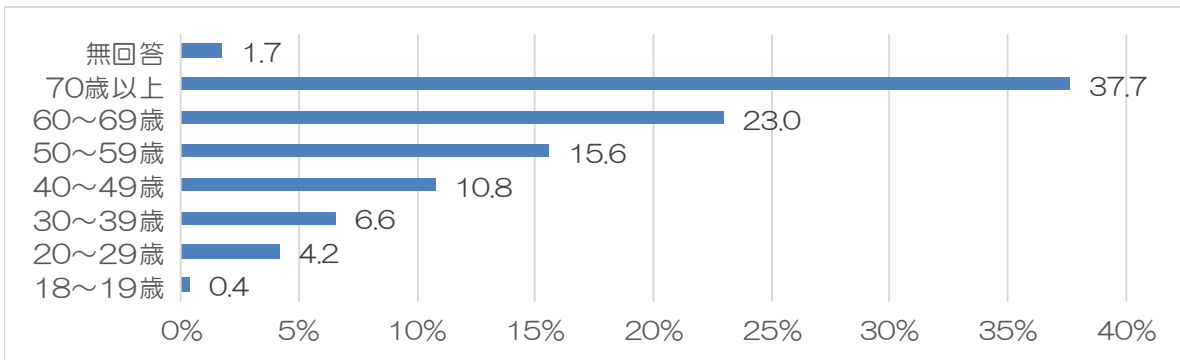
ア 回答者の性別



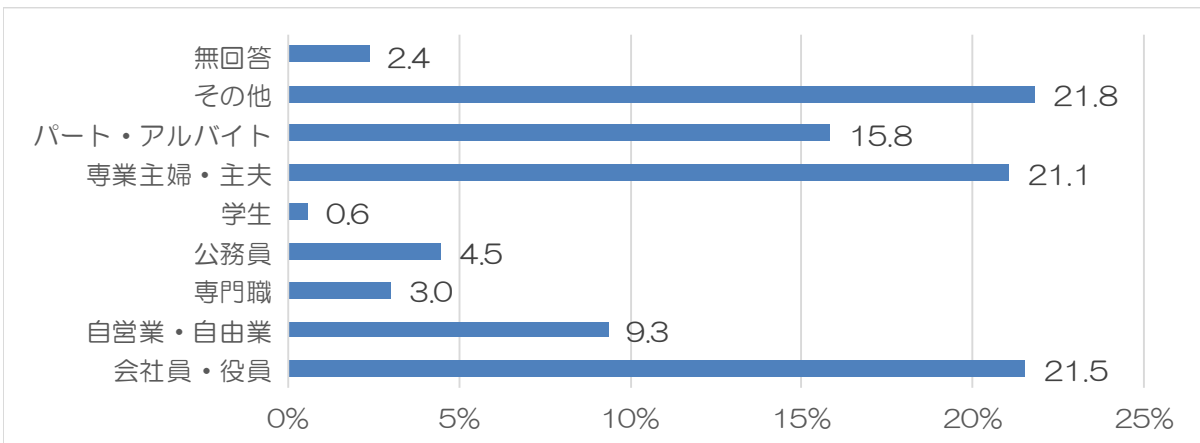
イ 回答者の居住地区



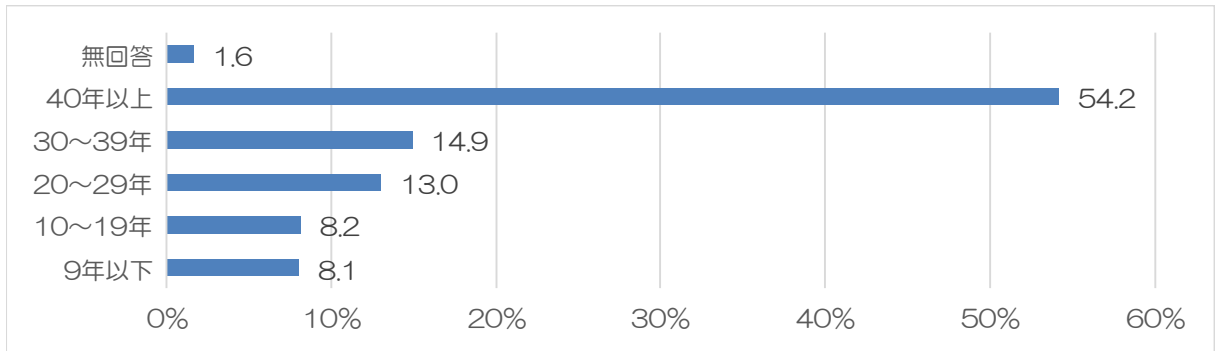
ウ 回答者の年齢



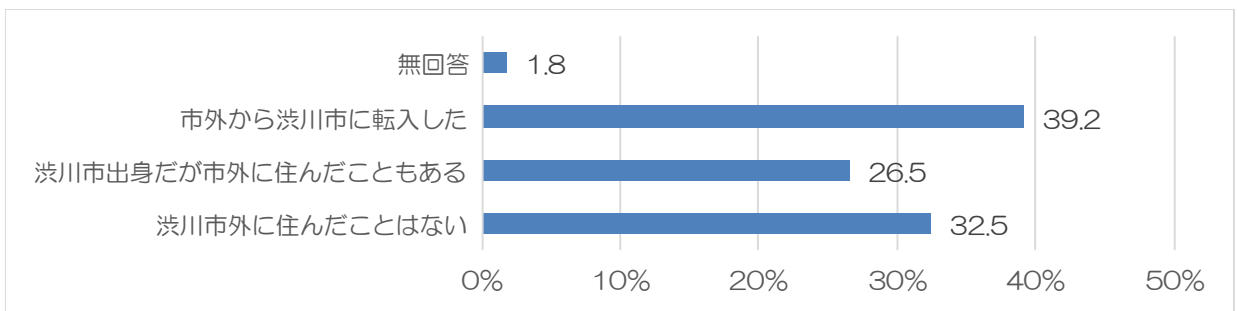
エ 回答者の職業



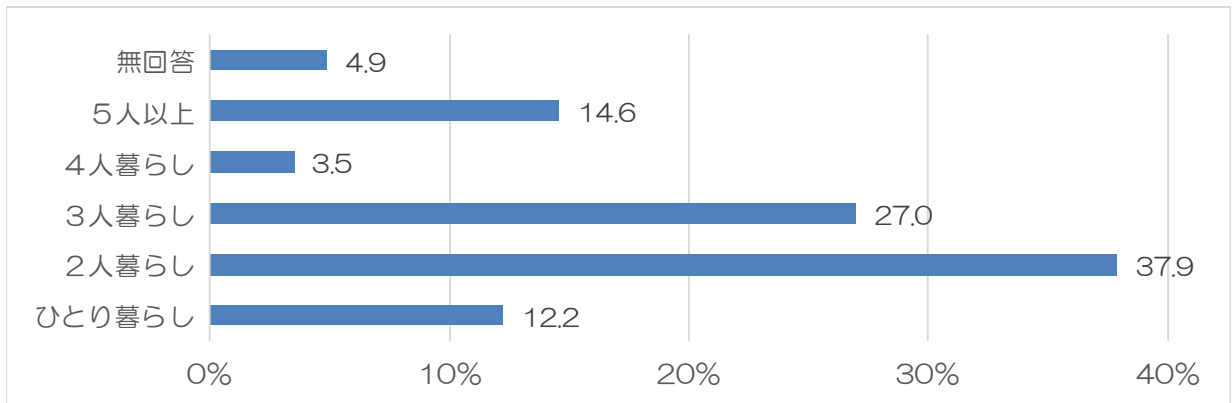
オ 回答者の居住年数



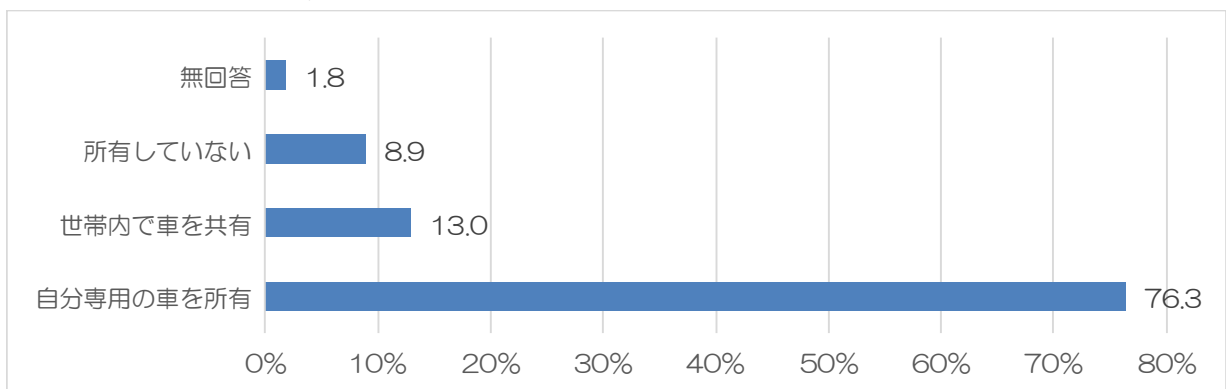
カ 回答者の居住経歴



キ 回答者の家族構成

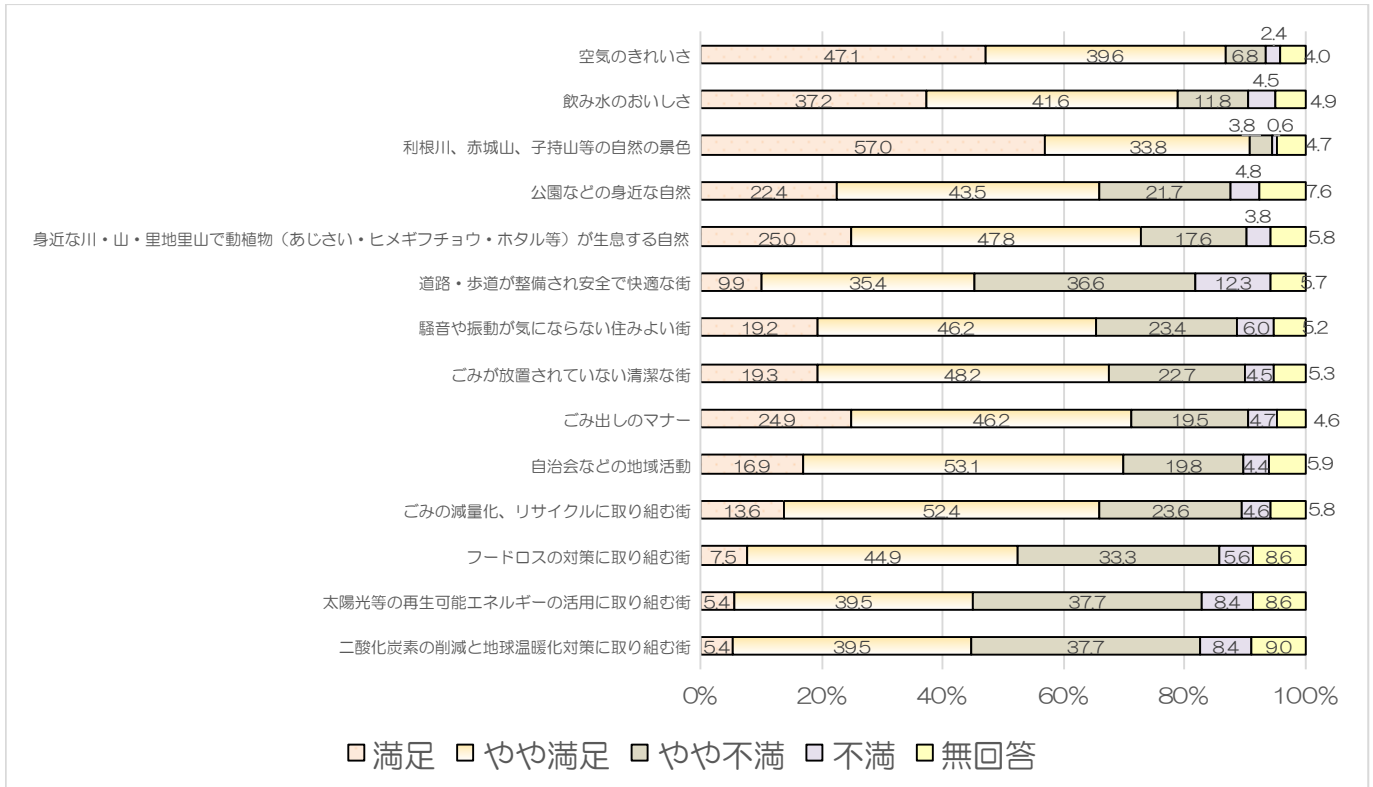


ク 回答者の自動車保有状況

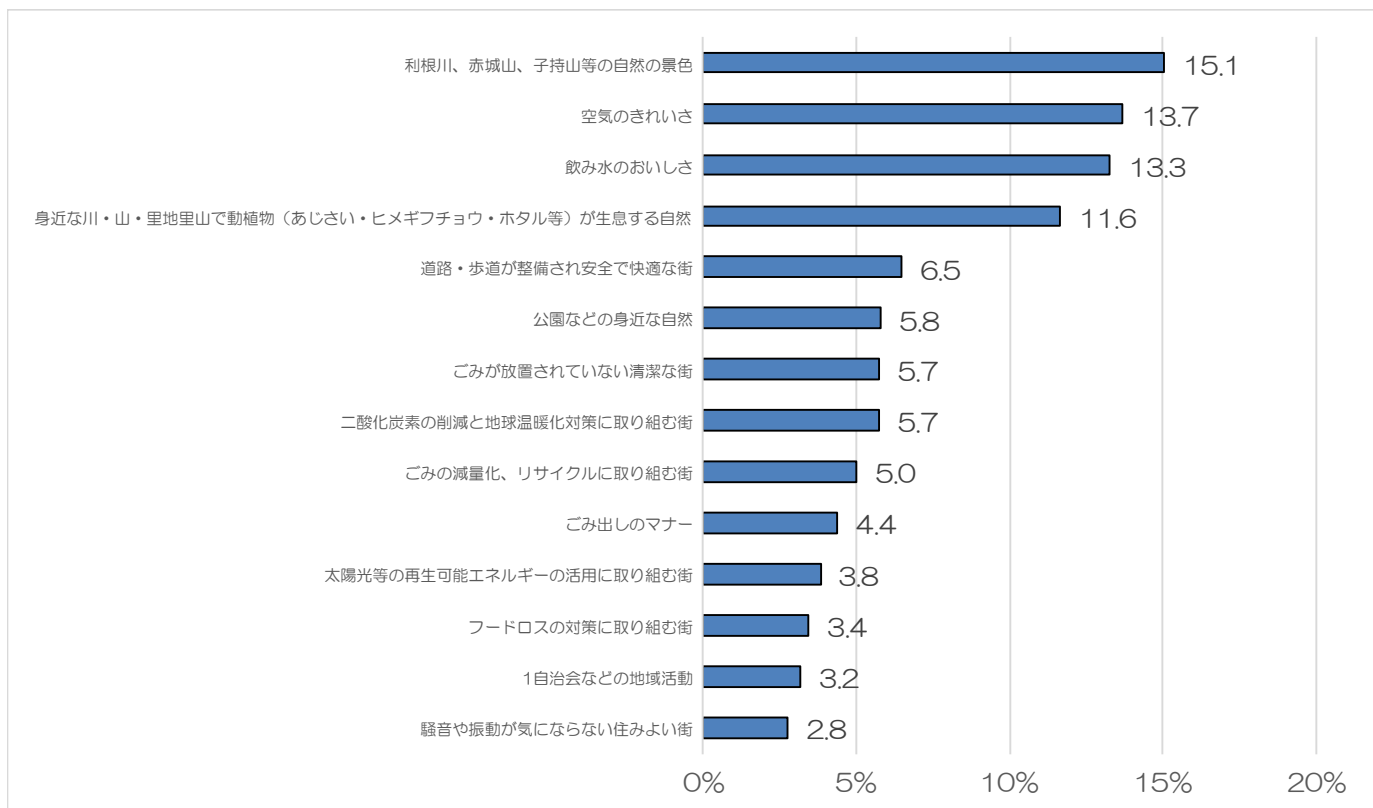


(2) 住まい環境の満足度

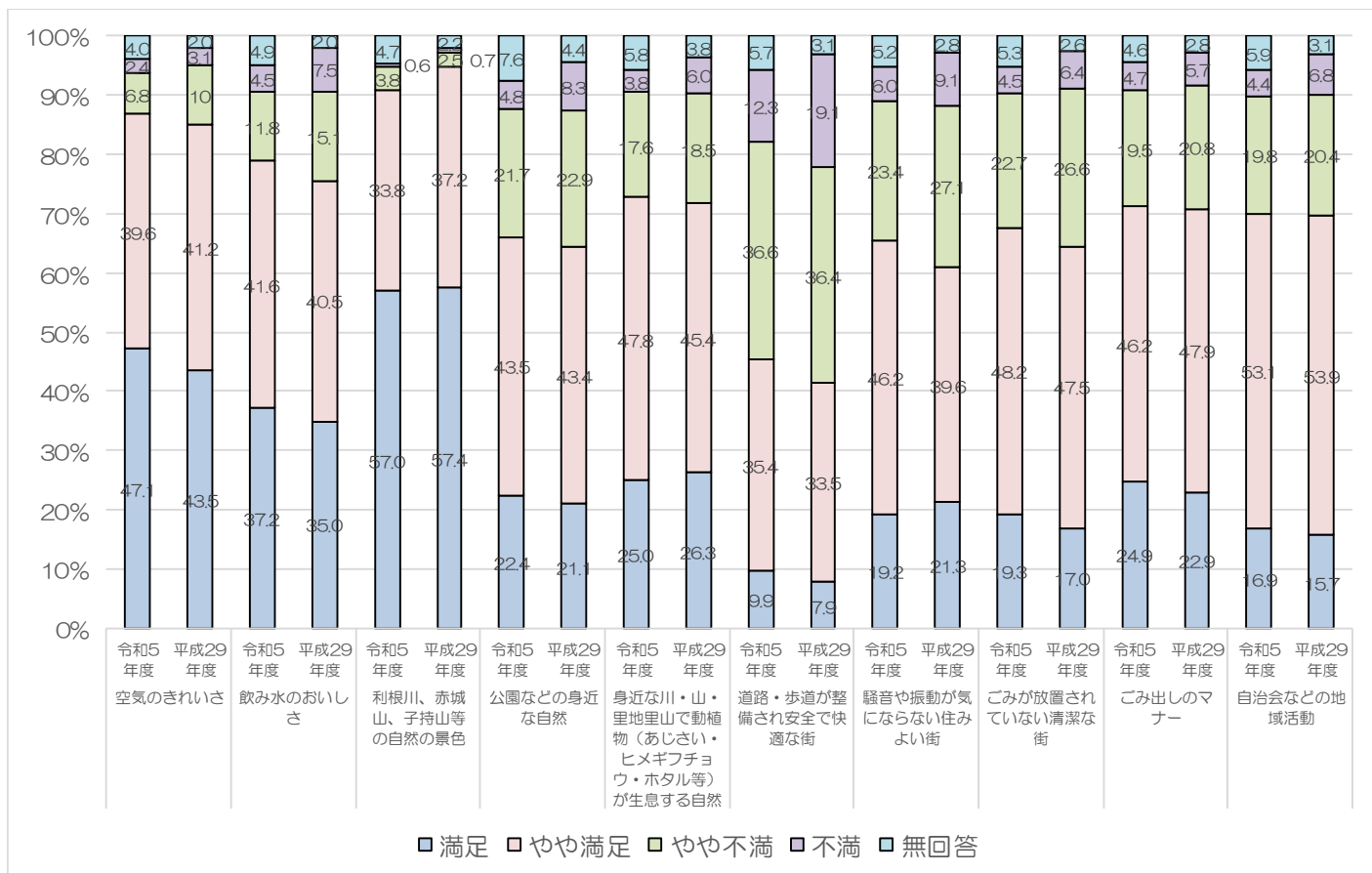
上位から「利根川、赤城山、子持山等の自然の景色」「空気のきれいさ」「飲み水のおいしさ」「身近な川・山・里地里山で生物が生息する自然」となっており、大気、水資源、自然の景色や生態系が本市の特徴であることが現れました。この回答は前回調査時と同じ傾向となっております。



なお、将来に向けて引き継いだ方がよい事項の回答は次の件数です。自然や空気、飲み水について高い回答となっております。

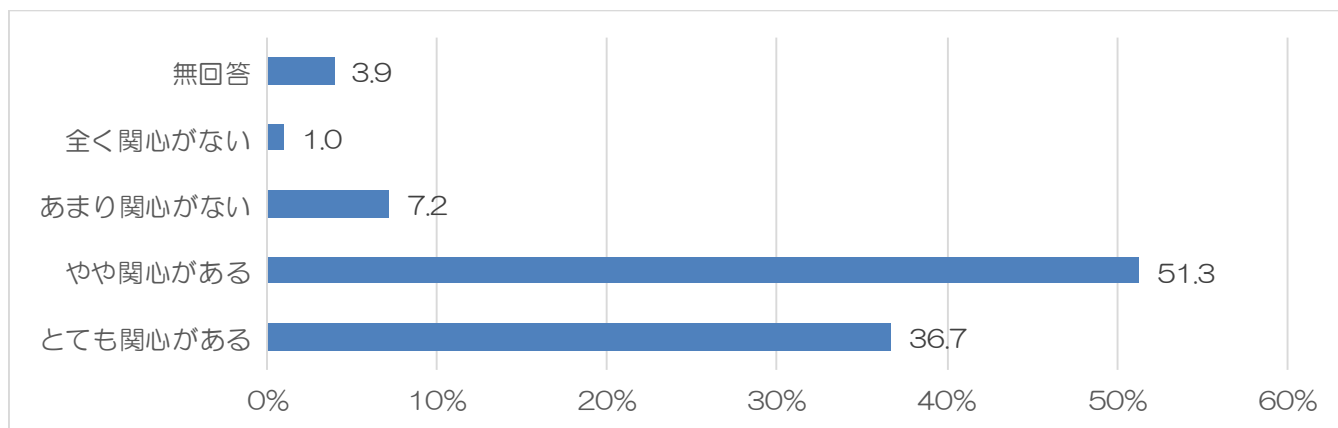


また、前回平成29（2017）年度の調査と比較しても、自然や空気、飲み水に関して満足度が高い回答となっており経年的な変化はあまり見られませんでした。

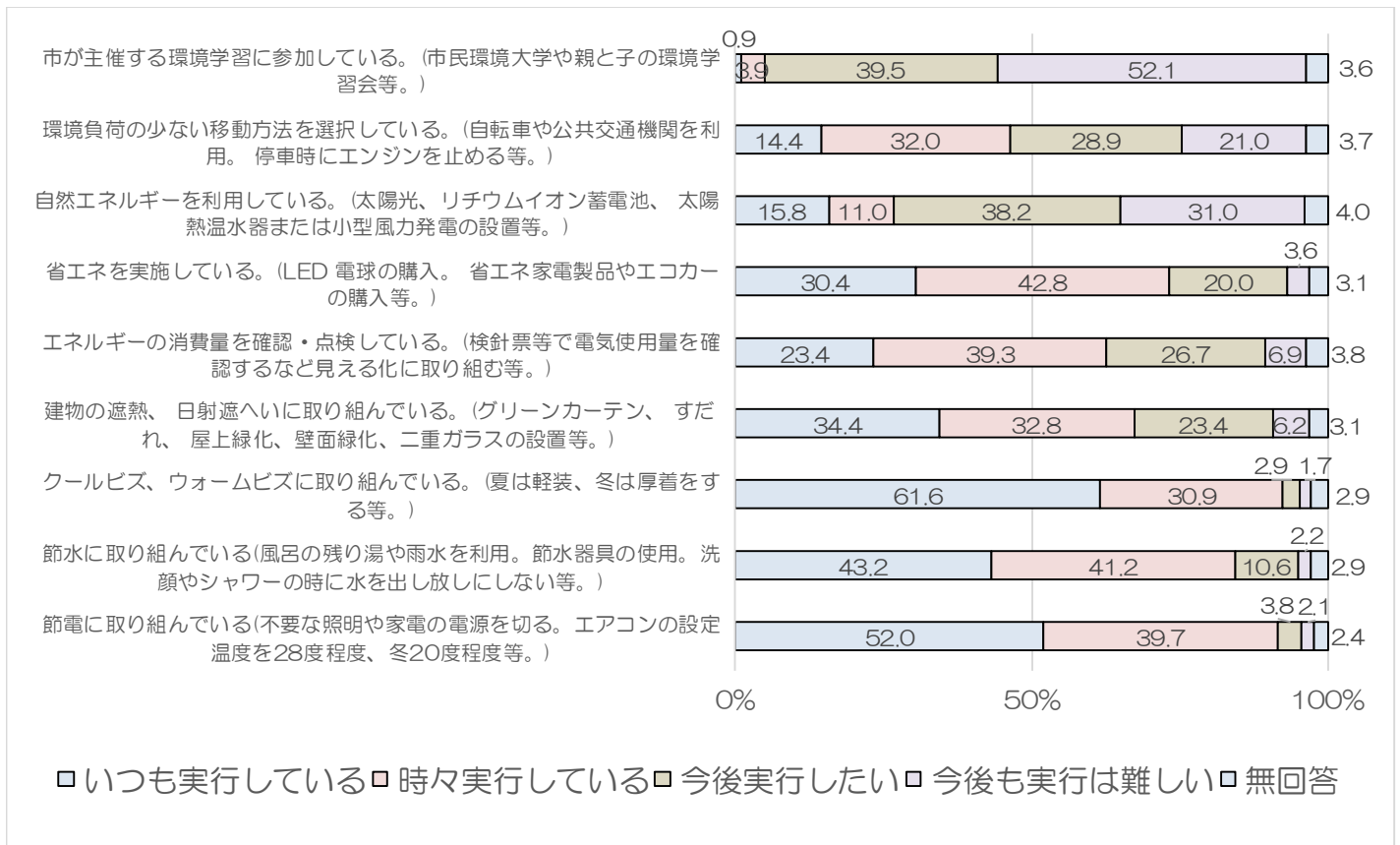


(3) 地球温暖化問題への関心

「とても関心がある」「やや関心がある」を足すと88%となり、関心の高さが分かります。

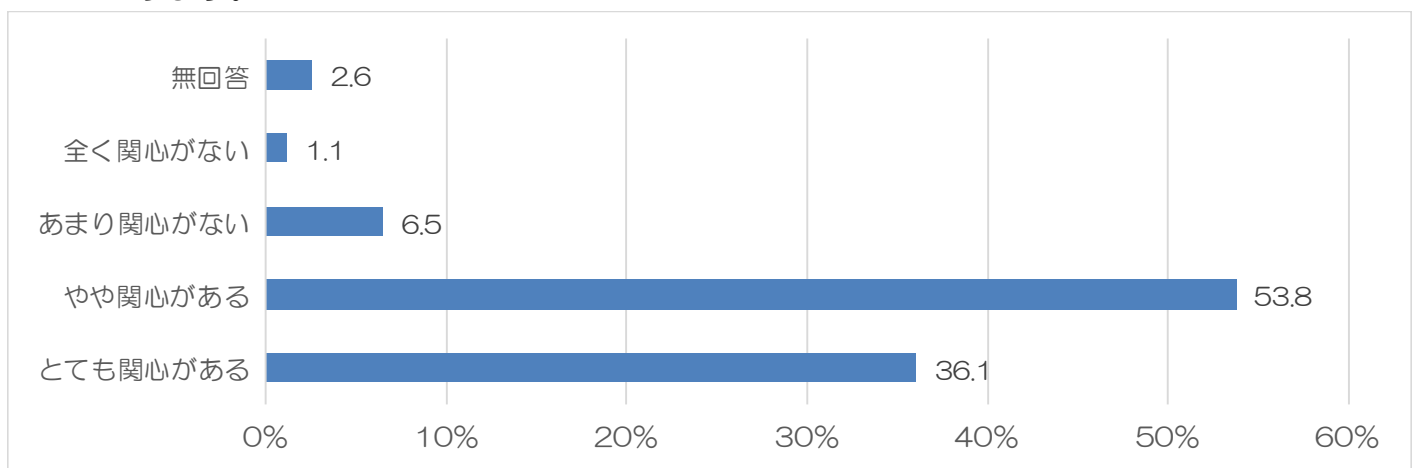


なお、地球温暖化への取組状況については次のとおりで、身近な行動からとり組んでいる状況が分かります。

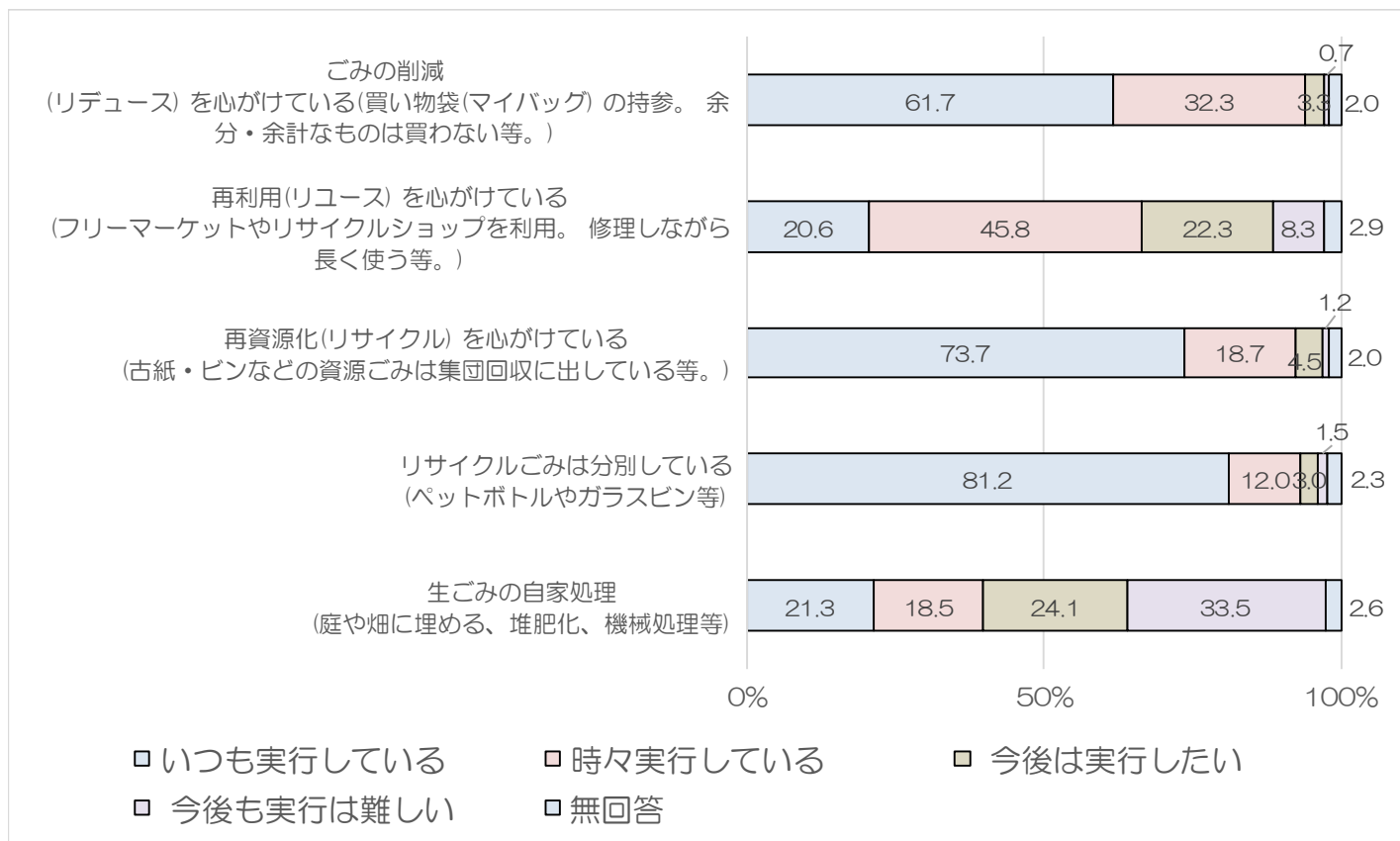


(4) ごみ問題や再資源化(リサイクル)への関心

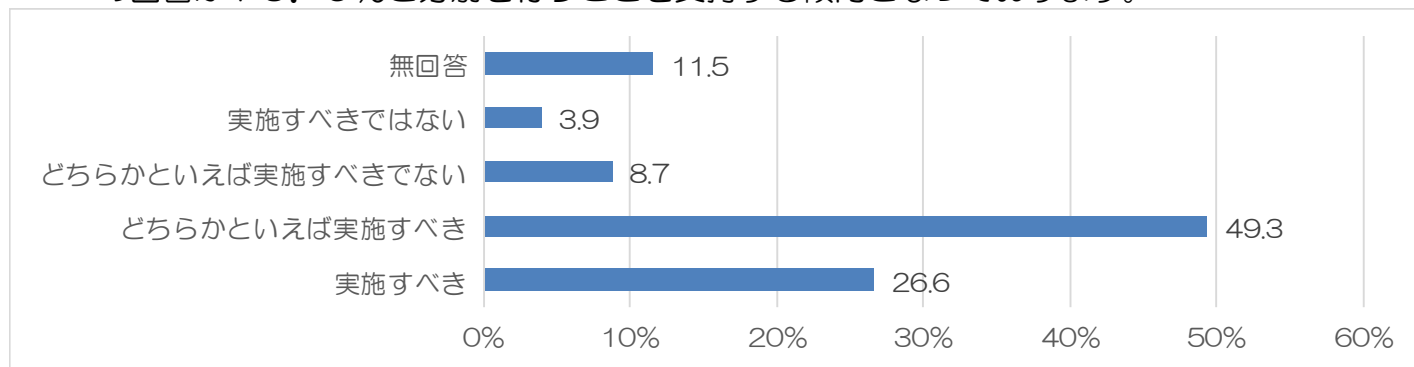
「とても関心がある」「やや関心がある」を足すとおよそ90%となり、関心の高さが分かります。



なお、ごみ問題等への取組状況については次のとおりで、ごみの削減やリサイクルへの取組状況が高い傾向となっております。

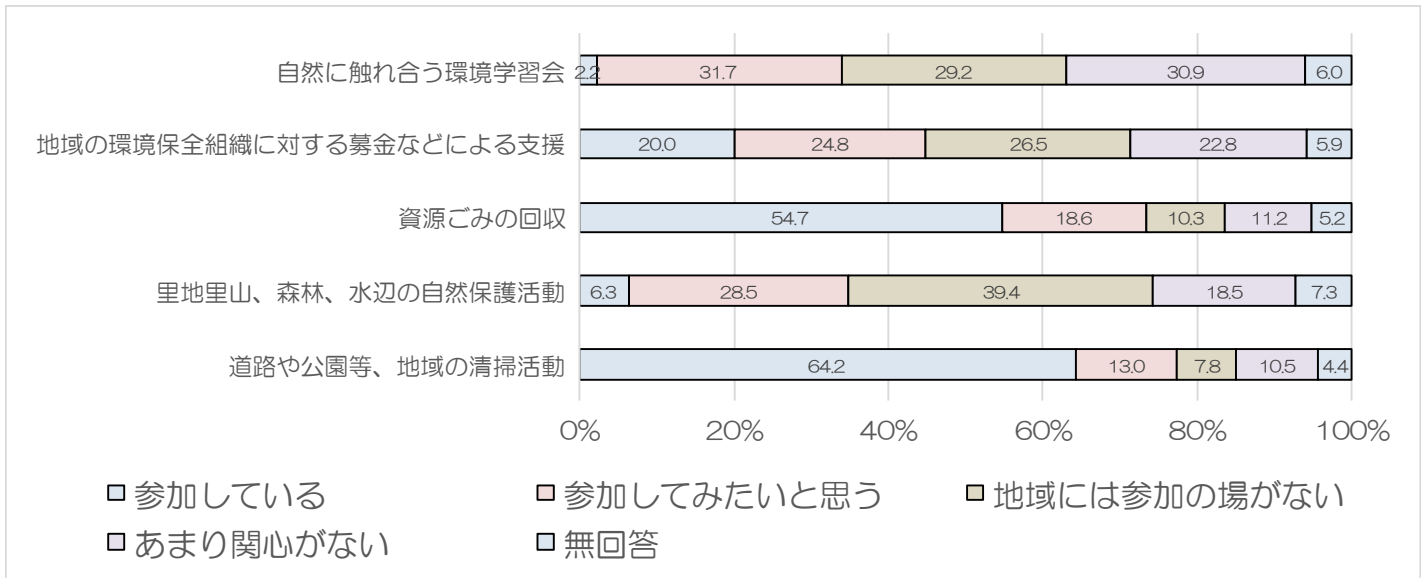


また、白色トレイの分別については、「実施すべき」「どちらかといえば実施すべき」の回答が75.9%と分別を行うことを支持する傾向となっております。



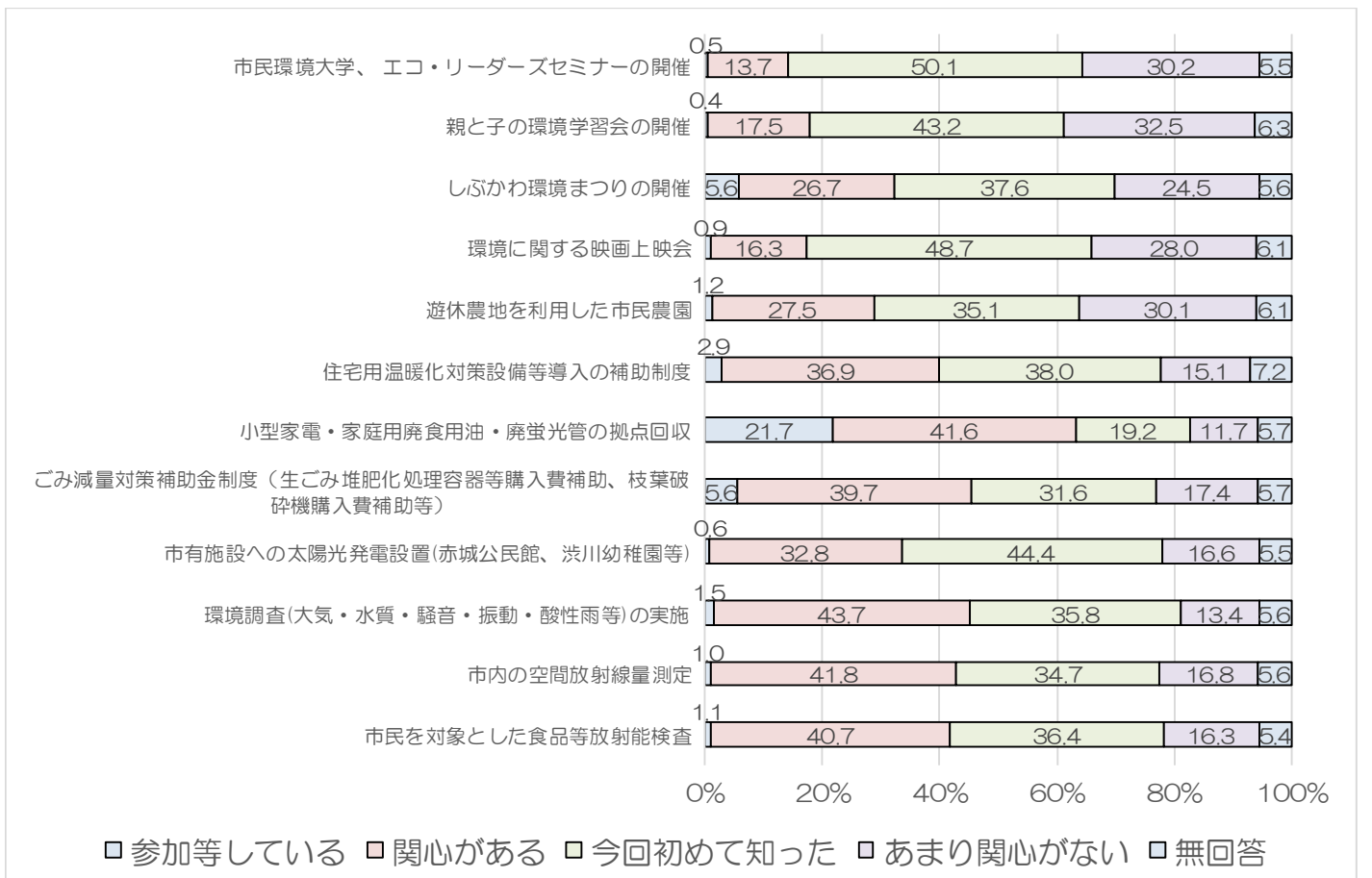
(5) 地域での環境の取組への関心

「地域の清掃活動」「資源ごみの回収」について参加率が高い傾向ですが、「自然保護活動」については地域に参加の場がない、という意見も多い状況です。



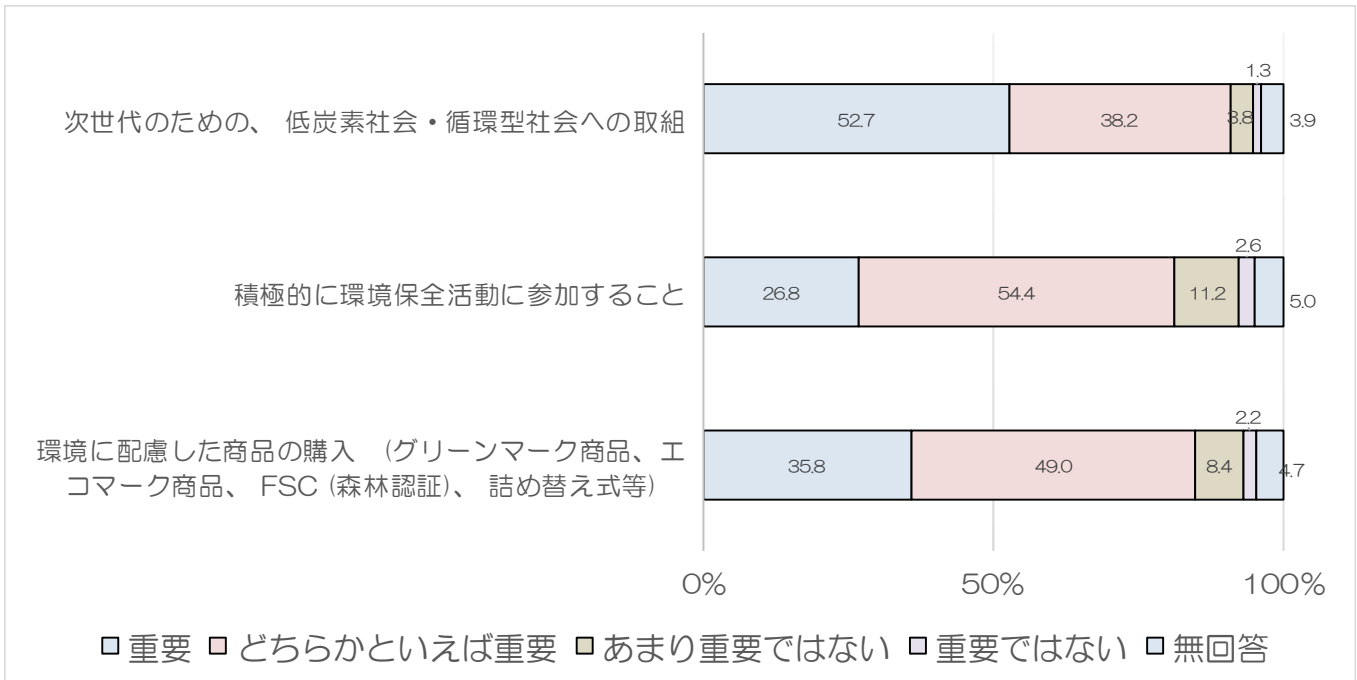
(6) 渋川市の環境への取組についての関心

「小型家電の回収」「しぶかわ環境まつりの開催」等以外の活動が伴わない取組については市としての周知方法等に改善が必要であることが分かります。



(7) 環境保全についての関心

将来に向けた環境保全に対する関心は高い傾向にあることが分かります。



(8) 主な自由意見

市民意識調査における主な自由意見は次のとおりです。

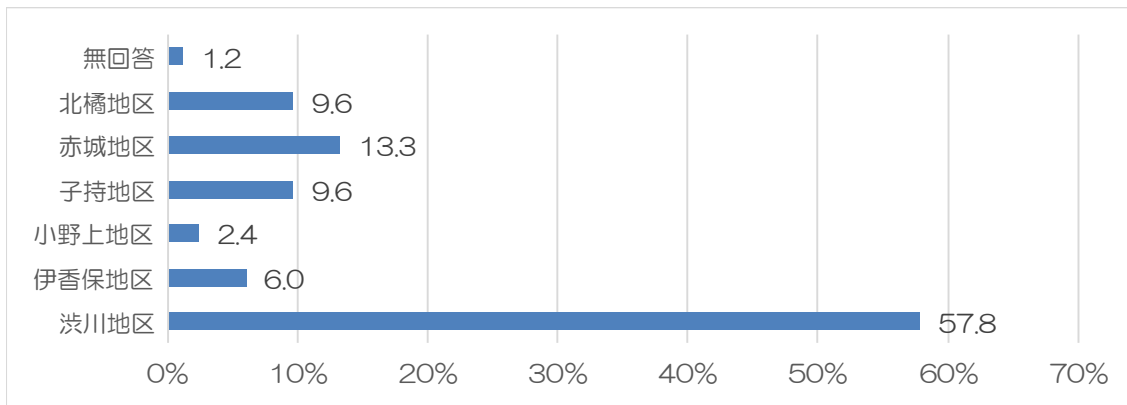
よく冷蔵庫がいっぱいで入らないという会話を聞くが2~3日で食べ切れるだけ買えば食品ロスは出ないと思う。
花粉や枯葉等による水のつまりでの水害が心配。
空き家なども含めて「今ある宅地の活用」を推進し、農耕地や森林等の「緑地を減らさない」方針であれば良いと思う。
空き地や森林の整備、環境ボランティア団体の会員の拡大が必要。
太陽光発電設備も景観を考慮して設置して欲しい。また太陽光発電設備が市内に多く設置されているが、土砂崩れしないか心配である。検査等はしているのだろうか？
環境に関する取り組みについて知らないことが多いことが分かった。環境に関する情報をもっと発信して欲しい。
環境問題は必要な課題だが、個人として取り組むには時間的な制約もある。
このアンケートから渋川市の環境に関する取組を知った。自分にできることから少しずつ取り組んでいきたい。小学生ではごみ処理について学び、ごみ処理施設の見学にも行くので、親子で見学に参加できれば、環境に関する親の考え方も変わり、行動変容につながるのではないかと。
ごみ出しマナーをきちんと徹底して欲しい。
ごみの日に出しにいくと資源となるアルミ缶等を分別しないで不燃物として出しているのを見ると残念に思う。県内、他の市は(子どものいるところ)プラマークは別袋に衣類は別袋等、きちんと分別している。ごみは灰になるが、リサイクルできるものは再利用した方がよいと思う。ごみが多い。
自然が豊かなところが渋川市の良いところの一つであると思うので、もう少し整備、管理をした方がよい。森林も道路も木や植物、雑草等がはえ放題で雑然とした雰囲気を感じる。

3 市民意識調査の結果（事業者対象：有効回答数：83者）

(1) 事業者対象調査の属性

今回の意識調査における回答事業者の属性は次のとおりとなっております。

ア 事業者の主たる所在地

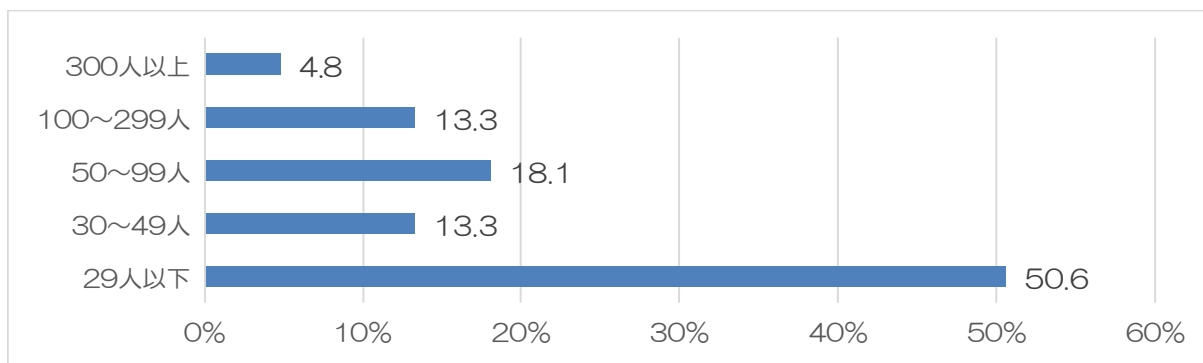


イ 事業者の主たる業種

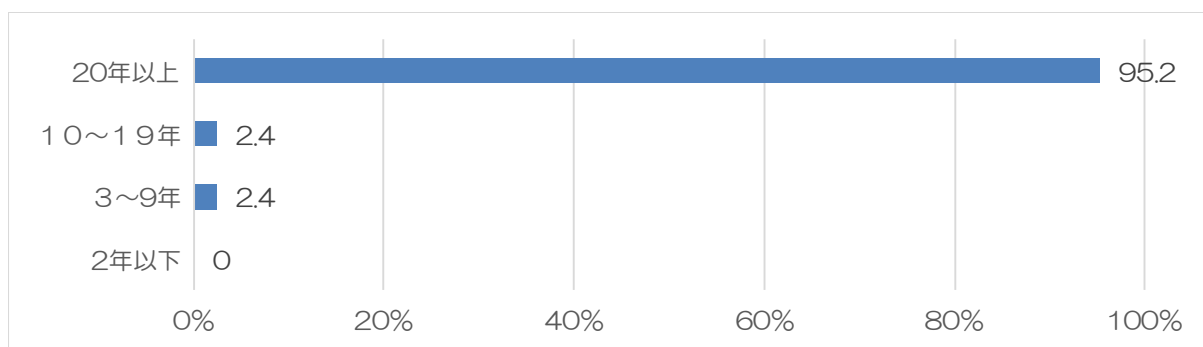
(単位：者)

農業、林業	1	
漁業	0	
鉱業、採石業	0	
建設業	21	
製造業	18	
電気・ガス等	5	
情報通信業	0	
運輸、郵便業	5	
卸売、小売業	10	
金融、保険業	6	
不動産、賃貸業	0	
学術、専門等	0	
宿泊、飲食等	7	
生活、娯楽業	0	
教育、学習等	0	
医療、福祉	1	
複業サービス業	1	
その他サービス	3	
その他	4	自動車修理、機械器具設置工事業、ゴルフ場、測量・登記
無回答	1	

ウ 事業者の就業者数



エ 事業者の市内での営業年数



オ 事業者のエネルギー管理指定状況

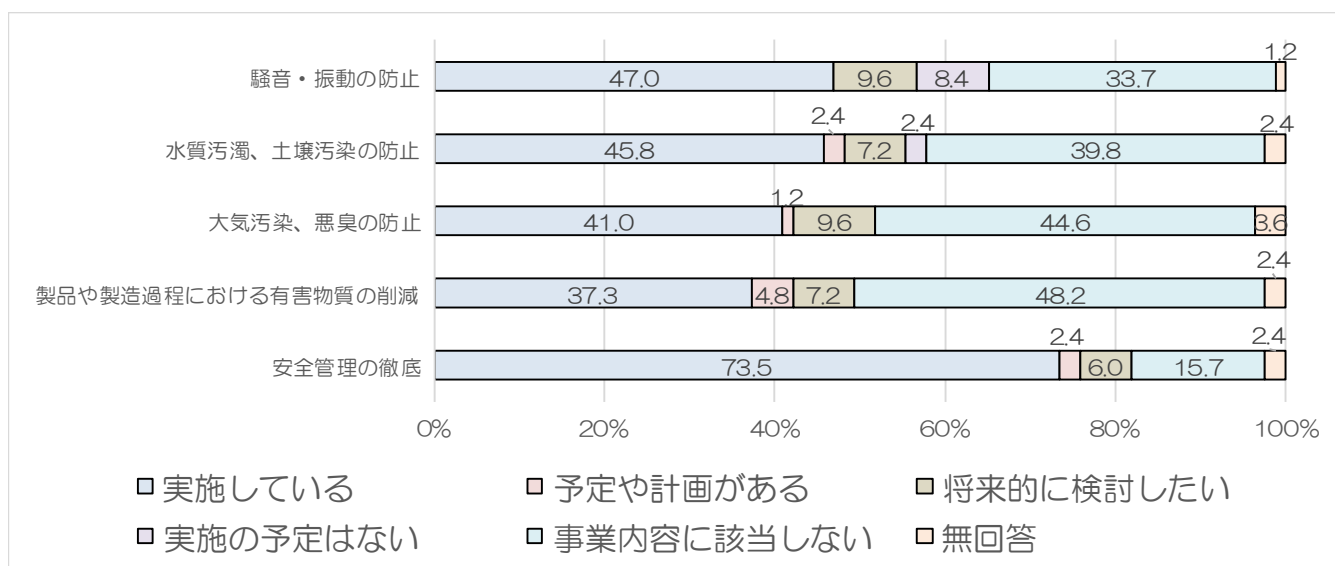
(単位：者)

第一種エネルギー管理指定	6
第二種エネルギー管理指定	0
該当しない	68
無回答	9
計	83

(2) 事業所における環境対策の実施状況

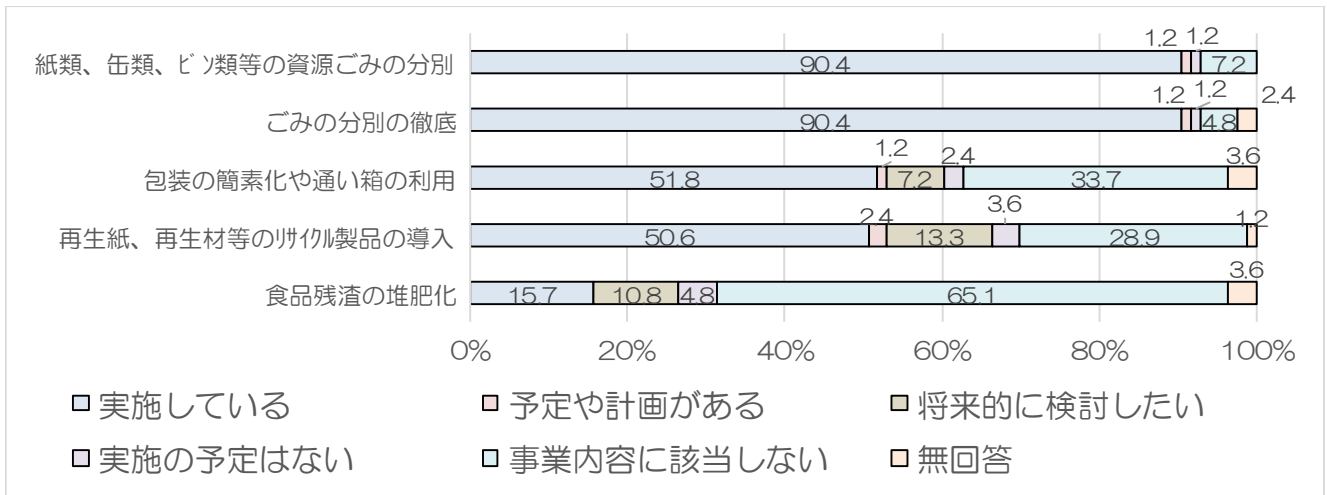
【公害防止関連】

公害の防止に関する対策は予定や計画を含め比較的高い傾向にあります。



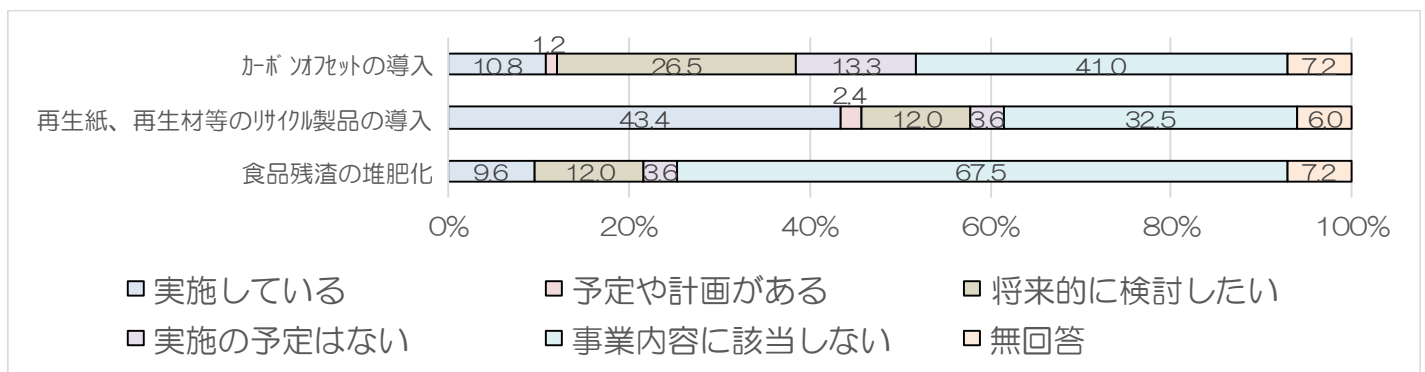
【廃棄物関連】

ごみの分別、リサイクルへの取組等、積極的な取組が行われていることが分かります



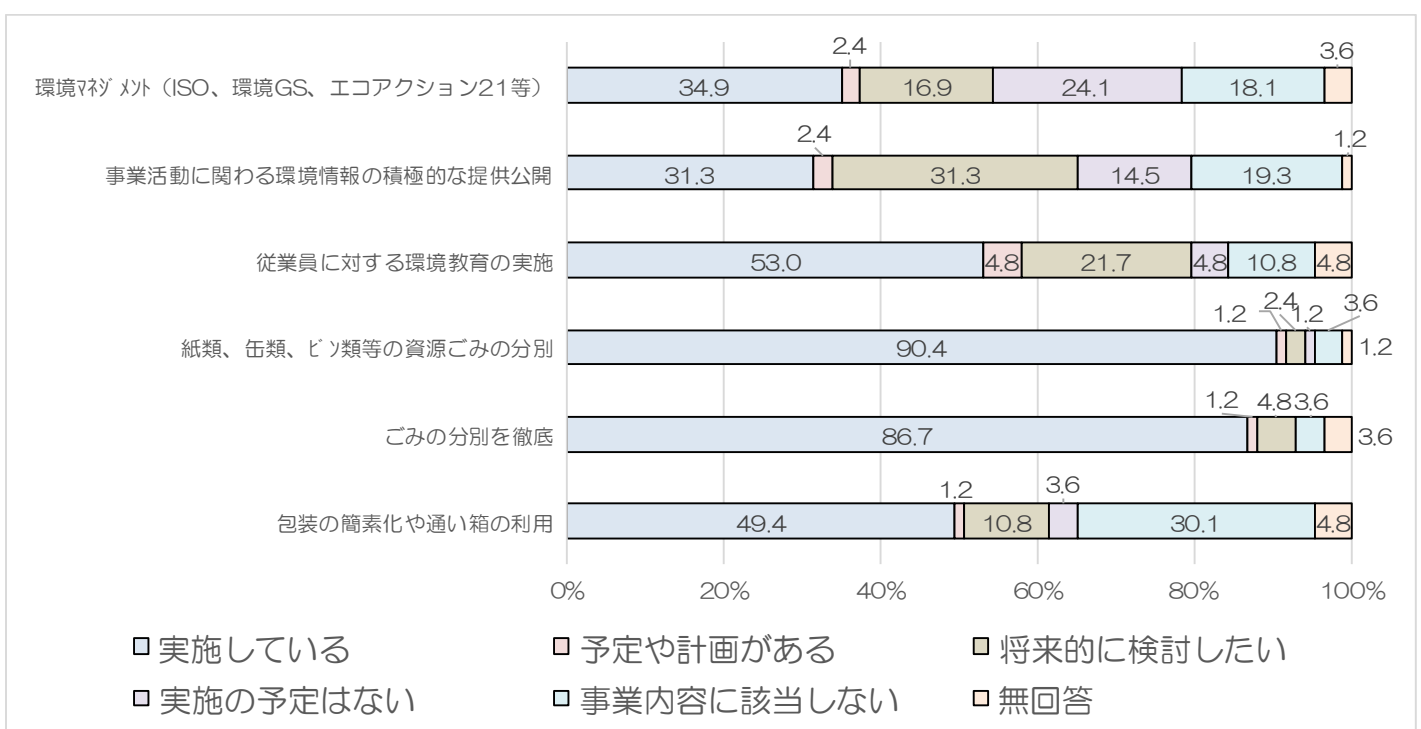
【省エネルギー新エネルギー関連】

事業内容に該当しない事業者も多いが、今後の導入の検討が必要な分野でもあることがわかります。



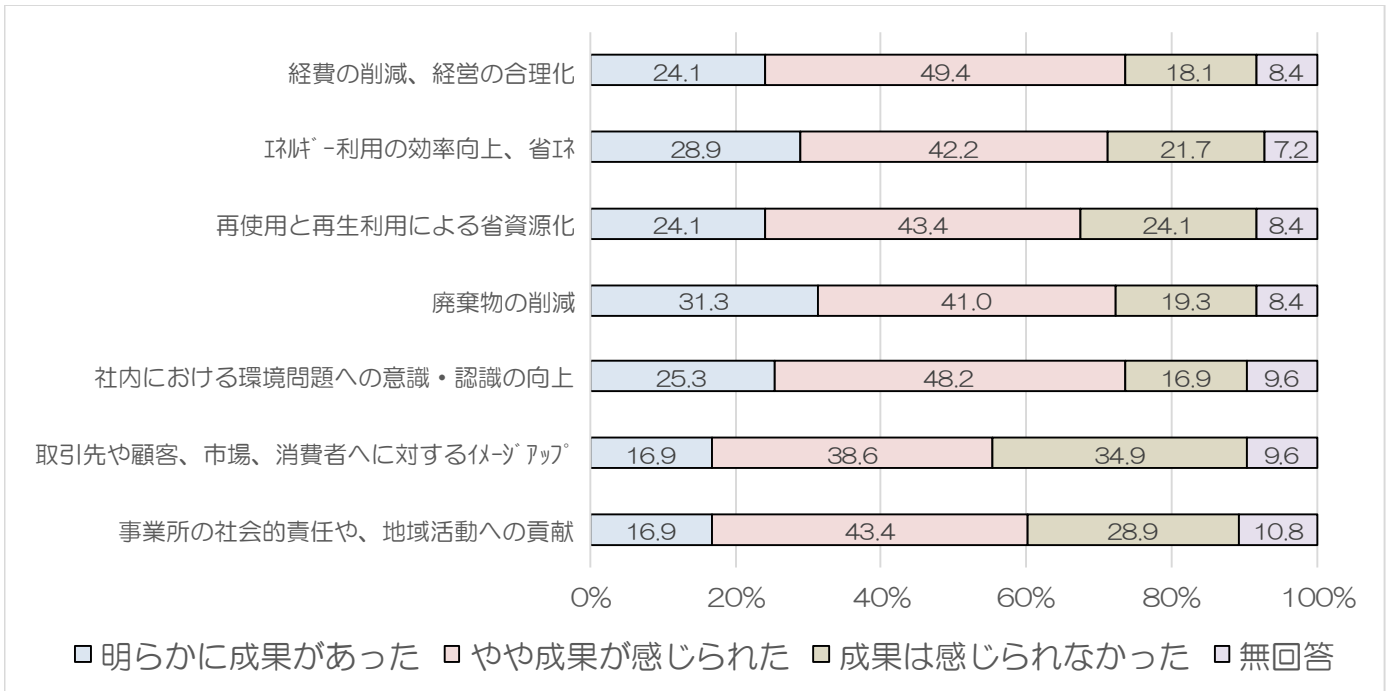
【社内制度関連】

身近な行動からの取組の他に将来的な検討課題として意識していることがわかります。



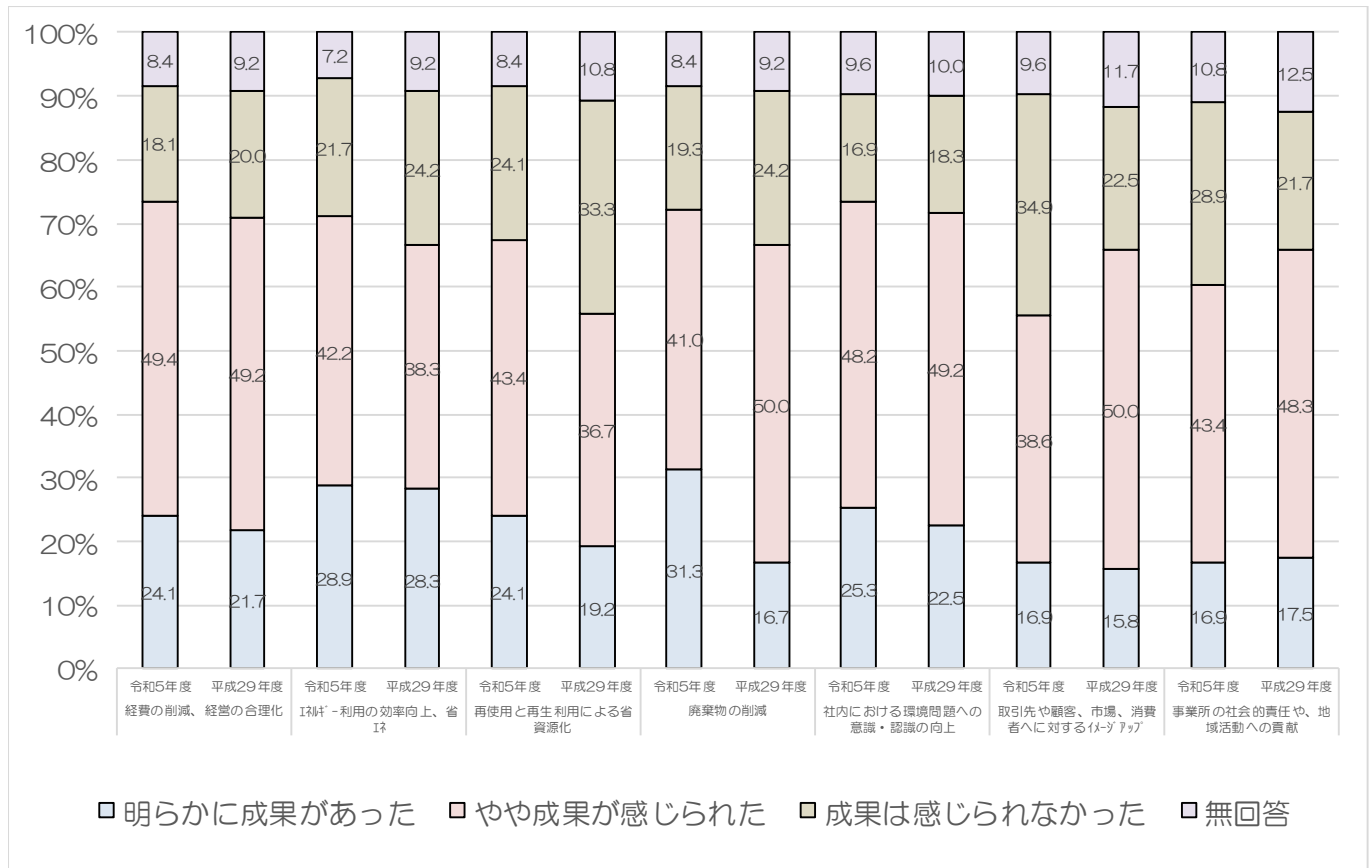
(3) 事業所における環境対策や環境分野での取組成果について

「明らかに成果があった」「やや成果が感じられた」を足すと50%以上となっており、各事業者の取組対策に成果が生じていることが分かります。



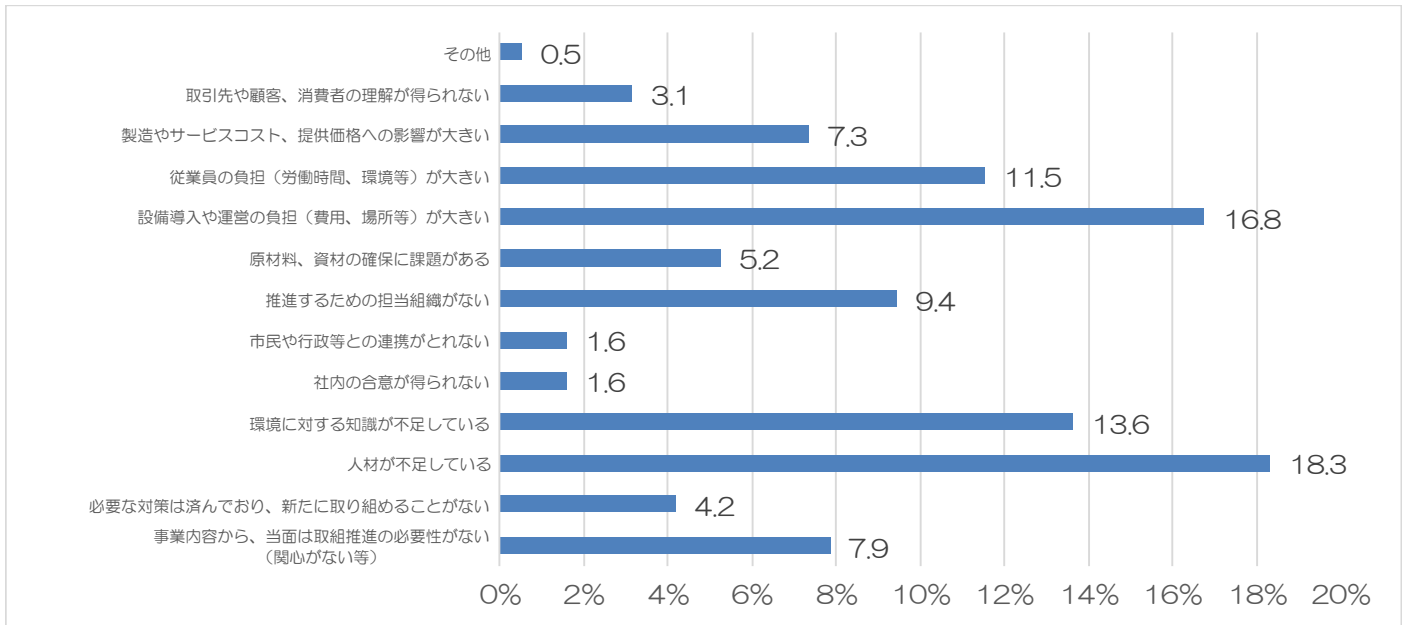
なお、前回平成29（2017）年度の調査と比較は次のとおりです。

「廃棄物の削減」について「明らかに効果があった」との回答が10%以上上昇しており、ごみの減量化についての取組が進んでいると推測されます。



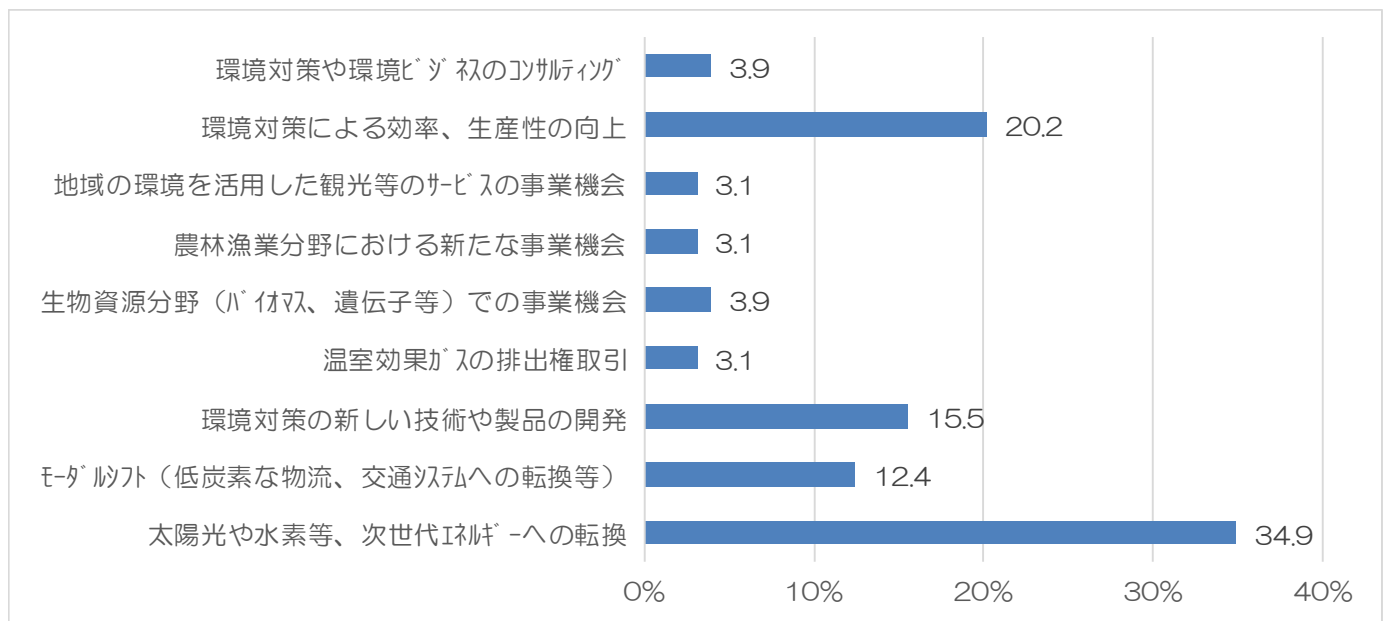
(4) 事業者の現状に対する課題について

環境対策、事業を推進するための人材や経費等の不足を課題と感じていることが分かります。



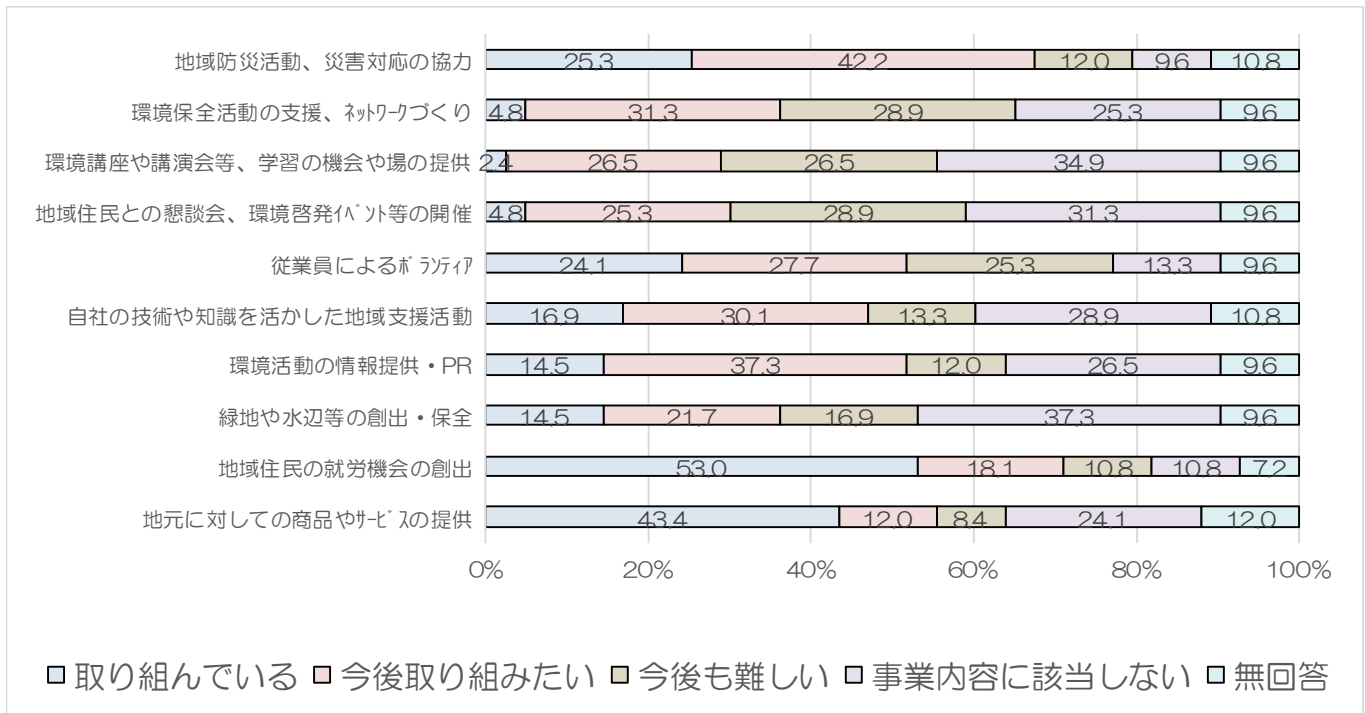
(5) 事業者の今後の事業展開における関心事について

事業を推進するために次世代エネルギーへの転換や事業の効率化、生産性の向上について関心が高いことが分かります。



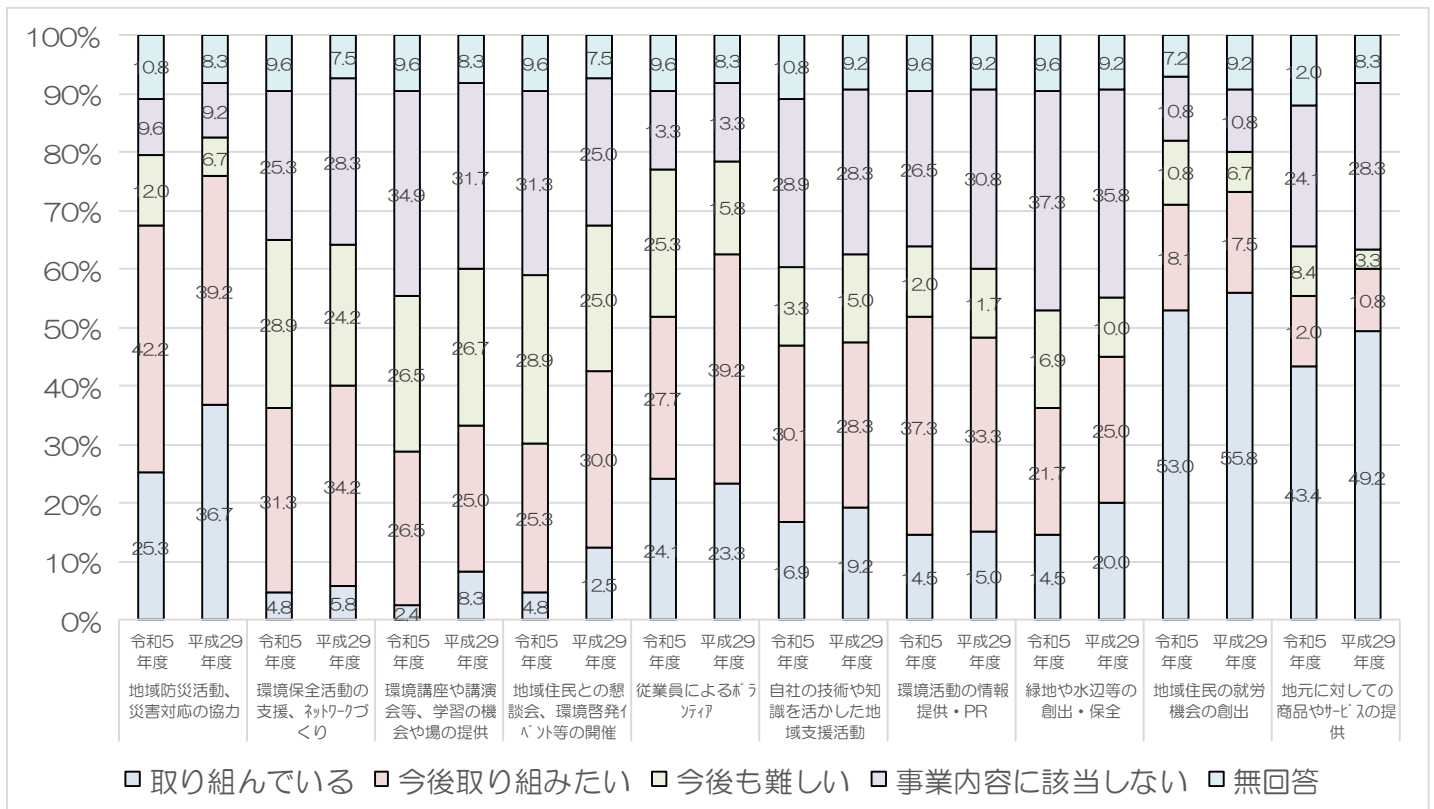
(6) 事業者の地域との関わり方について

現状では就労機会の創出や商品サービスの提供についての取組が多い傾向ですが、防災活動等、今後は地域活動へ参加したいという意見も多い状況です。



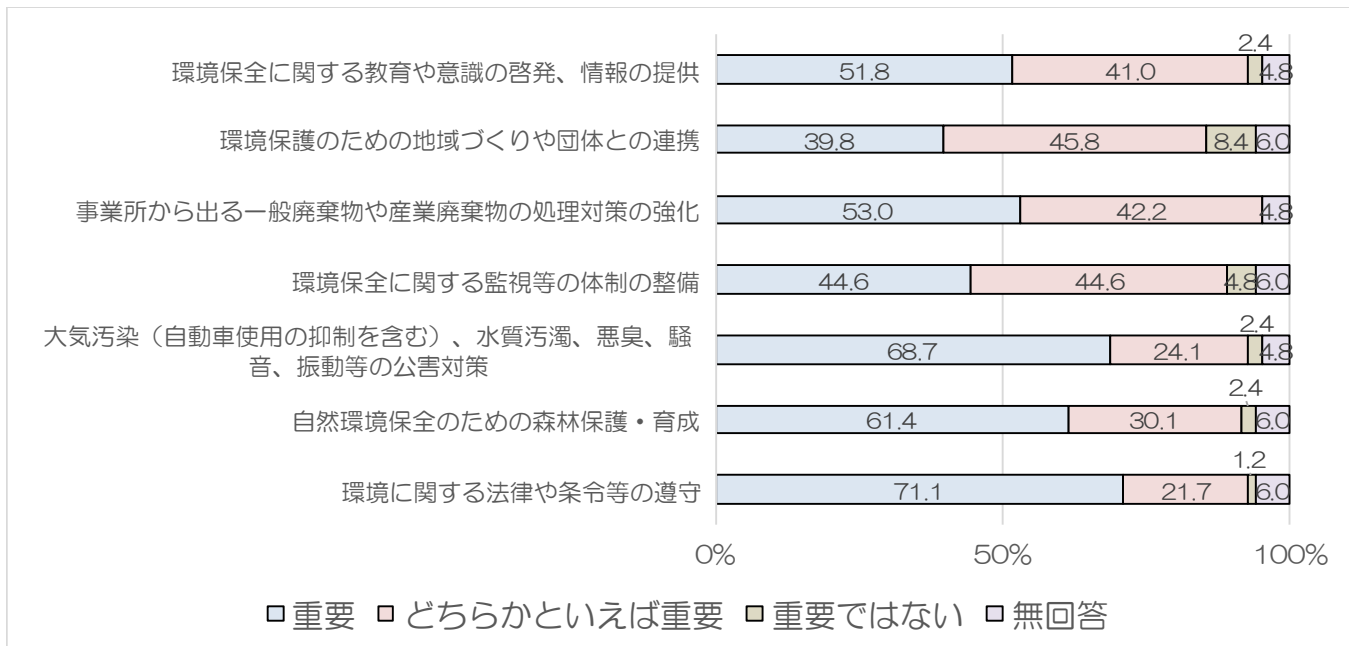
なお、前回平成29（2017）年度の調査と比較は次のとおりです。

新型コロナウイルス感染症の影響で対面でのイベント活動等が減少していますが、就労機会の創出や商品サービス等については大きな変動がない状況です。



(7) 事業者が考える環境保全、改善のための行政や地域との関わり方について

環境保全や改善のために行政や地元との連携、協働を重視していることが分かります。



(8) 主な自由意見

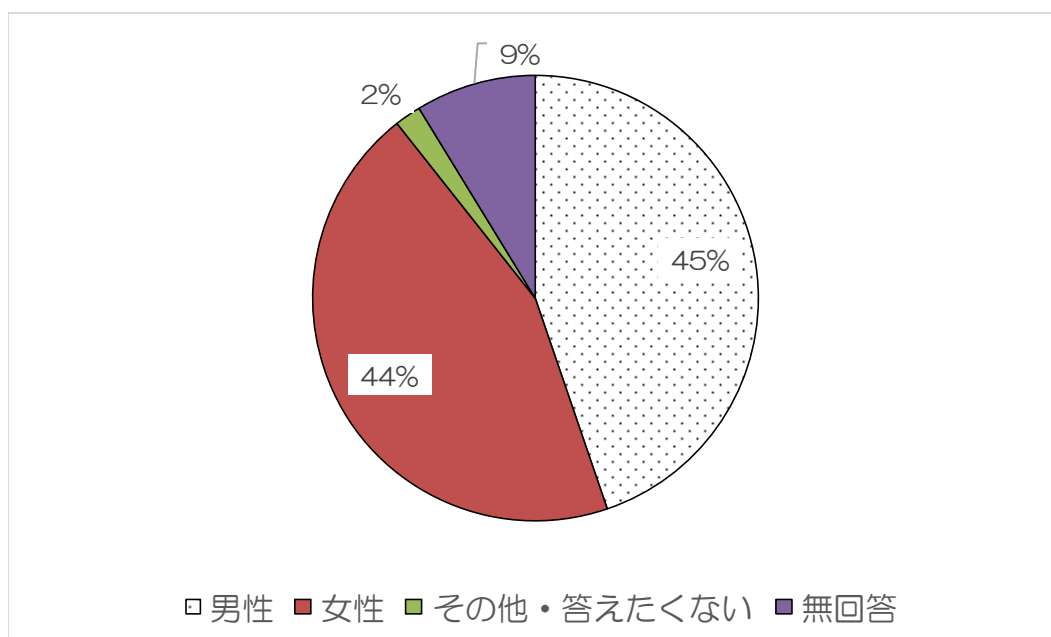
主な自由意見は次のとおりです

ソーラーパネルの設置による景観の悪化
事業者における廃棄物処理コストが高く、処理が困難であったり、先送りしてしまうケースが多々ある。社内では包材を削減したり、再利用したり試行錯誤しているが、破棄コストが下がればありがたい。事業転換時、多角化時などにも追い風となるため、補助金などを検討して欲しい。
「緑の渋川」でありながら（緑は大切）樹木維持に対しての支援が見えない。例えば枝葉の処分等の負担軽減が必要と思う。

4 市民意識調査の結果（中学生対象：有効回答数：409人）

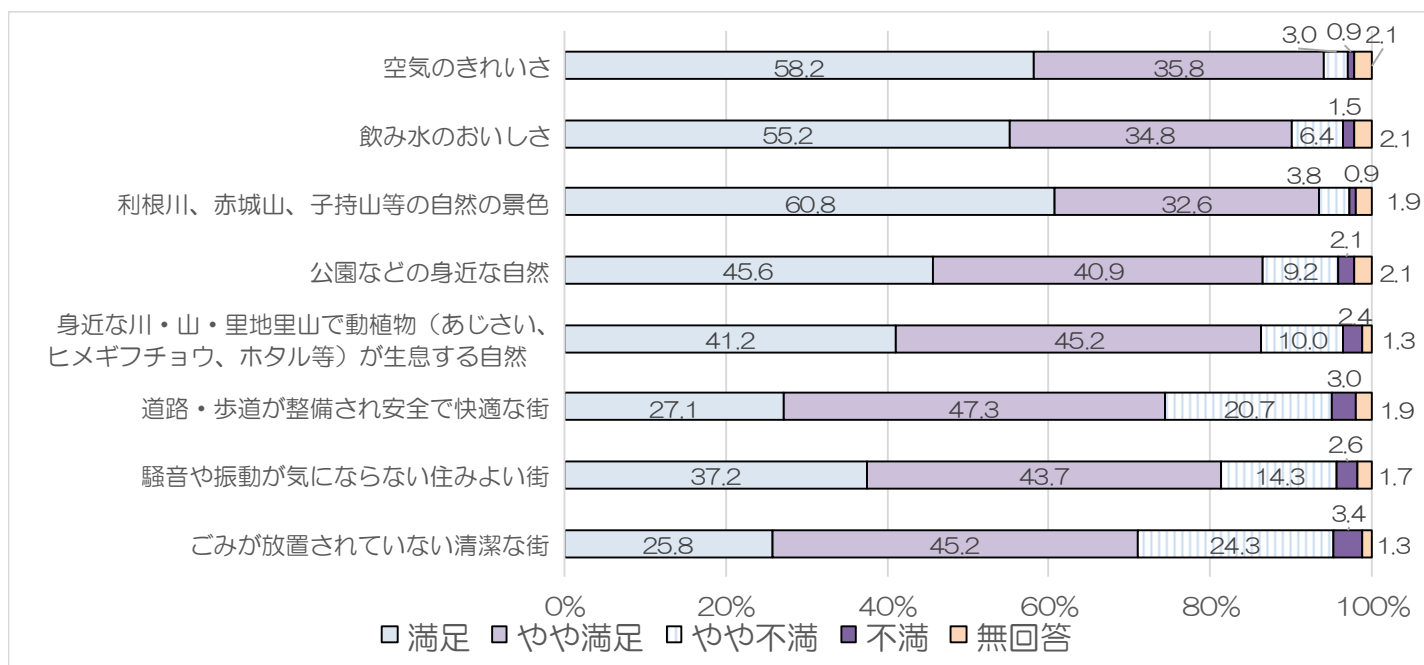
（1） 中学生対象調査の属性

今回の意識調査における中学生の性別は次のとおりとなっております。

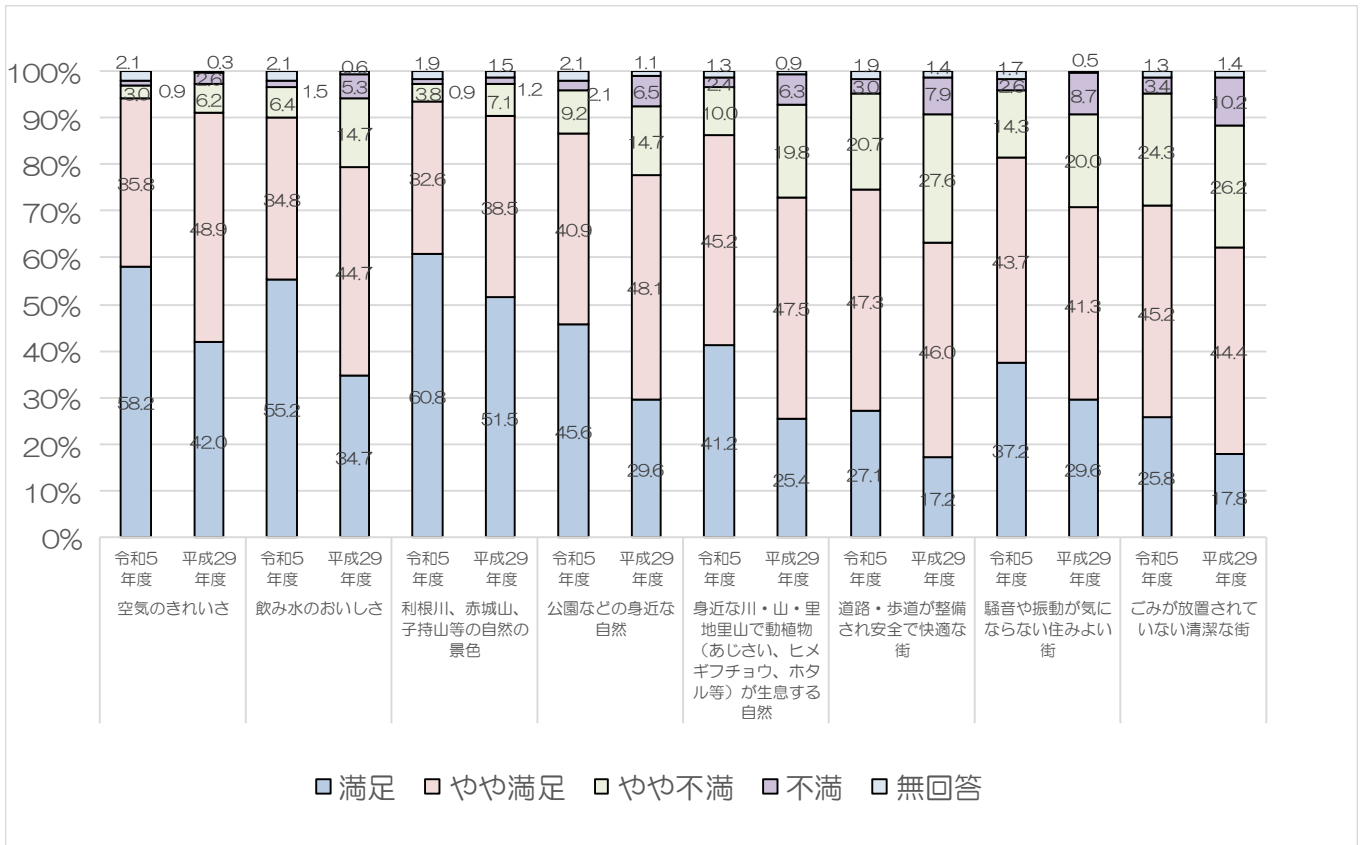


（2） 居住地の環境に対する満足度

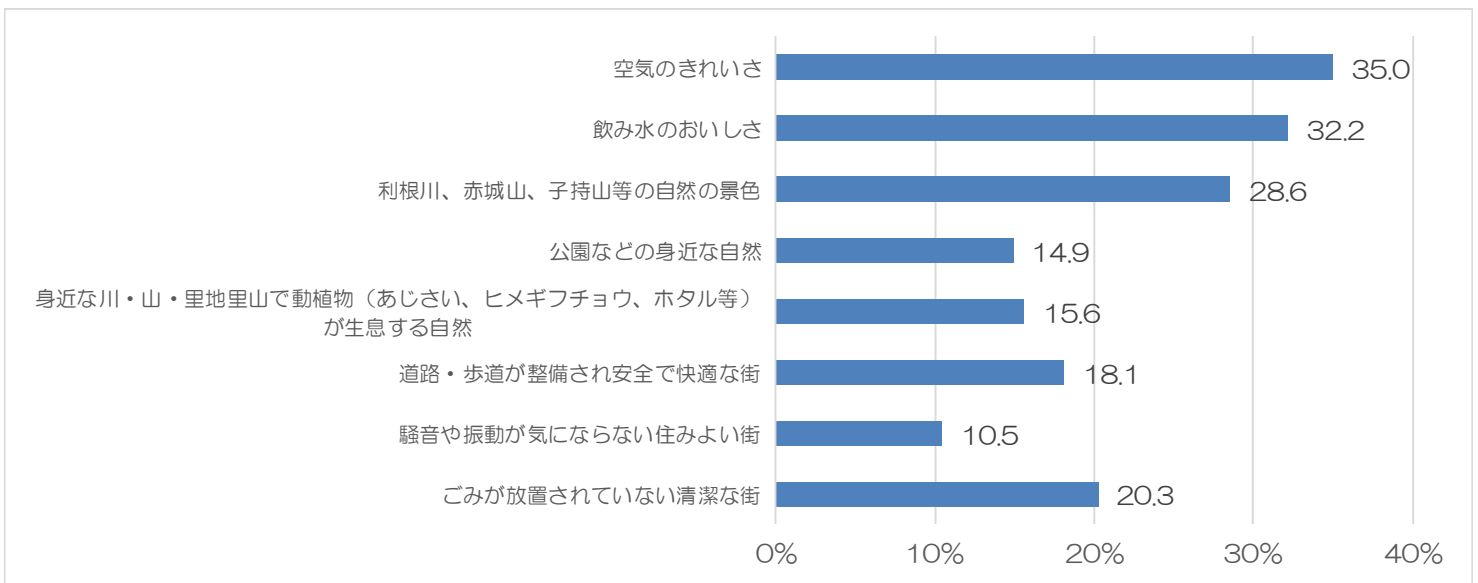
「自然の景色」「空気のきれいさ」「飲み水のおいしさ」が高い傾向となっております。



また、前回平成29（2017）年度の調査と比較しても、自然や空気、飲み水に関して満足度が高い回答となっており経年的な変化はあまり見られませんでした。

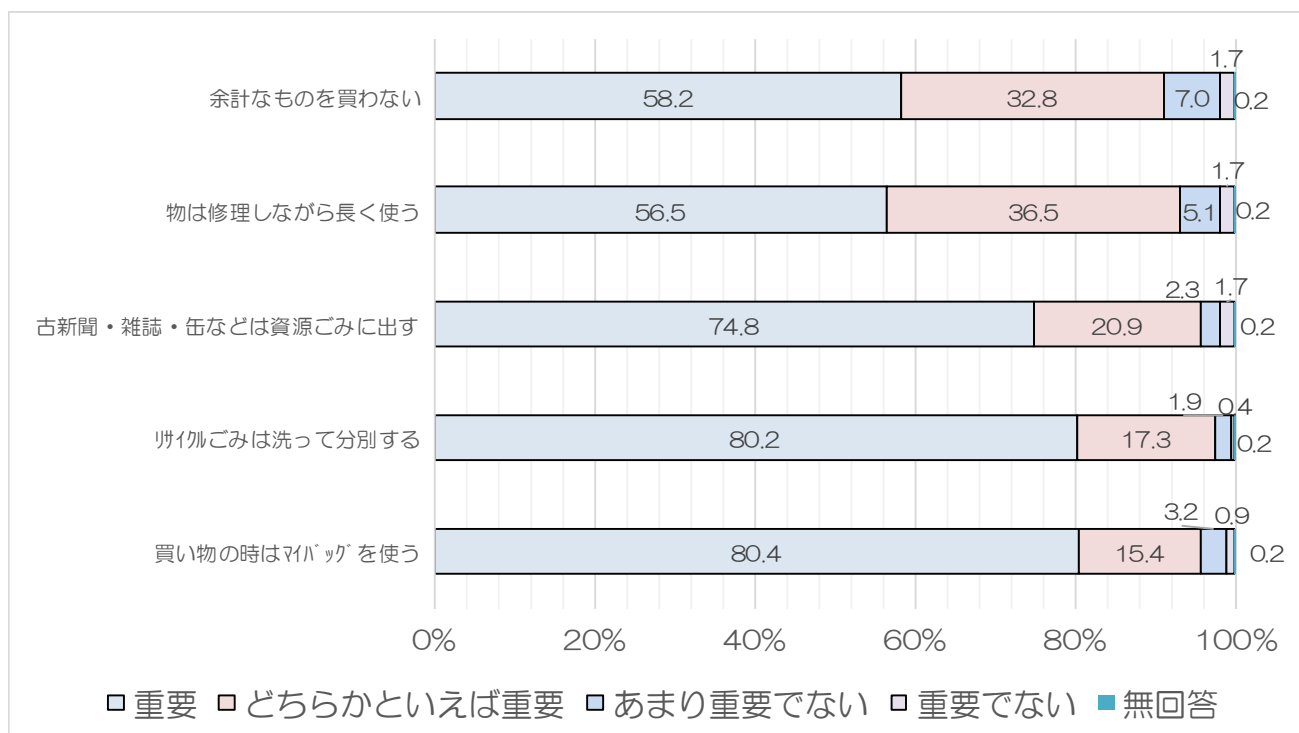


また、将来に向けて引き継いだ方がよい事項の回答は次の件数です。空気、飲み水、自然について高い回答となっております。



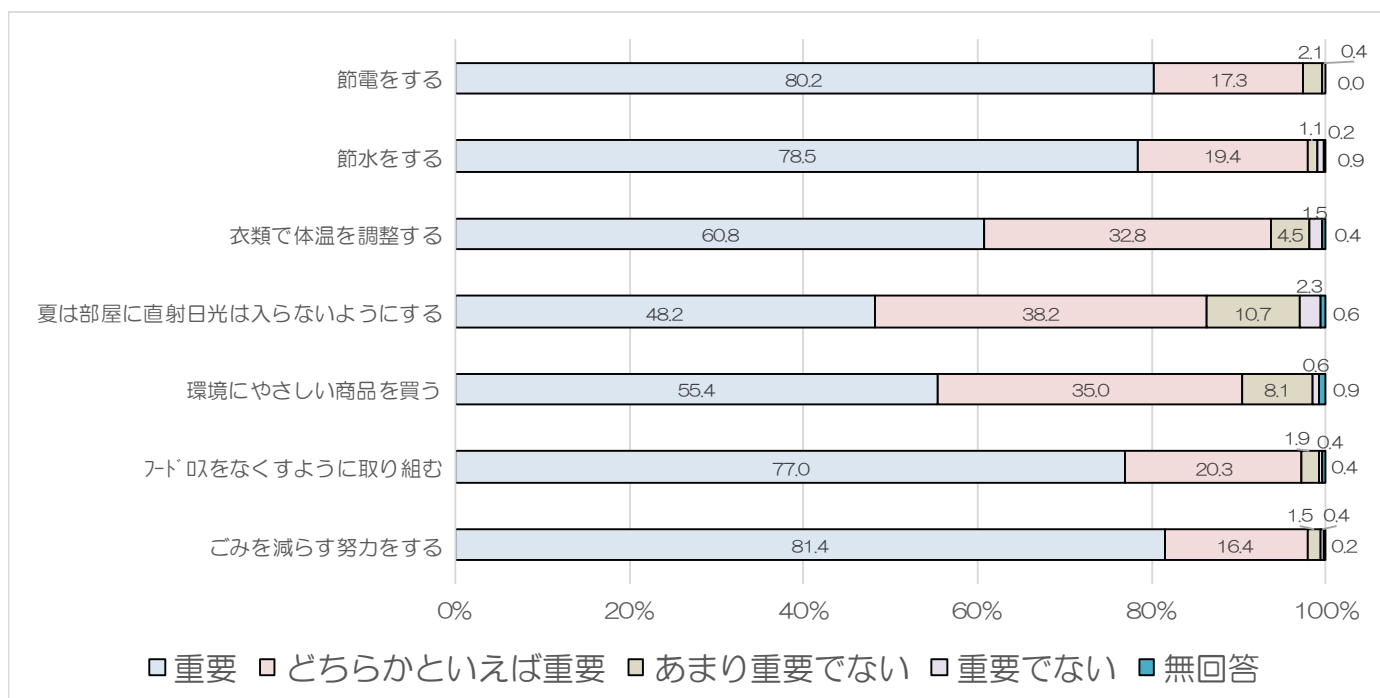
(3) 生活の中でごみを減らすために重要なこと

「マイバッグの利用」「リサイクルごみの洗っての分別」をはじめごみの減量化に向けた取組における中学生の意識の高い傾向が分かります。



(4) 生活の中で環境をまもるために重要なこと

「節電」「節水」をはじめ生活の中でとり組める活動を重要と考えている傾向が分かります。



(5) 主な自由意見

主な自由意見は次のとおりです。

環境がすごくきれいで、守り続けたいなと思う。でも、ポイ捨てやプラスチックごみの処分方法等、いろいろ問題もあると思う。その問題を少しでも解決するために自分の地域でも問題を解決できればと思う。
近年は今までより気温が高くなり、生活しづらくなっていて、地球温暖化を阻止しないとイケないと思う。
ごみが落ちていて、ポイ捨てをしている人が多く、汚い。
自分でもエコバッグを持っていくなどをして、協力している。
地域の身近でよく見られるごみ回収場所に指定日ではない日に出されているごみがあり、カラス等に荒らされて周辺が汚れてしまっていることがある。
場所によって整備がしっかりされているところと、整備があまりされていないところの差が大きい。
道路がでこぼこしているから、もっときれいに事故のないようにして欲しい。
電気を使った生活が当たり前になってきて、小学校の時は、夜寝る前に電気を消さないで寝てしまうことがあり、環境問題を知ったときに、もったいないな、しっかり直そうと思った。今は節電を意識している。
通学路の見通しや草が伸びていて歩きづらい。車を使用している人が多く排気ガス等が出ている。
空気もおいしく、きれいな水が飲めてとても住みやすい町になっている。ただ、最近少し騒音がうるさいと感じている。

第2次渋川市環境基本計画見直しのための市民意識調査

ご協力をお願い

市民の皆様には、日ごろから市政へのご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

渋川市では、平成31年に「豊かな自然と多様な風土をみんなで守り育て継承するまち・しぶかわ」を環境像とした「第2次渋川市環境基本計画」を策定しました。

計画の策定から4年が経過し、社会情勢の変化等を踏まえ、環境行政に関する新たな課題へ取り組みため、これまでの施策、事業の評価、点検を行い、基本計画の見直しを行います。

このため、本調査を実施し、市民の皆様の環境に関する実態を把握するとともに、ご意見、ご提言を広くお聞きし、計画に反映していきたいと考えております。

なお、回答にあたっては、氏名の記入は不要であり、また、回答結果については、計画見直しの資料としてのみ活用するため、個々の回答内容や個人情報公表されることはありません。

お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和5年7月

渋川市長 高木 勉

<ご記入にあたってのお願い>

- ◆ご回答は、お送りした封筒のあて名のご本人にお願いします。
- ◆ご回答は、あてはまる答えの番号を○で囲んでください。
- ◆回答する○の数はそれぞれ異なります。()内のことわり書きに従ってご記入ください。()がない場合、回答する○の数は1つです。
- ◆ご記入いただいた意識調査票は、令和5年8月31日(木)までに、同封の返信用封筒に入れて、お近くの郵便ポストに投函してください。切手は不要です。
- ◆この調査に関するお問い合わせは、下記まで、お願いします。

<問い合わせ先>

渋川市 市民環境部 環境森林課 環境政策係 TEL : 0279-22-2114
FAX : 0279-24-6541

用語解説

- 1 里地里山
人が集まって住んでいる所と、その周辺にある農地・ため池・管理されている山や森林などからなる地域。
- 2 クールビズ、ウォームビズ
過度にエアコンに頼らず、服装などの調整で快適に過ごすこと。
- 3 グリーンカーテン
植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法。
- 4 エコカー
ハイブリッドカーや電気自動車など。
- 5 資源ごみ
再資源化が可能なごみ。主に古紙類、缶、ビンなど、各地区で集団回収するもの。
- 6 リサイクルごみ
再資源として利用(リサイクル)できるごみ。渋川市ではペットボトルとガラスピンを月2回集積所で回収するもの。
- 7 白色トレイ
スーパーなどで肉・魚・総菜などを乗せていたトレイで、「色や模様がなく真っ白なトレイ」のこと。
- 8 低炭素社会
二酸化炭素の排出を大幅に削減する社会。
- 9 循環型社会
有限な資源を効率的に利用するとともに再生産を行い、持続可能な形で循環させ利用していく社会のこと。
- 10 グリーンマーク商品
古紙を原則として40%以上原料としている商品等。
- 11 エコマーク商品
環境に負荷が少なく、あるいは、環境改善に役立つ環境にやさしい商品。
- 12 FSC(森林認証)
森林の管理や伐採が、環境や地域社会に配慮して行なわれている森林を認証する仕組みで、その森林から生産された木材や木材製品(紙製品を含む)にマークを付けて販売する。
- 13 フードロス
本来食べられるのに捨てられる食品。

問11 あなたは普段の生活の中で、地球温暖化に対してどのような取組を行っていますか。それぞれの項目で1つだけ選んで番号に○をつけてください。

	現状の評価		
	いつも実行している	時々実行している	今後は実行したい
1. 節電に取り組んでいる (不要な照明や家電の電源を切る。エアコンの設定温度を28度程度、冬20度程度等。)	1	2	3
2. 節水に取り組んでいる (風呂の残り湯や雨水を利用。節水器具の使用。洗顔やシャワーの時に水を出し放しにしない等。)	1	2	3
3. クールビズ、ウォームビズに取り組んでいる (夏は軽装、冬は厚着をする等。)	1	2	3
4. 建物の遮熱、日射遮へいに取り組んでいる (グリーンカーテン、すだれ、屋上緑化、壁面緑化、二重ガラスの設置等。)	1	2	3
5. エネルギーの消費量を確認・点検している (検針票等で電気使用量を確認するなど見える化に取り組む等。)	1	2	3
6. 省エネを実施している (LED電球の購入。省エネ家電製品やエコカーの購入等。)	1	2	3
7. 自然エネルギーを利用している (太陽光、リチウムイオン蓄電池、太陽熱温水器または小型風力発電の設置等。)	1	2	3
8. 環境負荷の少ない移動方法を選択している (自転車や公共交通機関を利用。停車時にエンジンを止める等。)	1	2	3
9. 市が主催する環境学習に参加している (市民環境大学や親と子の環境学習会等。)	1	2	3

IV ごみ問題や再資源化(リサイクル)についておたずねします。

問12 ご家庭でのごみ問題や再資源化(リサイクル)への関心について1つだけ選んで○をつけてください。

1. とても関心がある	2. やや関心がある
3. あまり関心がない	4. 全く関心がない

問13 あなたは普段の生活の中で、ごみ問題等に対してどのような取組を行っていますか。それぞれの項目で1つだけ選んで番号に○をつけてください。

	現状の評価		
	いつも実行している	時々実行している	今後は実行したい
1. ごみの削減(リデュース)を心がけている (買い物袋(マイバッグ)の持参。余分・余計なものを買わない等。)	1	2	3
2. 再利用(リユース)を心がけている (フリーマーケットやリサイクルショップを利用。修理しながら長く使う等。)	1	2	3
3. 再資源化(リサイクル)を心がけている (古紙・ビンなどの資源ごみは集団回収に出している等。)	1	2	3
4. リサイクルごみは分別している (ペットボトルやガラスビン等)	1	2	3
5. 生ごみの自家処理 (庭や畑に埋める。堆肥化、機械処理等)	1	2	3

問14 白色トレイの分別など、ごみ分別の細分化について、1つだけ選んで印をつけてください。

1. 実施すべき	2. どちらかといえば実施すべき
3. どちらかといえば実施すべきでない	4. 実施すべきではない

V 地域での環境の取組についておたずねします。

問15 あなたのお住まいの地域で行われている環境活動への参加状況について、それぞれの項目で1つだけ選んで番号に○をつけてください。

	現状の評価		
	参加している	参加してみたいと思う	地域には参加の場がない
1. 道路や公園等、地域の清掃活動	1	2	3
2. 里地里山、森林、水辺の自然保護活動	1	2	3
3. 資源ごみの回収	1	2	3
4. 地域の環境保全組織に対する募金などによる支援	1	2	3
5. 自然に触れ合う環境学習会	1	2	3

第2次渋川市環境基本計画見直しのための市民意識調査

ご協力をお願いします

日ごろから市政へのご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
 渋川市では、平成31年に「豊かな自然と多様な風土をみんなで守り育て継承するま
 ち・しぶかわ」を環境像とした「第2次渋川市環境基本計画」を策定しました。
 計画の策定から4年が経過し、社会情勢の変化等を踏まえ、環境行政に関する新たな課
 題へ取り組みため、これまでの施策、事業の評価、点検を行い、基本計画の見直しを行
 います。
 このため、本調査を実施し、市民の皆様の環境に関する実態を把握するとともに、ご意
 見、ご提言を広くお聞きし、計画に反映していきたいと考えっております。
 なお、回答にあたっては、氏名の記入は不要であり、また、回答結果については、計画
 見直しの資料としてのみ活用するため、個々の回答内容や個人情報公表されることは
 ございません。
 お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよ
 うお願い申し上げます。

令和5年7月

渋川市長 高木 勉

<ご記入にあたってのお願い>

- ◆ご回答は、あてはまる答えの番号を○で囲んでください。
- ◆回答する○の数はそれぞれ異なります。()内のことわり書きに従ってご記入ください。
()がない場合、回答する○の数は1つです。
- ◆ご記入いただいた意識調査票は、令和5年8月31日(木)までに、同封の返信用封筒に入れ
て、お近くの郵便ポストに投函してください。切手は不要です。
- ◆この調査に関するお問い合わせは、下記まで、お願いします。

<問い合わせ先>

渋川市 市民環境部 環境森林課 環境政策係 TEL : 0279-22-2114
 FAX : 0279-24-6541

問1 貴事業所の名称をご記入ください。

問2 貴事業所の主たる所在地区を教えてください。(1つに○)

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1. 渋川地区 | 2. 伊香保地区 | 3. 小野上地区 |
| 4. 子持地区 | 5. 赤城地区 | 6. 北橋地区 |

問3 貴事業所の主たる業種を教えてください。(1つに○)

- | | | |
|-----------------|-------------------|---------------------|
| 1. 農業、林業 | 2. 漁業 | 3. 鉱業、採石業、砂利採取業 |
| 4. 建設業 | 5. 製造業 | 6. 電気・ガス・熱供給・水道業 |
| 7. 情報通信業 | 8. 運輸業、郵便業 | 9. 卸売業、小売業 |
| 10. 金融業、保険業 | 11. 不動産業、物品賃貸業 | 12. 学術研究、専門・技術サービス業 |
| 13. 宿泊業、飲食サービス業 | 14. 生活関連サービス業、娯楽業 | 15. 教育支援、学習支援業 |
| 16. 医療、福祉 | 17. 複合サービス業 | 18. その他サービス業務 |
| 19. その他 () | | |

問4 貴事業所の就業者数を教えてください。(1つに○)
 ※合併前の居住年数(現市域内)も含めてください。

- | | | |
|-------------|-----------|-----------|
| 1. 29人以下 | 2. 30~49人 | 3. 50~99人 |
| 4. 100~299人 | 5. 300人以上 | |

問5 貴事業所の市内での営業年数を教えてください。(1つに○)

- | | | | |
|---------|---------|-----------|----------|
| 1. 2年以下 | 2. 3~9年 | 3. 10~19年 | 4. 20年以上 |
|---------|---------|-----------|----------|

問6 貴事業所の該当について教えてください。(1つに○)

- | | | |
|-----------------|-----------------|----------|
| 1. 第一種エネルギー管理指定 | 2. 第二種エネルギー管理指定 | 3. 該当しない |
|-----------------|-----------------|----------|

問10 経済と環境対策という観点から、貴事業所の今後の事業展開において、関心の高いものをすべて選んで番号に○をつけてください。

1. 太陽光や水素等、次世代エネルギーへの転換
2. モーダルシフト(低炭素な物流、交通システムへの転換等)
3. 環境対策の新しい技術や製品の開発
4. 温室効果ガスの排出権取引
5. 生物資源分野(バイオマス、遺伝子等)での事業機会
6. 農林漁業分野における新たな事業機会
7. 地域の環境を活用した観光等のサービスの事業機会
8. 環境対策による効率、生産性の向上
9. 環境対策や環境ビジネスのコンサルティング
その他に今後の事業展開に向けて関心の高い環境対策があればご記入ください。 ()

問11 市内での事業継続における地域との関わりについて、貴事業所の現在の状況として、該当するものをそれぞれ項目で1つだけ選んで、番号に○をつけてください。

	現在の評価			
	取り組んでいる	今後に取り組みたい	今後難しい	事業内容に該当しない
1. 地元に対しての商品やサービスの提供	1	2	3	4
2. 地域住民の就労機会の創出	1	2	3	4
3. 緑地や水辺等の創出・保全	1	2	3	4
4. 環境活動の情報提供・PR	1	2	3	4
5. 自社の技術や知識を活かした地域支援活動	1	2	3	4
6. 従業員によるボランティア	1	2	3	4
7. 地域住民との懇談会、環境啓発イベント等の開催	1	2	3	4
8. 環境講座や講演会等、学習の機会や場の提供	1	2	3	4
9. 環境保全活動の支援、ネットワークづくり	1	2	3	4
10. 地域防災活動、災害対応の協力	1	2	3	4

問12 貴事業所は、住民や行政と協力しながら周辺の環境を保全、または改善していく上で、今後何が重要だと考えますか。該当するものをそれぞれの項目で1つだけ選んで、番号に○をつけてください。

	現在の評価		
	重要	どちらかといえば重要ではない	
1. 環境に関する法律や条例等の遵守	1	2	3
2. 自然環境保全のための森林保護・育成	1	2	3
3. 大気汚染(自動車使用の抑制を含む)、水質汚濁、悪臭、騒音、振動等の公害対策	1	2	3
4. 環境保全に関する監視等の体制の整備	1	2	3
5. 事業所から出る一般廃棄物や産業廃棄物の処理対策の強化	1	2	3
6. 環境保護のための地域づくりや団体との連携	1	2	3
7. 環境保全に関する教育や意識の啓発、情報の提供	1	2	3

渋川市の環境全般に対して、ご意見・ご提案などがありましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

内容をご確認のうえ、令和5年8月31日(木)までに、同封の返信用封筒に入れて、お近くの郵便ポストに投函してください。切手は不要です。

なお、渋川市環境森林課環境政策係でも直接受け付けております。

第2次茨川市環境基本計画見直しのための中学生アンケート

ご協力のお願い

日ごろから市政への、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
 茨川市では、平成31年に「豊かな自然と多様な風土をみんなで守り育て継承するまち・しぶかわ」を環境像とした「第2次茨川市環境基本計画」を策定しました。
 計画の策定から4年が経過し、社会情勢の変化等を踏まえ、環境行政に関する新たな課題へ取り組みため、これまでの施策、事業の評価、点検を行い、基本計画の見直しを行います。

このため、このアンケートを実施実施し、未来の茨川市を担う中学生のみなさんの環境に関する考えや、取組状況をお聞きし、計画に反映していきたいと考えております。
 なお、回答にあたっては、氏名の記入は不要であり、また、回答結果については、計画見直しの資料としてのみ活用するため、個々の回答内容や個人情報公表されることは一切ございません。

お忙しいところ大変恐縮ですが、アンケートの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和5年7月

茨川市長 高木 勉

<ご記入にあたってのお願い>

- ◆ご回答は、あてはまる答えの番号を○で囲んでください。
- ◆回答する○の数はそれぞれ異なります。()内のことわり書きに従ってご記入ください。
()がない場合、回答する○の数は1つです。
- ◆ご記入いただいた意識調査票は、担任の先生に提出してください。

<問い合わせ先>

茨川市 市民環境部 環境森林課 環境政策係 TEL : 0279-22-2114
 FAX : 0279-24-6541

用語解説

- 1 里地里山
人が集まって住んでいる所と、その周辺にある農地・ため池・管理されている山や森林等からなる地域。
- 2 グリーンカーテン
植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法。
- 3 グリーンマーク商品
古紙を原則として40%以上原料としている商品等。
- 4 エコマーク商品

- 5 環境に負荷が少なく、あるいは、環境改善に役立つ環境にやさしい商品。
資源ごみ
- 6 再資源化が可能なおみ。主に古紙類、缶、ビンなどを各地区で集団回収するもの。
リサイクルごみ
- 7 再資源として利用(リサイクル)できるごみ。茨川市ではペットボトルとガラスビンを月2回集積所で回収するもの。
フードロス

本来食べられるのに捨てられる食品。

市民意見公募における意見等

1 募集期間

令和5年12月18日（月）～令和6年1月17日（水）

2 閲覧場所

本庁舎市民ホール、環境森林課、第二庁舎2階入口、各行政センター、市ホームページ

3 意見数

0人、0件

4 計画案に関わる意見等

意見等はありませんでした。

第2次渋川市環境基本計画改訂経過

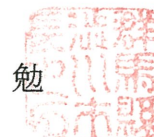
時期	取組経過(概要)
令和5年度	
4月14日 ～4月21日	第1回環境推進会議(電子会議) ・第2次渋川市環境基本計画の見直し方針(案)及びスケジュール(案)について
5月11日	第1回環境審議会 ・第2次渋川市環境基本計画の見直し方針(案)について
5月22日 ～5月26日	第2回環境推進会議(電子会議) ・第2次渋川市環境基本計画の見直し方に係る市民意識調査項目について
5月29日	庁議 ・第2次渋川市環境基本計画の見直し方針について
6月15日	6月市議会定例会総務市民常任委員会協議会 ・第2次渋川市環境基本計画の見直し方針について
7月1日 ～7月20日	中学生対象意識調査 ・中学第2学年生525人に配布(各学校への配布)
7月11日 ～8月31日	一般市民、事業者対象意識調査 ・市民4,300人に配布(郵送法) ・事業者200者に配布(郵送法)
10月2日 ～10月6日	第3回環境推進会議(電子会議) ・第2次渋川市環境基本計画改訂(案)について
10月23日	第2回環境審議会 ・第2次渋川市環境基本計画改訂(案)について
11月20日	庁議 ・第2次渋川市環境基本計画改訂(案)について
12月7日	12月市議会定例会総務市民常任委員会協議会 ・第2次渋川市環境基本計画改訂(案)について
12月18日 ～1月17日	市民意見公募 ・意見等の受付件数 0人、0件
1月22日	政策戦略会議 ・第2次渋川市環境基本計画改訂(案)について
1月24日 ～1月26日	第4回環境推進会議(電子会議) ・第2次渋川市環境基本計画改訂(案)について
2月2日	第3回環境審議会 ・第2次渋川市環境基本計画改訂(案)の諮問、答申
2月26日	庁議 ・第2次渋川市環境基本計画(2024-2028)(案)について
2月27日	・第2次渋川市環境基本計画(2024-2028)の策定

第2次渋川市環境基本計画改訂に関する諮問書及び答申書

環第308号
令和6年2月2日

渋川市環境審議会
会長 佐藤孝史様

渋川市長 高木



第2次渋川市環境基本計画改訂（案）について（諮問）

渋川市環境基本条例第9条第3項の規定に基づき、別添の第2次渋川市環境基本計画改訂（案）について諮問します。

令和6年2月2日

渋川市長 高木 勉 様

渋川市環境審議会
会長 佐藤 孝 史



「第2次渋川市環境基本計画改訂（案）」について（答申）

令和6年2月2日付け環第308号で諮問のありました、「第2次渋川市環境基本計画改訂（案）」について、渋川市環境基本条例第24条の規定に基づき、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

当審議会では、「第2次渋川市環境基本計画改訂（案）」を審議する中で、基本計画の検証結果を踏まえ、経済のグローバル化等による地球温暖化や海洋プラスチック問題等の社会情勢の変化への対応、また、本市の環境政策推進にあたり各指標の進捗状況などを課題として挙げました。

今回改訂された計画は、環境像や基本理念を再認識した上で、基本方針、基本目標の継続性を踏まえながら、社会情勢の変化への対応を図るため、重点プロジェクトを一層推進するとともに、新たな個別目標を1つ追加したものとなっています。

また、指標についても新たに2つ追加するとともに、具体的な進行管理が図れるよう2つの指標を変更したものとなっています。こうした項目が盛り込まれることで、改訂された基本計画が着実に推進されることが期待されます。

「第2次渋川市環境基本計画改訂（案）」は、当審議会での審議内容や市民意識調査の結果なども適切に反映されたものとなっております。

以上のことから、「第2次渋川市環境基本計画改訂（案）」は、今後5年間において市が取り組んでいく環境政策の方向性や具体的施策などを示す市の計画として相応しい内容であると認められます。

環境問題は世界的規模での取組が求められておりますが、その基礎となるのが市民一人ひとりの環境への意識と日常の生活様式の改善です。「第2次渋川市環境基本計画改訂（案）」の推進にあたっては、市民、事業者、各種団体などの意見を踏まえ、基本計画の環境像「豊かな自然と多様な風土をみんなで守り育て未来へ継承するまち・しぶかわ」の実現に向けて、引き続き取り組まれることを要望します。

渋川市環境基本条例

(平成18年2月20日渋川市条例第154号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好で快適な環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 循環型社会 製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においては、これについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

(基本理念)

第3条 良好で快適な環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むうえで必要とする環境を確保するとともに、その環境が将来の世代へ継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 良好で快適な環境の保全及び創造は、すべての者が自主的かつ積極的に活動することにより良好で快適な環境を維持し、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展可能な社会の構築を目指して行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、市、市民及び事業者のすべてが地域の環境と地球全体の環境とが深くかかわっていることを認識し、日常生活、事業活動その他の人の活動において、相互に協力し、及び連携して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好で快適な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めなければならない。

- 2 市民は、基本理念にのっとり、良好で快適な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らの責任において、これに伴って生ずる公害の防止を図り、かつ、廃棄物を適正に処理し、環境への負荷の低減のために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動において環境に配慮した原材料等を利用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、良好で快適な環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第7条 市長は、毎年、環境の状況並びに良好で快適な環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 基本施策等

第1節 基本方針

(基本方針)

第8条 市は、良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針とし、環境の保全に関する各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 公害の防止その他人の健康や生活環境に被害を及ぼす環境保全上の支障を防止し、市民が安心できる良好な生活環境を確保すること。

(2) 生物の生態系の確保、野生生物の種の保存等生物の多様性を確保するとともに、緑地等における多様な自然環境の保全を図り、自然と人の共生を確保すること。

(3) 地域の歴史的・文化的な環境の保全及び身近な自然環境を生かした良好な景観の形成・整備を推進し、快適な生活環境を確保すること。

(4) 資源、エネルギーの合理的かつ循環的な利用の促進、廃棄物の発生抑制及び適正な処理等、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に向けた取組を行うこと。

(5) 地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等地球環境問題に対する市民等の自発的な学習を啓発し、地球環境の保全に関する施策の推進を積極的に行うこと。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第9条 市長は、良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、渋川市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好で快適な環境の保全及び創造に関する目標

(2) 前号に掲げるもののほか、良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民及び事業者の意見を反映できるよう必要な措置を講ずるとともに、渋川市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策と環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと思われる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

第3節 基本的施策

(環境保全上の支障を防止するための措置)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は環境保全上の支障を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的支援等)

第12条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減に係る施設整備その他良好で快適な環境の保全及び創造に関する活動を推進するため、必要な経済的支援等を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備)

第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設等の環境への負荷の低減に資する施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者が行う資源の循環利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の適正処理及び減量化が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全に関する教育及び学習)

第15条 市は、市民及び事業者が良好で快適な環境の保全及び創造に関する理解を深めるとともに、これらの者の環境への負荷の低減等良好で快適な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲の増進を図るため、環境の保全に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の推進)

第16条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う美化活動、資源循環に係る回収活動その他の良好で快適な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、第15条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う良好で快適な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の良好で快適な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施)

第18条 市は、環境の状況把握、環境の変化による影響の予測に関する調査及び研究その他の良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策に必要な調査及び研究を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を把握し、及び良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、調査等の体制の整備に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第20条 市は、国、他の地方公共団体その他の関係機関と協力して地球環境の保全に関する施策を推進するとともに、良好で快適な環境の保全及び創造に関する情報の提供等を行うことにより、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4節 推進体制の整備

(推進体制の整備)

第21条 市は、良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(関係行政機関等との協力)

第22条 市は、良好で快適な環境の保全及び創造を図るために広域的な取組を必要とされる施策について、国及び他の地方公共団体等と協力して推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(設置)

第23条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、渋川市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第24条 審議会は、市長の諮問に応じて調査審議するほか、良好で快適な環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第25条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民団体及び各種団体を代表する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第26条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第29条 審議会は、議事に関係ある者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、市民環境部環境森林課において行う。

(令2条例19・令条例2・一部改正)

第4章 雑則

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

附則(令和2年4月1日条例第19号)抄

(施行期日)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令和4年3月9日条例第2号条)抄

(施行期日)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

渋川市環境審議会委員名簿

令和5年5月11日現在

番号	氏名	所属	備考
第1号 学識経験を有する者			
1	佐藤 孝史	環境カウンセラー	会 長
2	中山 晃枝	医師（渋川地区医師会）	
3	畠中 一彦	群馬県環境森林部中部環境事務所長	
4	中島 右	環境カウンセラー	
第2号 市民団体及び各種団体を代表する者			
5	丸山 満	渋川市環境美化推進協議会	
6	角田 雅保	渋川市自治会連合会	
7	伊東 初恵	渋川市婦人会連絡協議会	
8	坂田タエ子	渋川商工会議所	
9	狩野 新一	しぶかわ商工会	
10	石田 真吾	渋川青年会議所	
11	井野 真二	四社会代表	
12	野村 勝代	北群渋川農業協同組合	
13	鳥山 薫	赤城橘農業協同組合	
14	関口 征治	渋川市小中学校PTA連絡協議会	
15	角田 裕子	NPO法人渋川広域ものづくり協議会	
16	田部井 千圭広	赤城姫を愛する集まり	
第3号 その他市長が必要と認める者			
17	吉原 明浩	公募	副会長
18	矢野亜紀子	公募	
19	飯塚 秀男	公募	
20	小林 郁夫	公募	

(敬称略)

渋川市環境推進会議設置要綱

(令和5年3月28日市長決裁)

(設置)

第1条 本市の良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進及び調整するため、渋川市環境推進会議(以下「推進会議」という。)をおく。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 渋川市環境基本計画の推進に関すること。
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の総合的調整及び実施に関すること。
- (3) 渋川市地球温暖化対策実行計画の推進に関すること。
- (4) その他環境の保全及び創造に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 推進会議には、会長及び副会長を置き、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 会長 市民環境部長
- (2) 副会長 環境森林課長

3 会長は、推進会議を代表し、会議を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときには、前条第1項の職員以外の職員等を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

3 会議の結果は、渋川市庁議設置規定(平成18年渋川市訓令第4号)第1条に規定する庁議に報告するものとする。

(推進部会)

第5条 第2条に規定する事項の調査、研究、調査等を行うため、推進部会を置く。

2 作業部会は、別表に掲げる職にある者が所属職員の中から指名した統括主幹級以上の職員をもって組織する。

3 推進部会には、部会長を置き、環境森林課長をもって充てる。

4 推進部会は、必要に応じて部会長が招集し、会議の議長となる。

5 作業部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長は会議の議長となる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、市民環境部環境森林課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

市民環境部長
総合戦略部財政課長
総務部契約管理課長
情報防災部危機管理室長
市民環境部環境森林課長
市民環境部市民協働推進課長
福祉部高齢者安心課長
育都推進部スポーツ課長
産業観光部商工振興課長
産業観光部観光課長
産業観光部農政課長
建設交通部都市政策課長
建設交通部交通政策課長
上下水道局業務課長
教育部教育総務課長
教育部文化財保護課長
教育部中央公民館長
農業委員会事務局事務局長

用語解説

英数	
ISO	製品やサービスの国際標準。環境マネジメントの規格はISO14000 シリーズ。
PM2.5	微小粒子状物質。長期間浮遊している、ばいじん、粉じんなどの微粒子のうち、粒径が 2.5 μm 以下のもの。
mottECO	2022年度から環境省が中心となり、飲食店での食べ残しの持ち帰り行為を「mottECO(モッテコ)」という名称で推進している。「mottECO」は「もっとエコ」、「持って帰ろう」というメッセージが込められている。
NPO	Nonprofit Organization の略。民間非営利組織のことで、行政や企業では扱いにくい社会的なサービス、活動を自発的に行う。狭義では、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人(NPO 法人)を指す。
ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)	通称ゼッチ。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システム、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロとなる住宅のこと。
3010運動(さんまるいちまる運動)	国が推進する、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しみましょう、お開き 10 分前になったら自分の席に戻って再度料理を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロスを削減するもの。
ア行	
安全が確保される社会	人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、安全が確保される社会のこと。
インフラ	インフラストラクチャーの略。道路や鉄道、水やエネルギーの供給、通信、教育や医療福祉の施設など、経済や生活の基盤となる公共的施設のこと。
エコアクション 21	国が、主に中小の事業者を対象に提供する環境マネジメントの制度。
エコ改修	建物のエネルギー効率を高めるため、二重窓化や壁の断熱工事などを行う改修のこと。
エコドライブ	環境にやさしい自動車の運転方法のこと。「駐停車時のアイドリングストップ」「高速道路などにおける適正速度での走行」「タイヤの空気圧の適正化」など 10 の項目が示されている。
エコ・リーダーズセミナー	エコ・リーダーは、市民環境大学で学んだことを生かし、地域における環境保全の先導役となる市民。エコ・リーダーズセミナーは、エコ・リーダーとしての活動が更に充実したものとなることを期待して市が開催するステップアップ講座である。
エネルギーの面的利用	エネルギーの効率的利用を、個々の施設ごとではなく、複数の施設が協力して行うこと。
温室効果ガス	温室効果とは大気が熱を保つ働きで、その原因となる気体のこと。
カ行	
外来種	国外又は国内の他地域から、野生生物の本来の移動能力を越えて、人為によって意図的・非意図的に導入された生物。地域固有の生物相や生態系に影響を与え、生物多様性を脅かすものがある。
化石燃料	過去の植物や動物の遺骸が地中で変化して生成した燃料。石炭、石油、天然ガスなど。
環境基準	国が定める「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音にかかる環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」
環境 GS	環境ぐんま・スタンダード。群馬県が、県内事業者向けに提供する環境マネジメントの制度。

環境市民	環境に対する意識が高く、環境の保全向上の取組を実践する市民のこと。
環境マネジメント	組織が環境に関する方針や目標を自ら設定し、検証しながら計画的に取り組んでいくこと。
協働	異なる複数の主体が地域の課題等を解決するため目標を共有し、力を合わせて役割分担しながら取り組むこと。
空間放射線量	空間を飛び交う放射線の量。一般的には1時間あたりに換算した空間放射線量率を測定する。
クールシェア (COOLSHARE)	複数のエアコン使用をやめ、なるべく1部屋に集まる工夫をしたり、公園や図書館などの公共施設を利用することで涼を分かちあう(シェアすること)
クールチョイス (COOLCHOICE)	国がパリ協定の目標達成に向けて推進する、地球温暖化対策の国民運動のことで、低炭素型の製品、サービス、行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す内容。
減農薬・減化学肥料	土壌や健康等への影響に配慮して、農薬や化学肥料の使用を最低限にとどめて行う農法の通称。
光化学オキシダント	オゾン等の強酸化性物質の総称で、光化学スモッグの原因物質、工場や自動車の排気ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素が紫外線の影響で光化学反応をおこし、生成する。
サ行	
里山	集落、人里に隣接し、人間の影響を受けた生態系が存在する山をいう。
酸性雨	大気汚染物質が雨に溶け込み、通常より強い酸性(pH5.6以下)を示す現象のこと。
次世代モビリティ	自動運転技術や通信技術、人工知能などを活用した新たな移動手段のこと。
自然共生社会	自然の保護又は整備を通じて社会経済活動と自然環境を調和させることを自然共生といい、それが実現する社会のこと。
自然的土地利用	土地を山林や農地として利用すること。
持続可能な発展・開発	現代の世代が、将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し、現在の世代の要求を満たしていこうとすること。
持続可能な開発目(SDGs)	SDGs: Sustainable Development Goals の略。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際社会共通の目標17項目。うち、12項目が環境に関連している。
持続可能な開発のための2030アジェンダ	2015年9月国連総会で採択された先進国を含む全ての国に適用される開発目標のこと。貧困の撲滅と持続可能な発展・開発の実現を目指す。
持続可能な社会	安全が確保されることを前提として、低炭素、循環、自然共生の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会のこと。
渋川市公共施設等総合管理計画	公共施設等の総合的かつ計画的な管理をするための計画。平成27年3月に「渋川市公共施設等総合管理計画」を策定。
渋川市地球温暖化対策実行計画	渋川市の行政機関における温室効果ガス排出削減を進めるための計画。平成30年3月に「渋川市地球温暖化対策実行計画(2018-2022)」を策定。
循環型社会	廃棄物等排出の抑制、排出された廃棄物等の資源としての利用、利用できないものの適正処分により実現される、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。
食品ロス	本来食べられるにもかかわらず、食べ残し、売れ残り、期限切れなどで、捨てられてしまう食べ物のこと。

水素	非金属元素で元素記号は H。宇宙で最も豊富に存在する。燃やしても水(H ₂ O)のほかに排出物を出さないことから、化石燃料等の代替エネルギーとして期待されている。
水源涵養	森林などの土壌から地下に徐々に水が浸透し、水を蓄え、水源を形成し、地下水や河川を育む働き。
生態系	植物、動物、微生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境を総合した系、システムを意味する。
生物化学的酸素要求量(BOD)	微生物によって有機物を分解するときに消費される酸素の量を意味し、河川の有機汚濁を測る代表的な指標のこと。一般的に値が大きいと汚濁が進んでいることを示す。
生物多様性	人間だけでなく、動物、植物、昆虫など様々な生き物がお互いにつながり合って生きること。「生態系の多様性」「生物種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つの多様性から成り立っている。
生物多様性戦略	生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)のこと。
扇状地	山地から川へ流出した土砂土石が、平地に向けて扇型に堆積してできた地形のこと。
タ行	
第一次産業	国勢調査等で用いる産業の分類で、農業、林業、漁業等が該当する。
第二次産業	国勢調査等で用いる産業の分類で、建設業、製造業等が該当する。
第三次産業	国勢調査等で用いる産業の分類で、各種商業・サービス業、医療等が該当する。
太陽光	太陽から放出される光のことで、目に見える可視光線のほか、γ線、X線、紫外線、赤外線が含まれる。
太陽熱	太陽光によって発する熱のこと。
第四紀・洪積世	第四紀は約200万年前から現在までを含む時代で、その前半の世。人類出現の時期である。
段丘	河岸に沿って平坦面と急崖が階段状に配列している地形のこと。
段丘斜面	段丘の縁辺の斜面。
地域環境資源	自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称のこと。
地球温暖化・気候変動	地球の平均気温が上昇し、気候システムが変化すること。
地方公共団体実行計画(事務事業編)	全ての都道府県及び市町村のほか、特別区、一部事務組合及び広域連合も策定が義務づけられている。計画の内容は、公共施設等での省エネや創エネ等を進めて、地球温暖化を防止する計画のこと
地方公共団体実行計画(区域施策編)	地域住民や事業者が主となる取組を定めたもの。地域の自然的社会的特性を踏まえた取組によって、新たな事業や産業の創出などの地域づくりの推進にもつながる、低炭素なまちづくりの核となる計画のこと。
低炭素社会	現状の産業構造やライフスタイルを変えることで、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出量を低減した社会のこと。
てまえどり	購入してすぐ食べる場合に、商品棚の手前にある商品や販売期限の迫った商品を積極的に選択する購買行動のこと。
デマンド交通	利用者が交通業者に電話などで乗車を要請(デマンド)することで利用する交通手段。複数人の乗り合いで目的地まで送迎を行う。

典型7公害	環境基本法(旧来は公害対策基本法)に定められた7種(大気、水質、騒音、振動、土壌、悪臭、地盤沈下)の公害のこと。
電力利用のスマート化	家庭や事業所等電力を使う側と、発電・送電等の供給する側を、インターネット等の情報通信技術でつなぐことにより、全体的なきめ細かいコントロールを行うもの。
特定空家等	渋川市空家等及び空地の適正管理に関する条例第2条第1項において、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。
ナ行	
燃料電池	水素と酸素の化学反応から生じるエネルギーにより電気と熱を発生させる装置のこと。
ハ行	
バイオマス	生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、一般には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」。廃棄物系バイオマス、未利用バイオマス、資源作物の3つからなる。
パークアンドライド	自宅から自家用車で最寄り駅またはバス停まで行き、自家用車を駐車させた後、公共交通機関を利用して目的地に向かうこと。
パリ協定	第21回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において2015年12月に採択された地球温暖化・気候変動に関する国際的な枠組み。世界全体としての実施状況の検討を5年ごとに行う。
ヒメギフチョウ	昆虫のチョウの一種。ギフチョウとともに自然保護の象徴とされ、国内の保護活動が盛んである。原生林ではなく、人が入り管理する里山が生息環境である。
フードドライブ	家庭で食べきれない食品を学校や職場に持ち寄ったり、行事やイベントに合わせて地域の余っている食品を集め、それらをまとめて地域の福祉施設や団体、フードバンク等に寄附する活動のこと。
フードバンク	製造工程で発生する規格外品や賞味期限間近など、品質には問題ないが通常の販売が困難な食品・食材や、個人・団体等からの食品の寄贈を受け入れ、支援を必要とする人等へ提供する活動のこと。
プラスチック製容器包装	容器包装リサイクル法の対象となる、生鮮食品のトレイ、カップやパック類、ボトル類、ポリ袋・フィルム類などプラスチック素材でできた容器や包装のこと。
分水嶺	異なる水系(河川の系統)の境界線となっている山稜(山の峰の連なり)のこと。三国山脈を挟んで太平洋側と日本海側に分かれる。
放射性物質	放射線を発する物質のこと。放射線にはアルファ線(α 線)、ベータ線(β 線)、ガンマ線(γ 線)等がある。

施策の指標

基本方針1【生活環境】

安全で安心して生活し続けられるまち

No	指標名	現状値 令和4年度	目標値 令和10年度	備考	主管所属
基本目標 1-1 生活環境を守る					
1-1-1 大気汚染のない空気のきれいなまち					
1	雨水pH値	5.8	6.0	Σ (1降雨ごとの水素イオン濃度×降水量)/全降水量をpHに変換	環境森林課
1-1-2 水質汚濁のない気持ちよく訪れることができる水辺					
2	環境基準達成率 〈市街地河川(C類型BOD値)〉	97.5%	98.0%	C類型BOD値5mg/ℓ以下の河川数/測定河川数	環境森林課
3	ホタル生息地	14か所	15か所	市内ホタル生息地箇所	環境森林課
4	汚水処理率	77.4%	84.6%	利用人口/住民基本台帳人口×100	業務課
1-1-3 土壌・地下水汚染のない安全なまち					
5	土砂条例に係るパトロール回数	29回	24回	土砂条例に係る年間のパトロール回数	環境森林課
1-1-4 騒音や振動が防止された安心できる近隣環境					
6	規制基準達成率 〈特定事業場騒音〉	58.8%	70.0%	環境基準適合数/測定地点数	環境森林課
7	環境基準達成率 〈自動車騒音(市内全域)〉	97.6%	98.0%	自動車騒音常時監視 環境基準適合戸数/対象住居戸数(市内全域を5年かけて調査)	環境森林課

基本方針2【自然環境】

緑と水がおりなす多様な自然・生物と共生するまち

No	指標名	現状値 令和4年度	目標値 令和10年度	備考	主管所属
基本目標 2-1 雄大な自然環境を守る					
2-1-2 里山環境が保全され、多様な生態系とともにあるまち					
8	森林整備実施面積	4.83ha	40.0ha	森林整備実施の面積	環境森林課
9	間伐面積	129ha	110.0ha	間伐面積 (県集計によるもの)	環境森林課
10	竹林整備面積	1.86ha	7.5ha	竹林整備面積	環境森林課
11	農地保全に係る活動団体数	11団体	15団体	農地保全に係る活動団体の数	農政課
12	遊休農地面積	224.5ha	4.0ha 2027年度目標値	平成28年10月「渋川市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を参考に推計	農業委員会事務局
基本目標 2-2 生物多様性を守る					
2-2-1 重要種の保護、有害種や特定外来生物への対応が進み、野生生物と共存するまち					
13	ヒメギフチョウ産卵数	2,196個	2,500個	ヒメギフチョウ産卵数	文化財保護課

基本方針3【快適環境】

地域の歴史や文化を再発見し、身近な自然環境を生かした景観をつくるまち

No	指標名	現状値 令和4年度	目標値 令和10年度	備考	主管所属
基本目標 3-1 歴史と文化をつなぐ					
3-1-1 歴史的環境の保全と活用が進んだ魅力あるまち					
14	国指定文化財件数 県指定文化財件数 市指定文化財件数	13件 40件 128件	15件 42件 133件	指定文化財数件数 国・県指定文化財は、国及び県の判断による。ただし、金井東裏遺跡については、上信道金井パイパスの供用開始に併せて県指定とする整理を県が進めているため、H35年度に1件増とした。また、市指定文化財を県指定とする物件があった場合は県と協議を進めていく。	文化財保護課
3-1-2 文化的活動の進んだ魅力あるまち					
15	市民総合文化祭参加者数割合	8.0%	12.0%	人口に占める市民総合文化祭参加者数の割合 参加者数(発表者+入場者) / 住民基本台帳人口 × 100	生涯学習課
16	公民館学習参加者数	21,735人	57,300人	各種事業の参加者数	公民館
基本目標 3-2 良好な景観を守る					
3-2-1 緑に親しめる環境の形成が進み、うるおい豊かなまち					
17	緑化苗木配布数	26,651本	41,000本	緑化苗木の配布数	都市政策課

基本方針4【循環型社会】

廃棄物を減らし、資源を循環利用するまち

No	指標名	現状値 令和4年度	目標値 令和10年度	備考	主管所属
基本目標 4-1 資源を有効に活用する					
4-1-1 3Rが進み、ごみが少ないまち					
18	家庭系ごみの1人1日当たりの排出量	654g	617g	1日当たりの家庭系ごみの排出の総量/人口(リサイクルごみ、資源ごみの排出量は除く)	環境森林課
19	ペットボトルの収集量	150t	131t	年間のペットボトルの収集量	環境森林課
20	資源ごみ回収量	1,898t	1,593t	年間の資源ごみ回収量	環境森林課
21	小型家電回収量	3,645kg	6,700kg	年間の小型家電の回収量	環境森林課
4-1-3 不法投棄防止や環境美化が進み、安心できるまち					
22	特定空家等解決件数率	57.8%	55.0%	特定空家、特定空家になると思われる空家に対する解決件数の割合	市民協働推進課
23	空家活用件数	8件	25件	空家活用支援事業補助金申請件数の累計	建築住宅課
4-1-4 食品などの廃棄、フードロスをなくす取組を推進するまち					
24	フードドライブ実施回数 (累計)	3回	12回	フードドライブの実施回数の累計	環境森林課
25	しぶかわフードラブ協力店登録店舗数	51店舗	68店舗	しぶかわフードラブの登録店舗数	環境森林課

基本方針5【地球環境】

持続可能な低炭素化を進めるまち

No	指標名	現状値 令和4年度	目標値 令和10年度	備考	主管所属
基本目標 5-1 地球温暖化防止活動を推進する					
5-1-1 気候変動対策を推進し快適に暮らせるまち					
26	電気自動車用急速充電器利用回数	2,553回	3,100回	市内2か所設置の電気自動車用急速充電器の利用回数	環境森林課
5-1-2 気候変動に適応した安全に暮らせるまち					
27	防災資機材整備補助団体数	15団体	14団体	防災資機材の整備補助をする団体数	危機管理室
28	自主防災組織の防災訓練、防災講話等への職員派遣済団体数	50団体	105団体	自主防災組織の防災訓練、防災講話等への職員派遣済団体数	危機管理室
29	クールシェアスポット数	0か所	30か所	市内のぐんまクールシェア登録施設数	環境森林課
5-1-3 地球温暖化対策を進める市役所					
30	温室効果ガス排出量削減数値(市役所)	12,006,190kg-CO ₂ (2022年度基準)	10,168,000kg-CO ₂ (2027年度)	温室効果ガス排出量の削減数値	環境森林課
基本目標 5-2 エネルギーを有効に活用する					
5-2-1 エネルギー効率のよいライフスタイル					
31	エコリフォーム件数	—	937件	住宅の省エネ化に資するリフォーム促進事業補助金申請件数の累計	建築住宅課
5-2-2 自然エネルギーを利用するクリーンなまち					
32	住宅用スマートエネルギー機器設置件数	98件	800件	住宅用リチウムイオン蓄電池及び HEMS 補助金申請件数の累計	環境森林課
5-2-3 都市インフラと公共交通の省エネルギーが進んだまち					
33	乗合バス利用者数	149,455人	150,000人	市町村乗合バス輸送実績報告書による数値	交通政策課
34	JR乗車人員(渋川駅、八木原駅)	1,315,095人	1,624,250人	東日本旅客鉄道(株)によるデータ(渋川駅及び八木原駅年間乗車人員数合計)	交通政策課

基本方針6【学習・参加】

地域協働による環境づくりをするまち

No	指標名	現状値 令和4年度	目標値 令和10年度	備考	主管所属
基本目標 6-1 環境学習、環境情報の共有を推進する					
6-1-1 環境学習が進み、環境についての理解と実践が広がるまち					
35	環境学習会参加者数	10人	60人	親と子の環境学習会の参加者数	環境森林課
36	エコ・リーダーズセミナー参加者数	31人	50人	エコ・リーダーズセミナー参加者数	環境森林課
37	環境まつりにおける牛乳パックの回収量	2,660kg	5,000kg	環境まつりにおける牛乳パックの回収量	環境森林課
基本目標 6-2 参加、協働を推進する					
6-2-1 市民参加と協働が進み、市民・事業者・市がともに環境を創るまち					
38	環境NPO法人登録団体数	14団体	17団体	しづかわNPO・ボランティア支援センター利用登録のうち環境NPO法人数	市民協働推進課

第2次渋川市環境基本計画 (2024-2028)

(令和6年3月発行)

発行 渋川市

編集 市民環境部 環境森林課

〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地

電話 0279-22-2111

URL <http://www.city.shibukawa.lg.jp>